



藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判(1) : マルクス主義法学終焉論の最終章

森下, 敏男

(Citation)

神戸法學雑誌, 67(2):1-145

(Issue Date)

2017-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009994>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009994>



神戸法学雑誌第六十七巻第二号二〇一七年九月

藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判(1)

——マルクス主義法学終焉論の最終章——

森 下 敏 男

はじめに

ここ約10年の間、私は、「歴史に裁かれたわが国における社会主義法研究」に端を発し、もともと私の意図したところではなかったが、成り行き上、マルクス主義法学批判の論文を書き続けてきた。その間の事情については、前稿（「わが国におけるマルクス主義法学の終焉（上・中・下Ⅰ・下Ⅱ・下Ⅲ）」、『神戸法学雑誌』64巻2号、65巻1号、2号、4号、66巻1号、2014-2016年）の（上）の冒頭で述べたとおりである。そしてそこでも示唆したのであるが、藤田教授のこの著作『法と経済の一般理論』を取り上げないでは、マルクス主義法学批判は画竜点睛を欠くのではないかと思うに至った。思いがけずも遠くまできてしまったの感があるが、あるいはこれも、神の仕組んだ必然の成り行きである

にすぎず、私は社会法則に踊らされているだけなのかもしれない⁽¹⁾⁽²⁾。

第1編 序説

第1章 「狭義法律学」と「広義法律学」——一つの方法的視点として

第1節 「狭義経済学」と「広義経済学」

第2節 「狭義法律学」と「広義法律学」

第3節 「狭義の法」と「広義の法」

第2章 ソ連における「法の一般理論」の展開

第3章 パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』（1924年）

第1節 対象と方法

第2節 「商品交換の媒介形態」論

第3節 所有論

- (1) このように言う時、私は、藤田教授の次のような文章を念頭においている。教授は、歴史的現実の総体的把握という問題が社会科学の課題となっている時代状況（1960-70年代のことであり、マルクス主義法学の全盛時代であった）について語り、「そしてまさにこのような課題が歴史によって提起されるときに、歴史的現実の総体的把握の可能性そのものを否定するような科学方法論が登場してくることもまた、歴史法則にかなっているのである」（『法と経済の一般理論』、1974年、1頁）。私は、半世紀も後れをとってしまったのであるが。
- (2) 本稿では、論文・著書名を、以下のように略記する。藤田教授の論者は、『ソビエト法理論史研究』（1968年）を『法理論史』、岩波現代法講座第7巻『現代法と経済』（1966年）所収の「法と経済の一般理論」は「論文・一般理論」、『法と経済の一般理論』（1974年）は『著書・一般理論』、『概説ソビエト法』（1986年）は『概説』、『マルクス主義法学の方法的基礎』（2010年）は『方法的基礎』と略す。パシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』（稲子恒夫訳、原著は1924年）は『一般理論』と略す。前後の関係から出典が自明の場合は、「同書」、「前掲書」などと略すこともある。拙稿については、「わが国におけるマルクス主義法学の終焉（上・中・下Ⅰ・下Ⅱ・下Ⅲ）」（『神戸法学雑誌』64巻2号、65巻1号、2号、4号、66巻1号、2014-2016年）を、「前々稿」は、「歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究（上・中・下）」（『神戸法学雑誌』59巻3号、4号、60巻1号、2009-2010年）を指す。

第4節 国家論と階級原理

第5節 法と倫理

第6節 法と法違反

第7節 法の形態論・等価性原則

第8節 まとめ

第4章 藤田著『ソビエト法理論史研究』（1968年）

第1節 序説

第2節 1920年代のパシュカーニス理論の評価

第3節 パシュカーニス理論の補充の試み

第4節 1930年代前半のソビエト法理論の第一の転換

第5節 1930年代後半のソビエト法理論の第二の転換

第6節 二段階の転換の位置づけと評価

第7節 「社会主義法」論の虚妄と「半〇〇」論

第8節 まとめ

第2編 藤田論文「法と経済の一般理論」（1965年）

第1章 序論

第2章 「論文・一般理論」の構成

第3章 流通過程（商品交換関係）の規定的意義

第4章 法の形態規定論（「論文・一般理論」第1節）

第5章 補説：梯明秀氏による問題提起

第6章 法の本質規定論（「論文・一般理論」第2節）

第1節 再生産過程と法的関係の階級性

第2節 経済関係の範型の国家権力による規範化

第3節 再生産構造の法規範への表現

第4節 法規範の経済関係への「反作用」と現実的法関係の形成

第5節 国家の経済政策と法

第7章 法の歴史性と社会構成体（「論文・一般理論」第3節）

第1節 法の生成・死滅の根拠

第2節 法の固有の歴史の欠如

第3節 「広義法律学」的意味における歴史性

第4節 社会主義と法の死滅

第8章 形態論と本質論の統一の問題

第9章 まとめ

第10章 民科内部での藤田批判と藤田教授の「屈服」

第1節 歴史は繰り返す

第2節 藤田教授の弁解と反省

第3節 宇野理論に関連した補足 (以上本号)

第3編 藤田著書『法と経済の一般理論』(1974年) (以下次号)

第1章 方法論的考察

第2章 法の上部構造の生成論

第3章 法の上部構造の現象論

第4章 法体系の内部編成

第5章 『概説ソビエト法』による例解

補編 『マルクス主義法学的方法的基礎』への若干のコメント

第1編 序説

学生時代の私が、岩波書店の現代法講座第7巻『現代法と経済』(1966年)の藤田教授の巻頭論文「法と経済の一般理論」に衝撃と感銘を受けたことについては、これまでも書いたことがあるし(拙稿「法律嫌いの法律学、ソ連嫌いのソ連学、社会嫌いの社会科学」、『神戸法学雑誌』60巻3・4号、2011年、93頁)、本稿を書くきっかけとなった2013年の比較法学会の報告でも語った。この藤田論文は、マルクス主義法学者による「法の一般理論」(構想)としては模範解答とでもいうべきものであったろう(もちろん私自身は異なる立場にあるし、後に多くの批判的意見を述べる)。そしてそれは、教授によるバシュカーニス研究の成果でもあった。

藤田論文は、一般に、正確を期すためではあろうが、しばしば長い修飾句や限定句が付いて回りくどい表現になっていたり、矛盾する説明が多かったり（教授の心の中では、「弁証法」的に統一されているのであろうが）、あえて断定を避けて、曖昧な表現を多用している。しかし、「論文・一般理論」は、頁数が限られていたからであろうが、コンパクトな文章で、論点が簡潔に論じられている（曖昧な表現や矛盾する説明はなお多いが）。他方で、その後刊行された著書『法と経済の一般理論』の方は、私は全体的に否定的に評価してきた。この著作は緻密で難解ではあるが、本論に入る前の準備的考察に止まっていることもあって、「史的唯物論の法律的色づけ」（この表現は、教授が、パシュカーニス以前の素朴なマルクス主義法学を評して用いていたものである。『法理論史』、379頁）の域を出るものではない。

藤田教授の「法の一般理論」は、ソ連におけるその延長線上にある。教授は、当初は、パシュカーニス理論と、その不十分な部分を補おうとした1920年代末から1930年代初頭のソ連における議論の展開を受け継ぎ、さらにそれを発展させるべく自らの「法と経済の一般理論」を構想していた。それは、教授の「論文・一般理論」に反映している。しかし、それに対してわが国のマルクス主義法学者内部から批判があったようで、教授はその後考え方を修正していく。そして、その後の藤田理論からはパシュカーニスの影響はほとんど影を潜め、1930年代後半以後のソ連の議論の影響が強くなっていくのである。教授の著作にはソ連の議論が数多く引用されているし、ソ連の著作の翻訳・監訳も行っている（『国家と法の理論（上・下）』、1954年、原著は1949年。『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論（上・下）』、1973年、原著は1970年）。学問の自由、言論の自由、思想の自由を失って御用学問となっていたソ連の社会科学は、批判の対象にする価値もない代物であるが、教授はそこからも学ぶ価値があると考え、また学んでいるのである。そのあたりにも、藤田説の大きな限界がある。

つまり、藤田教授の議論は極めて緻密で用意周到に見えるが、独創性ということになるとあまり感じられないのである。そもそもマルクス主義者には、独

創性を発揮する余地はほとんどない。マルクス理論を完璧と考え、その枠内で、マルクス理論と整合性をもたせつつ、マルクスならどう考えたであろうかを想像しつつ、自らの説を組み立てていくという発想になっているようにみえるからである。そこでは結論は初めから決まっています（例えば「ブルジョア法の階級性」、「ブルジョア法の没落の必然性」等々）、後はそれを如何に巧みに、整合的に、緻密に、さらに言えばスコラ的に説明するかという課題が残っているだけなのである。そのようなマルクス主義の学問状況なので、ここではまず、第1章の序論に続いて、教授による法の一般理論の研究の前提にもなっているソ連での論争（第2章）とパシュカーニス理論（第3章）、それに関する教授の研究（第4章）の検討から始めよう。第2、第3、第4章は、問題の性質上、若干重複する部分がある。

第1章 「狭義法律学」と「広義法律学」——一つの方法的視点として

本稿は、藤田教授の『法と経済の一般理論』の批判を目的としたものであり、方法論といったものは特に必要としない。ただ方法的視点の一つとして、「狭義法律学」（狭義の法）と「広義法律学」（広義の法）の区別について、予め論じておくことが便宜だと思う。実は藤田教授の論著は、「法とは何か」という基本的な問いに対して、明確な答えを示していない。もともと1920年代のソ連の論争では、法は規範か、イデオロギーか、それとも社会関係かといったレベルで論争が展開されていた。私は、そのような問題提起自体に違和感をもつが、藤田教授は、そのようなソ連での議論を前提としつつ、自説を展開している。そうであれば、先の問いに対する教授の一定の解答が示されて然るべきだと思う。しかし「論文・一般理論」では、そもそもそのような問題意識がみられない。それに対して、『著書・一般理論』では、教授は、「法とは何か」という問題をはっきり提起している。にもかかわらず、それに対する解答は、やはり明確なものではない（第3編で論じる）。藤田説が分かりにくい理由の一つは、このような曖昧な点を数多く残したまま議論を続けていくことにある。

そこで本稿では、まず私自身の法の定義を明確にしておきたい。「狭義の法」、「広義の法」という用語自体は私の造語であるが、それはエンゲルスによる「狭義経済学」と「広義経済学」の区別に依拠したものである。藤田教授の論稿の中にも、これら経済学の区分の話はしばしば登場し、法律学についてもそのアナロジーを用いている（「狭義法律学」、「広義法律学」といった表現は用いていない）。これらの用語には語弊もあるが、私などが新語や新しい表現を使っても一般性がなく、かえって議論を混乱させるであろうから、ここでは、マルクス主義文献ではよく用いられるエンゲルスの先の表現のアナロジーを用いることにする。

第1節 「狭義経済学」と「広義経済学」

エンゲルスによれば、「広義経済学」とは、「人間社会における物質的な生活資料の生産と交換とを支配する諸法則についての科学」である（岩波文庫版『反デューリング論（下）』、9頁）。生産・交換の諸条件は、歴史の発展段階において異なっているから、「まず生産と交換とのそれぞれの発展段階の特殊な諸法則を研究する」。その後で「生産と交換一般にあてはまる少数のごく一般的な法則をうち立てることができる」（同書、10頁）。このように、人類史全体にわたるような経済活動の諸法則を探求するのが「広義経済学」である。その前提としては、各歴史段階の経済活動の研究が必要であるから、そのような個別研究は、「広義経済学」の一部ということになる。

他方で「狭義経済学」とは、「本質的に一八世紀の子供」であって、アダム・スミス等の古典派経済学によって開始されたものである。それは資本主義的生産様式の発生・発展を研究対象とするものであるが、それはマルクスによって、資本主義の社会主義的批判へと発展していったという（エンゲルス、岩波文庫版『反デューリング論（下）』、14-15頁）。

広義経済学は、単に狭義経済学の寄せ集めではないが、しかし、広義・狭義の違いは、主として対象の時期範囲の広狭の差にすぎず、したがって、狭義経済学は広義経済学の一部にすぎないかのように思われるかもしれない。しかし

ここでの狭義・広義の区別には、より深い意味があると考えられるべきである。広義・狭義の区別は、対象の違いだけではなく、方法論の違いにも関わってくるからである。エンゲルスは別の場所で、「経済学は商品から、すなわち個人々のあいだ、あるいは原始共同体のあいだに生産物の交換が生まれたときからはじまる」と述べている（『マルクス・エンゲルス全集』13巻、478頁）。これは、市場経済と経済学の関係を、的確に物語っている。市場それ自体は、他の社会諸関係から独立した自己完結性をもつ傾向があり、そこに一定の法則性が生まれる根拠が存在するのである。

しかし資本主義以外の経済制度は、政治、家族、習俗、宗教、共同体など、様々の社会諸関係と一体となっており、したがって独立した純粋な経済学は成立しようがない。そこでは、社会諸科学の協力による現状分析と、さまざまな現状分析の総合から導きだされる一般理論的なもの（「例えば「封建社会の一般理論」的なもの）はありうるが、経済の一般理論は成立しないだろう。市場原理が生産過程を包摂し、いわゆる自己調整的市場経済の成立した資本主義社会においてこそ、純粋な経済学が成立することになる。これが「狭義の経済学」である。それは、市場経済の原理と法則性を探究するものである。

エンゲルスは、先の「広義経済学」の説明の中で、次のように言う。特定の歴史的社会の生産と交換のあり方が分配のあり方を規定し、そこから階級差別が、支配階級と被支配階級、搾取階級と被搾取階級の分裂（奴隷所有者と奴隷、領主と賦役農民、資本家と賃金労働者）が生じる（岩波文庫版『反デューリング論（下）』、10-11頁）。ここにもみられるように、マルクス主義者による広義経済学は、各社会構成体毎の経済の階級的構造と搾取の仕組みの説明に終始する傾向が出てくることになる。俗流階級理論である。

このようにみえてくると、広義・狭義の違いは、単に対象とする時期の広狭の差ではなく、方法論的にも大きな違いがあることになる。このことは、マルクスの解剖学の例え話とも関係してくる。マルクスは、「人間の解剖は猿の解剖にたいする一つの鍵である」が、その逆は例外的にしか成り立たないと述べている。経済について言えば、「ブルジョア社会は、もっとも発展した、またもっ

とも多様な、生産の歴史的組織である。だからその諸関係を表現する諸範疇は、その仕組の理解は、同時に、没落しきつたすべての社会形態の仕組と生産諸関係への洞察を可能にする」と言うのである（国民文庫版『経済学批判』、301-302頁）。マルクスはその理由を、ブルジョア社会は旧社会の残骸のうえに築かれている、過去の遺産が残っている、予兆にすぎなかったものが完成型へと発展した等々によって説明している。最初の二つはあまり説得的ではないが、第三の説明は重要な意味をもっている。

つまり未完成型は混沌としていて雑多な要素が混在しているのに対して、完成型は純粋型であり、整然とした構造と性質をもっているはずである（ただし猿を人間の未完成型というのは、おそらく正しくないであろうが）。したがって完成型の構造を解明することは、未完成型のそれを解明する手がかりとなるのである。自立した自己完結的な市場経済を完成させた資本主義経済の仕組を解明すれば、それ以前の経済の仕組の解明も容易になるのである。マルクスは、「地代を知るならば、貢賦、10分の1税等々を理解することができる」といった例をあげている。このように、資本主義経済（市場経済）の解明を前提とし、それを基準として他の社会構成体の経済を研究することは、対象からすれば「広義経済学」であるが、方法的には「狭義経済学」的方法と言える。例えば封建経済の研究は、既述のように、社会諸科学の共同が必要であるが、狭義経済学的方法は、その一部を成すことになる。

この問題は、社会主義経済学をどう捉えるかという問題にも関係してくる。「狭義経済学」的視点から言えば、市場経済が消滅する社会主義の下では、経済学は消滅することになる。初期ソ連の最大の理論家であったブハーリンも、「経済学は商品経済を研究するものである」と述べている。そして、「『人間相互の関係』が『物と物との関係』としては表現されず、社会経済は市場および競争の盲目的な力によらずに、意識的に伝導し得る一個の計画によって規制される」社会では、「『盲目的な市場法則』を研究対象とする科学が存在する余地はまったくない」のであり、「資本主義—商品社会の終りは、経済学の終りにもなるであろう」と予言していた（救仁郷繁訳『過渡期経済論』、1978年、2頁。

原著は1920年)。

とはいえ、社会主義の下でも当然経済活動は存在する。しかし、それはもはや社会科学の研究対象ではなく、純然たる管理学、技術学の問題だということになる。実際ソ連では、資本主義経済の解剖の学としてのマルクス経済学は役に立たず、ソ連経済学は、数学を駆使した技術学的性格が強かった。しかしそれは理想的（空想的）な社会主義の下でこそ通用する話であって、矛盾に満ちた現実の社会主義社会においては、人間抑圧を隠蔽した上での技術学にならざるをえなかった。そこでは、人間は機械と同じような技術適用の対象でしかなく、人間性の抑圧は完璧なものとなっていた。ここでは、「狭義経済学」は消滅するが、社会主義経済の矛盾の批判的解明の学としての「広義経済学」が必要であった。しかし、マルクス主義経済学者は、そのことをまったく怠ったのであった。

第2節 「狭義法律学」と「広義法律学」

「狭義法律学」と「広義法律学」の関係は、経済学のそれとある程度平行である。「狭義の法」と「広義の法」の関係についても同じである。「狭義の法」と「広義の法」の関係は、対象が異なる（資本主義法と人類社会全体の法）ばかりでなく、それ以上に、方法論的に、「法」の捉え方が異なっている。「広義の法」は簡単であり、あらゆる社会（国家）に存在する規範としての法を意味する。この場合の「規範」とは「規範命題」のことであり、裁判所などの紛争処理・犯罪処罰機関において法源となるものである。それは国家制定法が中心であるが、不文の法や確立した慣習・習俗などの規範命題も含みうる。日常的にわれわれが「法」と言う場合は、このような意味の法であろう。それは、次に述べる「狭義の法」とは異なり、「正義」、「公平」といった理念とは無関係なものも多い。「広義の法」は、一部のマルクス主義者がその死滅の実現を信じている共産主義の下においても、死滅するはずのないものである。

他方で「狭義の法」は、一定の理念に裏づけられた観念であり、意識である。その理念が実定法規範に反映しておれば、その場合の「狭義の法」は「広義の

法]の一部と重なる。そのような実定法規範もまた、「狭義の法」と呼んでよい。法の理念は「正義」であり、「正義」とは「公平」、「平等」を意味する。人類社会はその歴史の初めから、人間の関係は、公平・平等であるべきだという社会意識と規範をもっていたはずである⁽³⁾。ギリシャ神話の正義の女神テーミスは、「公平」原理のシンボルとして秤を手にしていた。古代エジプトの「死者の書」や、インド由来の閻魔大王（十王）の死者の裁きにも秤は登場する。秤が象徴するような公平の理念は、人類史とともに古くから存在した。法は、この公平にこそ正義があるという観念を理念化し、「規範」化したものである。

ここでの「規範」とは、いわゆる「法＝規範」説の言う実定法「規範」ではなく、「存在」(Sein)に対する「当為」(Sollen)の世界という意味での「規範」である(法意識、法的関係なども、当為＝規範の世界の存在である)。このような法の理念は、他の社会諸関係から独立に、ある程度、独自の歴史と普遍的な論理を有する。これらのことは前稿でも論じた(「前稿(上)」、85頁以下)ので、詳細は省略する。私としては、このように理解された法を「本来の法」、「あるべき法」とでも呼びたいところであるが、それが特に資本主義法において発展することも考慮に入れて、便宜的に、本稿では「狭義の法」と呼ぶことにする。

このように、「広義の法」と「狭義の法」は、単に対象の広い、狭いを意味するわけではなく、法の捉え方を異にしている。それは次元を異にしているので、本来は広義、狭義と並列すべきものではない。したがってまた「狭義の法」

(3) 「前稿(上)」、85頁以下参照。なお藤田教授は、『ソビエト法理論史研究』の中で、レイスネルが、法を他のイデオロギー形態から区別する標識を、「平等」、「正義」の観念においていたことを指摘している(同書、64-65頁)。確かに彼は、「正義」カテゴリーを、「法イデオロギーの最も純粋な形式的本性」として指摘している。また、法をイデオロギーとして規定する場合、「真実、正義、分配における平等、人と物の比例的関係の観念」に依拠すると述べている(露文『法』、1925年、24頁)。さらにレイスネルは、自説を正当化するために、後に述べるマルクス『ゴータ綱領批判』やレーニン『国家と革命』にも依拠している(同書、256-257頁)。レイスネル説は、全体としては肯定的に評価しがたいが、法の本质を平等原理に求めた点は正しい。

は「広義の法」の一部というわけでも必ずしもない。両者の区別は、正確とは言えないが、一定の理念に基づく「本来の法」と現実の実定法との違いと言ってもいいのである。ただ資本主義の下では、「広義の法」が「狭義の法」に接近する物質的条件が存在し、「広義の法」に「狭義の法」がかなりの程度反映する。そのような場合には、「狭義の法」は単なる「理念としての法」ではなく、実定法でもあるわけである。したがって、「狭義の法」と「広義の法」の関係は、「資本主義法」と人類史上の法一般との区別に、ある程度対応しているとも言えるわけである。

このような意味での「狭義の法」の観念は、古くから存在していたとはいえ、前近代においては、同時に他にも様々の社会意識や規範意識が並存していたのであって、近代に至るまでは、多くの社会において、「正義」、「公平」などの理念が支配的な観念であったということとはできない。むしろ前近代社会を支配していた「広義の法」の多くは、「狭義の法」の理念とは敵対的でさえあった。そして近代資本制社会において初めて、「狭義の法」の諸理念は、支配的な理念として確立していくことになるのである。その内容は、近代の自然法思想にも表現されている。とはいえ、その諸理念が、実定法規範化されるにはかなりの年月が必要であったし、現在もその途上にある。と同時に、理念としての法の内容自体も、固定的なものではなく変化する。

市場経済の発展と共に、「狭義の法」が支配的な思想となってきたのには、物質的根拠がある。価値法則に基づく等価交換という「等価性」を原理とする市場経済は、「公平」という法の理念に最も適切な経済システムだからである。だからこそ人類社会は商品経済を受け容れ（その結果麗しき共同体が危機に瀕するにもかかわらず）、また商品経済を発展させることができた。他方で商品経済の発展は、ますます公平を理念とする法を発展させることになる。つまり資本主義の構造と法の理念は相性がよく、相互促進的に発展していくのである。それは、対等者の自由意思による契約という原理と直接に結びつく。さらに、「正義」、「公平」の原理は、「自己調整」的な市場の仕組みとも関係して、「均衡」、「均衡・抑制」、「フィードバック原理」といったコロラリーを生み、

それらが契約法だけでなく、公法を含む法体系全体を規定する原理となっていくのである。

商品経済の発展だけでなく、人間精神の一般的発展も、法の理念を発展させる。マルクスは、物質的労働と精神的労働の分業が始まる時、「この瞬間から意識は世界からときはなたれて『純粹』理論、神学、哲学、道徳などの形成へうつってゆくことができるようになる」と述べている（岩波文庫版『ドイツ・イデオロギー』、39頁）。人類史上、物質的労働と精神的労働の分割以後も、大小の精神革命が数多く存在したであろう。特に15世紀以後の宗教改革、ルネッサンス、啓蒙思想の展開は、自由な商品経済の展開が中世の暗闇から人間精神を解き放った結果であるが、一旦解き放たれた自由な精神は、物質的・経済的制約をも超えて自己展開する。その結果、人間尊重の精神が、法の理念をさらに豊かにしていくことになる。

法を、このように、正義、公平の理念において捉え、商品交換の媒介形態としての法によってそれが実現されてきたことから考えると、資本主義法こそ法の最高形態であり、それが「狭義法律学」の主たる対象ということになる。資本主義の実定法体系と理念としての「狭義の法」は即時的に一致しているわけではないし、理念としての「狭義の法」は太古の昔から存在する。とは言え、一応、資本主義法と「狭義の法」は近似的に一致すると言ってよいであろう。パシュカーニスの著書『法の一般理論とマルクス主義』（1924年）は、「狭義法律学」の典型であった（パシュカーニス理論は1920年代末以後変化していくが、本稿でパシュカーニス理論という場合、特に注記しないかぎり、この『法の一般理論とマルクス主義』段階の彼の理論を意味している）。彼は、「社会関係において法律的な契機が完全な明確さを獲得するに必要なすべての条件をつくるのは、ブルジョア的資本主義社会だけである」とか、資本主義社会における「基本的な法律的概念の弁証法的発展は、最も発展し分化したかたちの法の形態をしめすだけでなく、ブルジョア社会の発展過程にほかならない発展の現実的・歴史的過程を表現している」と述べている（パシュカーニス『一般理論』、57頁）。

藤田教授も、「論文・一般理論」の最初の部分で、「資本主義社会は、法というカテゴリーが最も純粋な形で、すなわち、他の社会諸関係から分化した形で全面的に展開する社会である。…したがって、法と経済の結びつきの理論的分析は、ここでこそ最も必要とされる。同時に、この相互関係の一般理論は、ここでのみ十全に展開されうる」と述べている（同論文、3頁）。資本主義社会を「法の最も発展する社会」と言い（同論文、4頁）、「法範疇の最高の発展が、私的所有と商品生産の最高の発展段階である資本主義社会においてみられる」といった表現もある（同論文、25頁）。さらには、資本主義社会において、法は「最高の成熟」を遂げる、とも語っている（同論文、27頁）。教授は、「広義法律学」の成立をもちろん否定はしないが、「論文・一般理論」は、パシュカーニスと同じように、「狭義法律学」的視点が明確に表現されているのである。

このような視点からすれば、他の社会構成体の法は、マルクスの解剖学の譬えのように、資本主義法を基準にして研究することが一定の有効性をもつ（それが「広義法律学」のすべてではない）。藤田教授が、「資本主義のもとでの経済的強制の分析が封建社会における経済外強制の分析を可能ならしめるように、ブルジョア社会における権利概念の分析のみが封建社会における特権の分析を可能ならしめる」と述べている（「論文・一般理論」、4頁）のは、そのことを意味している。特にここでは、「権利」概念の分析「のみ」が「特権」の分析を可能にするとさえ述べられている。「狭義法律学」的視点が明瞭である。

他方で「広義法律学」は、あらゆる社会構成体の法を研究対象とし、そこに共通の法則性を発見しようとする（ただしそれは、一般理論レベルでの「広義法律学」であって、特定の時期の特定の国を対象とした現状分析、歴史研究レベルの「広義法律学」、あるいはその一部分の研究も当然ありうる）。しかし、マルクス主義者の「広義法律学」は、各社会構成体はそれぞれ特有の階級構造をもっているため、その階級的特殊性を専ら強調する研究になりがちである。1930年代後半、パシュカーニスの肅正の上にソ連法学界のリーダーとなったヴィシンスキーの法の定義は後に示すが、それは法を「規範の総体」とみなし（「法＝規範」説）、その前に、「支配階級の意味」を表現し、「支配階級に有利

な…社会関係の保護・強化」を目的とし、「国家の強制力によって保障される」といった説明句が付いている。これは、あらゆる社会（階級社会）の法に適用できる「広義法学」的な定義である。それは、封建法にも資本主義法にも適用できるが、異なるのは階級構成だけということになる。それは近代法に表現されているような法の本質・理念を見失ったものであり、俗流階級論に陥る危険性が高い。

先に、藤田教授の「論文・一般理論」では、「狭義法学」的傾向が見られると書いたが、その後の『著書・一般理論』では、異なる論調がみられる。ここでも対象とされているのは資本主義法であるが、そのことにつき教授は、「ブルジョア法を法一般と同一視する立場、あるいは経済学を『狭義経済学』に限定する立場に等しいものとして批判を受けるかもしれない」と言う。しかしそのような「同一視」はしていないし、「広義経済学を否定する立場に立っているわけでもない」と、教授は弁解している。そして資本主義法を主たる対象とする理由については、「歴史的にあたえられた社会とは何よりもまず資本主義社会」であるからとか、「当該社会に生きる人間にとって理論的・実践的に解決すべき課題の生起の仕方」と関連づけて説明している（『著書・一般理論』、207-208頁）。つまり教授にとっての課題とは、資本主義社会の構造の理論的解明とその革命による実践的否定にあるのだから、当然資本主義法が対象となるというのである（同論文、4頁）。

ここでは、資本主義社会を「法の最も発展する社会」と言ったり、そこで「法範疇の最高の発展」がみられる（だからそこから「法の一般理論」を引き出す対象となる）といったかつての理由付けは見られない。このような表現は、資本主義法を美化・正当化するものであるといった批判（1930年代後半以降のソ連では、社会主義法こそが最高の歴史類型の法であるとされたのである）が、わが国のマルクス主義法学者内部からなされたのかもしれない。

また、例のマルクスの解剖学の譬えに関連する論点についても、藤田教授の説は変化している。教授は、資本主義法の分析を主たる対象とすることに関連して、「このことは、古代法や封建法や社会主義法の研究が法の一般理論にとつ

て、その中心課題にとって無縁であることを少しも意味しない。むしろその逆である」と述べている。例えば、社会主義法の研究はブルジョア法の科学的分析なくしては不可能であるが、「ブルジョア法体系の揚棄の諸帰結」つまり社会主義法のことを意味するはずであるが—の「理論的分析がブルジョア法の存在性格の解明に光をあてるものとなることはいうまでもない」などと言うのである（『著書・一般理論』、208頁）。

私は、社会主義法の研究が資本主義法の研究の役に立つことは全くないと考える（反面教師としては大いに役に立つが、藤田教授はそのような意味で言っているわけではない）が、「ブルジョア法の存在性格の解明に光をあてる」例があるのであれば、是非示して欲しいものである⁽⁴⁾。しかし、例によって教授は、反論されるのを怖れるかのように、具体例を示そうとはしないのである。藤田説では、各社会構成体の法の研究は、他の社会構成体の法の研究にも役に立つといった程度の意味しかない。これは、「猿の解剖と人間の解剖は、相互に役に立つ」と言っていることになり、マルクスの本来の意味は完全に失われているのである。これは、完全に「広義法律学」の立場であり、資本主義法を対象として「法の一般理論」を説く意味はなくなってしまう。

今も述べた社会主義法の位置づけについて、広義と狭義の法律学の立場は、

-
- (4) 藤田教授は、別の論文で、社会主義法研究と資本主義法研究の関係について、次のように語っている。「私は一九五二年から今日まで相当長期間にわたってソビエト法の勉強をやっておりまして、それを研究してゆくときに、どうしても資本主義法についての基本的な考え方というものをもっていないと研究できない」（『法と経済の一般理論』をめぐって」、片岡昇編『現代法講義』、1970年、46頁）。確かに、資本主義法の知識なしに社会主義法の研究はできないが、逆は成立しない。実際ほとんどの欧米・日本の法学者は、社会主義法の知識なしに、立派に資本主義法の研究を行っている。反対に、社会主義法についての知識がある人々のかなりの部分は、それを美化し、そのため資本主義法の認識も大いに歪めてきたのである。マルクスの言え、社会主義法は、ソ連で語られていたような最高の歴史段階の法ではなく、人間からサルへと退化し、さらには死滅へと向かう法ということになる。そして社会主義法（サル）の研究は、資本主義法（人間）研究の役には立たないのである。

真正面から対立する。マルクス・レーニンによる社会主義下の「法の死滅」論は、完全に「狭義法律学」の立場であった。社会主義下では「労働に応じた分配」がなされるが、この形式的平等原則は「ブルジョア法」の名残とされた。共産主義下の「欲求に応じた分配」の下では、実質的な平等が実現されるので、「ブルジョア法」の狭い視野は克服されて、法は死滅することになる。ここでは「社会主義法」は成立の余地がなく、そこに過渡的に存在する法は、「ブルジョア法の残滓」にすぎないことになる。マルクス・レーニンのこのような考え方は、完全に「狭義法律学」的である。パシュカーニスなど、1920年代のソ連の主流派的法律学は、まさにこのような立場に立っていた。しかし、1930年代以降、このように考え方は人民の敵の思想として否定され、反対に、最高の歴史類型の法として、「社会主義法」の成立が高らかに宣言されるのである。これは、完全に「広義法律学」の立場である。

この点に関する藤田教授の見方は、矛盾に満ちている。一方で空想的な「法の死滅」論（「狭義法律学」的）に固執しながら、他方で社会主義法の存在を認めている（「広義法律学」的）。そして社会主義法は、「いわば自らの死滅の前提条件の創出過程を媒介しつつある法体系であるという、きわめてパラドキシカルな歴史的な存在性格をもつ」などと言うのである（「論文・一般理論」、28頁）。しかしそれは、なんらパラドキシカルではない。社会主義法が社会主義法の死滅の条件を作っているのであれば「パラドキシカル」であるが、社会主義法は、「自らの死滅」の前提条件を作っているのではなく、他者（ブルジョア法）の死滅の前提条件を作っているだけである。その前提条件とは、市場の廃止と計画経済化である。社会主義法は、この計画経済を媒介するのであるから、社会主義（空想の産物ではあるが、共産主義も含めて）が存在するかぎり、社会主義法が死滅するはずはない。ブルジョア法が死滅し、社会主義法が生まれると言うだけのことである。それは、封建法が死滅して資本主義法が生まれたのと同じであり、なんらパラドキシカルではないのである。

第3節 「狭義の法」と「広義の法」

さて、「公平」を理念とする法、とりわけ商品交換関係の発達と共にその媒介形態として展開する法を「狭義の法」と呼ぶことは既に述べた。これは、市場経済の発展と共に、自然成長的に展開してきたものであって、先ず慣習、道徳、「生ける法」として事実上存在し、またそのような法意識も生まれてくる。国家はそれを保護・保障するために、それらを整理・統一し、精確化し、経済的強制のためにそれを実定法化する。藤田教授の「論文・一般理論」の「形態規定」論で取り上げられている法は、売買を初めとする等価交換的な契約関係ばかりであるが、これが固有の意味の法であり、典型的な「狭義の法」である。価値法則に基づき、「公平」、「等価性」を原理とするこの種の法は、それ自体独自の価値をもち、独自に運動する力をもつ。したがってそれは、ある程度自己展開的性格を有し、権力・習俗・共同体などの他の社会関係から分化・純化し、特に等価性原理を内包する市場経済の下で、それと相呼応して最高に発展することになる。「公平」、「等価性」の原理は、超歴史的に画一的な意味をもつわけではなく、時代と共に内容が変遷しうる。例えば「形式的平等」から「実質的平等」への比重の変化（あるいはその逆）や、平等原理が適用される主体・対象の範囲が制限されたり（支配層、都市住民内部の平等など）、拡大されていくこともある。

他方では、法には、国家権力・権力者による公共の利益の実現や支配秩序の維持・発展のための命令というまったく別の意味もある。⁽⁵⁾ 古代中国の法家思

(5) 広義の法の起源は、あるいは神の命令にあるのかもしれない。ほとんどすべての民族が、存在するはずもない神を信仰しているのはなぜか。一部の社会生物学者によれば、人類は進化の過程で、社会の秩序を維持するために「神」についての意識を獲得したのだという。一神教の世界では、「もし神が存在しなければすべてが許される」と考える傾向がある。殺人、傷害等、社会の秩序に対する侵害を防ぐためには、「神がそれを禁じている」と考えるしかなかったであろうか。古代の祭政一致の神政政治の下においては、神の命令が法であった。この神の命令が、文明化の過程で世俗化し、法律となったのかもしれない。エンゲルスが、封建社会の世界観を神学的世界観、近代のそれを法学的世界観

想の「法」などもそうである。それは、経済構造を含め、社会の秩序を反映し、それを維持するために制定されるほか、その時々⁽⁶⁾の権力の政策を実現するためにも制定される。これが「狭義の法」である（「広義の法」は、実定法化された「狭義の法」もその一部として内包することになる）。それは既存の「生ける法」などの社会規範の実定法化も含むが、一定の政策の追求のために目的意識的に制定されることも多い。それは公平といった原理を必然的にもっているというわけではないから、権力的・恣意的になることも多い。藤田教授の「論文・一般理論」の「本質規定」論で取り上げている法は、この「広義の法」に対応している。

重要なのは、「狭義の法」が最高に発展する資本主義の下においては、「広義の法」もまた「狭義の法」の論理に支配され、それによってその基本的性格を規定されるということである。つまり市場原理が、その原理と特質を法一般に刻印するのである。これこそまさに、土台が上部構造を規定するという唯物史観の図式に最適の事例となる。ところがなぜかマルクス主義法学者は、このような場合には唯物史観をもちだそうとしない。

「法の支配」の観念も、「狭義の法」から生まれる。商品交換がその実現を媒

と呼んでいるのも、それに対応している。

- (6) 田中成明氏は、法を、「普遍主義型法」、「管理型法」、「自治型法」の三つの類型に分けている（『現代日本法の構図』、1987年、136頁以下）。安田信之氏は、「共同法理」、「指令法理」、「市場法理」の三法理を区分している（『アジアの法と社会』、1987年、46頁以下）。私は、ポランニーに倣って、物質的財貨の三つの取得方法（権力的分配、等価交換、互惠）から、社会のタイプを三つに区分したことがある（「前稿（下・Ⅲ）」、『神戸法学雑誌』66巻1号、141頁）。例えば社会主義社会は「権力的配分」が優位にあり、資本主義社会では等価交換が支配的である。福祉国家ではそれに権力的分配が加わる。家族や共同体型社会では、「互惠」も重要な役割を果たす。これらの取得方法を媒介する法は、田中氏や安田氏の区分に対応している。私の「狭義の法」は「普遍主義型法」や「市場法理」に、「広義の法」は「管理型法」や「指令法理」に対応する（ただしこの場合、「広義」は「狭義」もその一部として含む）。「自治型法」や「共同法理」は、法よりも倫理、慣習等に近い。

介する価値法則の貫徹は、物質的には価値を代表する貨幣によって媒介され、当為の世界では、「法の支配」の規範意識によって媒介される。「貨幣の支配」と「法の支配」が対応することになる。この「法の支配」の原則が、「広義の法」の世界では、「法治国家」という観念を生みだし、国家権力もまた「法の支配」の下に服すものとされるのである。

「狭義の法」が平等な市民間の関係を規制するのに対して、「広義の法」は、それだけではなく権力対個人（必ずしも自立した個人を意味しているわけではない）の関係をも規律する。しかし、「狭義の法」が全面的に発展する資本主義社会においては、「広義の法」も「狭義の法」の論理にしたがって再編成される。つまり権力と個人の関係も、対等な当事者間関係であるかのような論理、つまり契約的論理で再構成されるのである。市民が契約によって国家を構成するという契約国家論はまさにそうである。国家と市民を対抗関係において捉え、より弱い主体である市民を擁護するために生まれた「人権」の観念も同じ発想による。キリスト教世界では神の秘蹟とみなされ、また一般に、しきたり・習俗に支配されることの多い婚姻関係も、対等な男女間の契約と観念されるようになる。マルクス主義者が支配関係、搾取関係とみなす労働関係も、対等者間の労働契約として構成される。行政機関と市民の関係も、対等者間関係とみなされるようになる。刑法では、古来、正義、公平の観念に基づいて、「目には目を、歯には歯を」の原理が正義とみなされていたが、資本主義社会においては、それが「応報刑」、責任に対応する刑罰の理論として正当化された。このように資本主義法においては、法体系全体が契約的な原理で再編成されるのである。

さて、「狭義の法」の原理である「公平」、「等価性」といった「契約」的原理は、そのコロラリーとして、「均衡」（チェック・アンド・バランス）、「フィード・バック」といった原理を生み出す。近代法の諸原則と言われるものは、基本的にはすべてこれらの諸原理によって、あるいはそれに関連づけて説明することができる。若干の例をあげれば、憲法上の原則としての「人権保障」、「法の下の平等」、「権力分立」、「法治国家」論、民法上の原則とされる「契約自由の原

則]、「私的所有権の尊重」、「過失責任主義」、善意取得・表見代理等の外観主義、近代刑法における「意思主義」や「罪刑法定主義」、民事訴訟における処分権主義、刑事訴訟における弾劾主義、時効の法理、英米法におけるデュープロセスの法理、禁反言の法理、陪審制、司法取引等の制度、その他にも近代法特有の多くの原理・主義・思想がある。私は、「法の一般理論」は、藤田教授とは異なり、主として、共通の理念・精神に基づくこれら諸原理や法特有の諸概念・制度の総合的体系として展開すべきものと考えている（後述）。

さて、「狭義の法」と「広義の法」を概念的に区分することによって、社会主義下の法のあり方も理解が容易となる。市場経済を反映する「狭義の法」は、社会主義社会では当然死滅する。あるいは残存するとしても、それは「半法」、「10分の1法」（これらの表現は、後述するように、レーニンの「半国家」論に倣ったものである。本稿第1編第4章第7節参照）であるにすぎない。他方で「広義の法」は、体制の如何を問わず、存在する。しかし、資本主義社会の「広義の法」は、既述のように、「狭義の法」の支配的影響力の下で、近代法の諸理念を体現しているのに対して、市場経済を廃した社会主義社会は、法の理念としての正義、公平の精神を失うから、社会秩序の維持や政策の実現のための法も、それをコントロールする原理を失って恣意的、権力的となり易い。法の精神が失われるという意味では、社会主義の下では、法は事実上死滅し、無法状態に近くなるのである。

第2章 ソ連における「法の一般理論」の展開

ロシア革命後のソ連では、それまで未知の分野であったマルクス主義的な法理論の構築をめぐる、活発な論争が展開された。それは、「法の一般理論」と呼ぶべき内容も含んでいた。まずここでは、初期ソ連の法理論の展開過程をごく簡単に概観しておきたい。

革命後のソ連の法学界では、法の様々の要素、特に、「イデオロギー」、「社会関係」、「規範」のうち、どれを法の規定的要因とみなすかについて論争があっ

た。革命直後（1917-1921年の戦時共産主義期）のソビエト・ロシアにおいては、旧法はほとんど機能を停止したが、新法は未だ制定されておらず、法の空白状態が生じていた。このような状況下では、「法＝規範」説は成立の条件を欠いており、代わって「革命的法意識」こそが法の本質的契機とみなされていた。裁判に際しても、「革命的法意識」、「革命的良心」、「勤労者階級の法意識」などが「法源」とされていたのである。このように、実定法ではなく革命的法意識が支配していた時期においては、レイスネルなどの「法＝イデオロギー」説が、当時の実情にうまく適合しており、一定の影響をもっていた。

しかし1921年にネップ（新経済政策）が採用され、市場経済が部分的に復活し、社会主義の平和的建設期が始まると、民法典が制定され（1922年）、市場経済の媒介形態としての法が重視されるようになる。ストゥーチカヤやパシュカーニスの「法＝社会関係」説が登場したのは、このような状況を反映していた。特にパシュカーニスの「法＝商品交換の媒介形態」説は、当時のソ連の法学界で一世を風靡していた。パシュカーニスは、ソ連の法学者の中では、欧米諸国においても一定の評価を得ている唯一の人であろう。私もまた、彼の業績を高く評価してきた。1924年の『法の一般理論とマルクス主義』が、彼の名著である。

パシュカーニスの法理論については、次節でもう少し詳しく述べるが、行論の都合上、ここでも必要最小限を述べておこう。彼の先の著作は、いわば法学における『資本論』と言える『法の一般理論』を構築しようとしたものである。彼の議論の最大の特徴は、法の本質を商品交換の媒介形態として捉え、商品交換を支配する「等価性原則」を法の根本原理と捉えた点にある。そして様々の法現象の中から、商品交換関係を媒介する契約関係をその中核的要素として抽出し、その他の法領域も、商品交換（等価交換）のアナロジーで捉えようとしたことにある（例えば、犯罪と刑罰の関係も、一種の事後的契約と捉える）。このような考え方からすれば、商品交換関係や市場の消滅する社会主義・共産主義の下では、法はその存在根拠を失い、消滅することになる。それに至る過渡期になお存在する法は、「ブルジョア法の残滓」ということになる（「狭義法

律学」的把握)。このような見方は、マルクス（『ゴータ綱領批判』）やレーニン（『国家と革命』）の社会主義論を、忠実に受け継ぐものであった。

しかし、ソ連で社会主義建設が進んでいく過程で、パシュカーニス説はその成立根拠が危うくなる。1920年代末から1930年代前半に、ソ連ではスターリンによる「第二の革命」が展開され、計画経済体制への移行と企業の国有化、農業の集団化が推し進められていく。法を商品経済の媒介形態とみるパシュカーニス説は、その現実的基盤が失われることになる（もともとパシュカーニスは資本主義法について論じているのであるから、ソ連でそれが妥当しなくっても当然ではあったが）。同時に、レーニン死後の党内闘争の中で、他の主だったリーダーをすべて政治的に打倒し（その後肉体的にも抹殺）、独裁権力を確立したスターリンの恐怖政治も、法理論の根本的転換を要求した。1929年に、1920年代のソ連の革命理論や社会科学の基礎理論をリードしていたブハーリンが政争に敗れると、パシュカーニスにも危険が迫ってくる。その過程でパシュカーニスは、自ら法理論を転換していくことになる。

1932年刊行の『国家と法の理論』の中で、パシュカーニスは、「ソヴェト法は、プロレタリアートとプロレタリア国家によって実施される政治の特殊な形態」と規定している（稲子訳『法の一般理論とマルクス主義』所収、235頁）。つまり法は、「政治の媒介形態」ということになる。このように法を政治に解消するのは、当時の政治権力による法を無視した上からの「第二の革命」の劇的な展開と直接関わりがあるが、それだけではない。それは、市場経済消滅に伴う法の死滅（「狭義の法」の死滅）後の、法（「広義の法」）の運命とその一般的特徴を示すものであった。それは、政治権力による政治支配の技術の一つであり、恣意的な操作によって独裁権力を正当化する道具になりかねないものであった。以後ソ連では、「法は階級支配の道具である」という点が、一面的に強調されるようになるのである。

さて、数百万人の死者をだした農業集団化などの激しい変革を経て、1930年代半ばには、ソ連は過渡期を終了して社会主義に辿り着いたと宣言された。1936年のスターリン憲法の制定は、そのメルクマールとされた（それは異常

なスターリン体制の完成と不可分のものであった)。商品経済は基本的には消滅したから、民法はその多くの規定が効力を失った。このことは、マルクスが予言し、パシュカーニスがより具体的にその道筋を論じた法の死滅過程が始まったことを意味した。つまり、マルクス＝パシュカーニス理論の正しさが、歴史によって証明されたのである。しかしスターリン体制下の法学界では、それとは正反対の主張がなされるようになる。

社会主義の計画経済下で、民法の役割が大幅に減少していくのは当然である。しかし社会主義体制の成立は、それだけでなく、自由と民主主義の抑圧、立憲主義・法治主義の否定、刑罰や行政手段、秘密警察による人権蹂躪と弾圧を伴い、法の世界全体の死滅状況をももたらしていた。これもまたある程度社会主義の必然である。自由経済の廃止と計画経済体制の成立は、自由一般の規制と社会生活全体の計画化（政治、生活、文化の計画化）をもたらさざるをえず（この点では、党の支配に媒介されて、土台と上部構造が一致していた）、社会主義は、抑圧国家としてしか成立しえなかったのである。西側世界は、ソ連における無法状態と無法権力を批判した。このような状況下で、「社会主義法」の成立を認めず（パシュカーニスも、最後は「社会主義法」の成立を認めるのであるが、それは「奴隷の言葉」でしかなかったであろう）、法の死滅を展望するパシュカーニス説は、ソ連の無法性を批判するブルジョア・イデオロギーに手を貸すものとして断罪されるようになるのである。

ソ連の支配層は、社会主義下で法が死滅するのは当然なのだとか、マルクスの予言は実現されたなどと居直る勇氣はなかった。反対に、スターリンのエビゴネン達は、自らの権力の正当性を主張するために、事実を偽り、社会主義法こそ最高段階の法であるといった欺瞞的な議論を展開していくことになるのである。藤田教授による引用を借用すれば、ヴィシンスキーは次のように述べたという。「まさに社会主義の時代こそ、法の最高の発展、適法性の最高の発

展、法と適法性の勝利の時代である」(『法理論史』、426頁)⁽⁷⁾。最低の法的状況が、ソビエト・イデオロギーの世界では逆転して、最高の法的状態と宣伝されたのである。マルクス主義者の好む「イデオロギーの転倒」という言葉は、まさにこのような場合に使うのが相応しい。

スターリン体制下で、パシュカーニス⁽⁸⁾を人民の敵として批判し(パシュカーニスは肅正の犠牲者となり、処刑された)、代わってソ連法学界のリーダーとなったのは、検事総長として肅正裁判をもリードしたヴィシンスキーであった。彼による法の規定は「法とは、支配階級的意思を表現し、立法手続によって制定された行為諸規則、ならびに、その適用が、支配階級に有利で好都合な社会関係の保護・強化・発展のために国家権力の強制力によって保障されるところの、国家権力によってサンクションをうけた慣習および共同生活諸規則の総体である」というものである(藤田教授の『法理論史』による引用を借用、430頁)。主語と述語だけ取り出せば、要するに「法とは規範の総体である」ということになる。これは、マルクス主義者が通常批判する「ブルジョア」法学の法実証主義的な定義に、「法の階級性」を付け加えただけのものである。ここには、パシュカーニスが法原理の中核に位置づけた法関係の「等価性」という特質(「狭義の法」)がまったく見失われている。そして、それぞれの階級社会には、それぞれの階級法が存在するという俗流階級論に墮しているのである。

さて、1936年のスターリン憲法の制定後は、社会主義下における「社会主義法体系」の存在が自明視されるようになり(「法の死滅」論の事実上の否定)、法体系の立法化が急がれることになる。それに伴い、「法の一般理論」に代わって「法システム(体系)」論が展開されるようになる。「法体系論」は、一言で言えば法の分類学であり、その分類に従って、国家法(憲法)、民法、家族法、刑法、労働法、コルホーズ法等の立法化を促進することが課題とされたのであ

(7) 私は、ソ連の当時の法学文献の多くについてコピーを所有しているが、今それらを利用できる状況になく、本稿では、藤田教授による引用を何か所かで借用している。

る。実際の社会主義法の体系的整備はかなり遅れ、そのほとんどが1956年のスターリン批判以後に実現していくことになる。ただ法体系論は、法の一般理論の一部に含まれるが、それにとって代わるものではない。

スターリン批判 (1956年) 以後のソ連の法学界は、ストゥーチカヤやパシユカーニスを部分的に再評価したり、ヴィシンスキーに対する批判的見解も現れた。法規範だけでなく権利・義務関係も重視すべきだとか、具体的・社会学的研究が提唱されたりしたのである。しかし、それらは欧米法律学の模倣でもあり、ソ連では結局たいした展開は見せなかった。ヴィシンスキー以来の、法実証主義的な規範主義は、その後も基本的には継承されていったのである。学問の自由がなく、また法治国家が否定され、法律よりも訓令が、訓令よりも役人の恣意が支配しているような社会 (党のトップ・リーダー自身が、自らを法よりも上位にあると考えている国だから、小役人の恣意的支配を是正する方法がない。十年一日の如く「社会主義的合法性の順守」が叫ばれ続けていたが、改善はみられなかった) で、法学が発展する可能性は初めから閉ざされていたのである。社会科学的な法律学は死滅し、体制の合理性を解説したり、社会を有効にコントロールするための法整備を提案したり、部分的な法解釈の変更を提案したりするだけの法律学となっていった。もっと突っ込んだ研究もあったが、それらは箸にも棒にもかからないようなスコラ学に墮していた。そのような状態が、ソ連の崩壊まで続いたのである。

結局、社会を経済、国家、法の三つの領域の相互関係として捉えたとすれば、ソ連の法理論は、法を「経済の媒介形態」と捉える段階 (1920年代)、次いで「政治の媒介形態」として捉える段階 (1930年代前半) を経て、最後は、自立した「法そのもの」 (法規範) として把握する段階 (1930年代後半以降) へと展開したと言える。このような転換は、それぞれの段階の時代の要請にそれぞれ対応していたと言える。しかし、最後の「法そのもの」説 (法=規範説) が確立した後には、革命以来、法とは規範であり、最初からソビエト法は「社会主義法」であったという説が、ソビエト法史を遡って遡及的に強制されていくのである。

さて、このようなソ連における法理論闘争は、戦前からわが国へも紹介され、

わが国のマルクス主義法学にかなり大きな影響を与えていた。そして戦後のわが国における法社会学論争が、ソ連のパシュカーニス・ヴィシンスキー論争の日本版とも言えることは、前稿で論じたとおりである（「前稿（上）」、134-140頁）。当時日本のマルクス主義法学者は、川島武宜氏や山中康雄氏の議論の中にパシュカーニスの要素を見出し（これは極めて不正確ではあるが、若干の根拠がないわけでもない）、ヴィシンスキー的な立場からそれを批判していた。当時のわが国のマルクス主義法学者が、藤田教授も含め、ヴィシンスキーの立場に立っていたことについては、前稿で論じた（同所）ので、ここでは繰り返さない。

第3章 パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』（1924年）

マルクス主義の法の一般理論を考える場合、やはり出発点となるのはパシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』（1924年。以下『一般理論』と略す）であり、一時期の藤田教授もこの著作にかなりの影響を受けていた。そこで、ここではまず、パシュカーニス理論のエッセンスを簡潔に整理しておきたい。

第1節 対象と方法

パシュカーニスの法理論は、既述のように、「狭義法律学」の典型であった。この著作の序説は、事実上そのことの説明に当てられていると言える。パシュカーニスは、「経済学は商品から、すなわち個々人のあいだ、あるいは原始共同体のあいだに生産物の交換が生まれたときからはじまる」という、先に私も引用したエンゲルスの言葉を引用し、「商品＝資本主義的な関係が初めて、特有な概念をつかう特別の理論的学科としての経済学の対象となる」と述べている（『一般理論』、55頁。引用されているエンゲルス論文は、『マルクス・エンゲルス全集』13巻、478頁。ただし訳文は同じではない）。資本主義経済こそが、経済学の研究対象となるというのである。それは、商品交換関係が全面的に展開する資本主義社会において初めて、経済現象は他の社会諸現象から分離

して、自立した運動を行う現象となるからである。そこでは土台としての経済諸関係は自己展開・自己実現するものであり、上部構造は土台の自己実現の媒介環でしかない。

パシュカーニスは、「同じことは法の一般理論についても、そのままいえる」と言う。なぜなら、商品経済によって経済が自律的存在となったように、商品経済を媒介する法は、資本主義の下で初めて道德、倫理、習慣等々の他の社会規範から区別された独自の存在となるからである（『一般理論』、56-57頁）。ここでも資本主義法こそが、「法の一般理論」の対象となるのである。⁽⁸⁾ここからソビエト法は、市場経済がなお残存しているかぎりで存在する死滅過程にある「ブルジョア法の残滓」とみなされ、「社会主義法」や「社会主義法学」の存在は否定されることになる（同書、59-61頁）。

次いでパシュカーニスは、この著書の第1章で、法の一般理論の方法を論じている。そこで彼は、マルクスの「経済学の方法」（詳しくは第3編で論じる）が、「まったくそのまま法の一般理論に当てはまる」とし（『一般理論』、65頁）、「もっとも抽象的で純粋なかたちの法的形態から分析をはじめ、それを複雑化する方法で、歴史的に具体的なものにだんだんとうつついかなければならない」と述べている（同書、70頁）。いわゆる「上向法」である。そして、この著書の真ん中に位置する第4章で、最も抽象的で単純な概念として「主体」を抽出し、「あらゆる法的関係は主体と主体の関係である。主体は法律理論の原子であり、もうこれ以上分解できないもっとも単純な要素である。われわれ

(8) パシュカーニスは、資本主義以前の社会の法の研究の道を閉ざしているという自分にむけられた批判に対して反論し、「それどころか私は、これらの時期〔資本主義以前の時期〕にみられる萌芽的な形態の理解を容易にし、それを一般的な発展の線にそって、より発展した形態とむすびつけることにつとめた」と述べている（『一般理論』序文、43頁）。ここで彼が述べているのは、マルクスの言う「人間の解剖が猿の解剖の手がかりを与える」という意味での過去の研究であり、「狭義の法律学」的な方法とも言える。広義の法律学の成立を誰も否定しはしないであろうが、それは、孤立した法律学ではなく、経済学その他の社会科学と結合した方法が、より一層必要となる。

は分析を主体からはじめる」と述べている（同書、113頁）。

しかしパシュカーニスのこの著作のその後の展開をみると、実際には、「主体」から初めてより具体的なカテゴリーへと展開するという方法がとられているとは言えない⁽⁹⁾。むしろパシュカーニス理論全体を貫く中心となる概念や原理があるとすれば、それは「契約」や「等価原則」である。彼は「主体」を論じた章の中で、「法律の意味における主体と意志の概念自体は、わずかに死んだ抽象として存在するにすぎない。これらの概念は契約において完全な運動をおこなう」と述べている（『一般理論』、126頁）。「主体」自体は法律概念ではないし、そこまで抽象度を高くすれば、たしかに「死んだ抽象」であろう。他方で「法律的主体」という言葉も、彼の著作には頻繁に登場する。これならよさそうであるが、しかしこの場合は、これから説明すべき「法律的」という言葉が最初から前提されており、やはり適切でない。「自主的（自律的）主体」ならましかもしれないが、しかしこれでは社会的拮がりが感じられない。パシュカーニスの議論の内容からしても、「契約」こそを法学の中心概念とした方がいいのではないだろうか。

パシュカーニス自身、「契約は法における中心的概念の一つである」とも述べている（『一般理論』、126頁）。「もっとも単純でもっとも純粋な私たちの法

(9) パシュカーニスは自著の第2版序文で、それが未完成で、問題提起的なものであることを認めている。彼が行ったのは、「法的形態の歴史的、弁証法的発展の基本的な特徴をしるすことだけ」であり、「法の一般理論のすべての問題、あるいはそのうちの若干の問題でさえ、解決することは、私の任務に入っていなかった」と言うのである（『一般理論』、43頁）。また法の一般理論のためには、その前提として、「法の各部門を個々に根本的に研究する」ことが必要であるが、当時のソ連にはそのような研究の蓄積がないことも指摘している（同書、36頁）。ついでに言えば、私事にわたるが、藤田教授が、ソ連の法の一般理論史の研究の上に自らの理論の構築を図ったのに対して、若い頃の私は、法の各部門の理論史研究を踏まえて、法の一般理論に挑みたいと考えていた。しかし憲法理論史、家族法理論史の研究を一応終え、刑法理論史の研究に行っている時にペレストロイカが始まったために、法理論史研究を中断し、そのままになってしまったのであった。

律的形態は交換の行為のなかでその物質的根拠を獲得する。したがって交換行為は経済学と法の両者のもっとも本質的な契機の集中するところ、すなわちそれらの焦点である」(同所)。ここで「もっとも単純でもっとも純粋なかたちの法律的形態」とは、「契約」を意味しているはずである。ここでも彼は、法を商品の等価交換の媒介形態、つまり契約として把握していると言えるであろう。

さらに彼は、「契約の理念はひとたび発生すると普遍的な意義を獲得しようとつとめる」と述べている(『一般理論』、127頁)。「契約」の理念、原理とは、等価交換の原則、平等原則である。これらの原理が、契約法を超えて近代法体系の全体に貫かれていくという視点が重要である。パシュカーニスは、この等価原則を以て、近代国家が「公的権力」として成立する根拠を説明し(第5章「法と国家」、近代刑法の応報原則を説明するのである(第7章「法と法違反」)。また近代社会における倫理をも、等価交換の論理で説明している(第6章「法と倫理」)。これらの個々の説明には異論もある(後述)が、視点は正しい。

第2節 「商品交換の媒介形態」論

一般にパシュカーニスは、法をなによりも「商品交換の媒介形態」と捉えた人物として理解されている。それは間違っていないし、私なども通常そのように説明してきた。しかし、実際には、彼は「商品交換の媒介形態」という言葉は直接には使っていない。ただ序文の中で、「法的形態の起源は交換関係のなかに求めなければならない」とか、「法的媒介は、商品生産者の関係によって生みだされる」等々の記述がみられる(『一般理論』、41-42頁)。また、既述のように、彼が法の中核として重視した「契約」は、まさに「商品交換の媒介形態」である。したがって、パシュカーニス説を、「法＝商品交換の媒介形態」説と呼んでいいであろう(正確には、後述のように、法は商品交換の「規範的」媒介形態と言うべきである)。

当時のソ連では、既述のように、規範としての法、社会関係としての法、イデオロギーとしての法をめぐって論争があり、パシュカーニスは社会関係説に立っていた(『一般理論』、第2章「イデオロギーと法」、第3章「関係と規範」)。

彼に先立って、初期ソビエトの司法界のリーダーであったストゥーチカは、法を「支配階級の利益に照応し、その組織された力によって保護される社会諸関係の体系（秩序）」と規定していた。パシュカーニスはこの定義の正当性を一応認めつつも、「社会関係」一般というのでは、法の特殊性が示されていないと批判する。法は、「ある特殊な社会関係の神秘化された形態」だと言うのである（『一般理論』、79頁）。しかし、パシュカーニス自身はその特殊性を直接的な形では説明していない。彼の著作全体から判断すれば、法的関係の特殊性は、それが等価交換の性質をもっていることにあると考えるべきであろう。つまり社会関係は、それが等価性の原理を獲得するとき、法的関係となるのである。商品交換関係は、まさにそのような関係である。

パシュカーニスは、マルクス『資本論』の冒頭の文章に関連させて、「資本主義社会の富は、商品の膨大な堆積という形態をとる。これとおなじように、社会自身は法律的关系の無限の鎖となってあらわれる」と述べている（『一般理論』、86頁）。ここでの「法律的关系」は、やはり「商品交換関係」（契約関係）を意味するはずである。また『資本論』の「交換過程論」の一部を引用して、商品自ら交換することはできないから、商品所有者が必要であり、その意思行為によって交換が成立すると述べている（『一般理論』、116頁）。ここで「意思行為」とは、法的行為を意味するが、これらの文章も、法を商品交換関係に結びつけて理解していることを示している。

パシュカーニスは、直截的な説明をしないまま、「われわれは、その不可避免的な反映が法形態である独特な社会関係をどこに求めるかという、はじめにかかげた質問に対する答えを、ある程度しめしたことになる。後でわれわれは、この関係は商品所有者の関係であることを、もっとくわしく証明することに努めよう」（『一般理論』、83頁）などと述べている（しかし、前にも「後で」も、明確に示されているとはいいがたい）。ともかくここでは「商品所有者の関係」が、法的な性格をもつ「特殊な社会関係」であることが示されているのである。

いずれにしろ、法を「社会関係」と説明しただけでは、文理的にも十分な意味をなしていない。そこで私なども、パシュカーニスが法の形態論を重視して

いた（後述）ことも踏まえて、「規範的媒介形態」という言葉を付け加えているのである。パシュカーニスは、マルクスが資本を社会関係として説明していることも指摘して、自説の正当化を図ろうとしている。確かにマルクスが、社会現象を関係概念によって説明することは多い。しかしそれは社会事象の全面的な規定ではなく、ある側面を特徴的に表現したものと考えるべきである。

例えば、マルクスが、「人間は社会諸関係の総体である」という場合、それは人間の本質をうまく表現しているとはいえ、それが人間のすべてであるはずはない。人間にとって、社会と無関係に遺伝子的に決定された生物体という側面も、非常に大きな要素である。今日でも、進歩的な人達の中には、人間を形成するのは社会的・文化的要因がすべてであるかのように説く人達がいるが、それは生物学の常識に反している。また人間は、社会諸関係の中で形成されながらも、自らも社会の一員として、他人の人格に影響をあたえるばかりではなく、自ら主体的に自らの人格を形成していこうとする能動的な側面もある（近年民科の一部が重視する「自己決定権」なるものも、そのような側面と関係があろう）。法を社会関係として説明するのはよいが、それは部分的な説明であるにすぎず、それですべてが尽くされるわけではないのである。

さてパシュカーニスは、自著の中で、「法＝規範」説をさかんに批判している。例えば、次のように言う。「法は法律的关系のなかでのみ現実的な運動をおこなう。これに比べれば規範の総体としての法は死んだ抽象にほかならない」（『一般理論』、86頁）。「債権者と債務者との関係が、あたえられた国家に存在する債務弁済の強制的な秩序によって、生みだされるということはできない。この客観的に存在する秩序は、関係を保護し、保障するが、決して関係を生みださない」（同書、90頁）。「今日支配的なものとなっている法律的思考様式は、権威によって制定された行為の規則に第一の地位をあたえているが、このような思考様式は、…極端でまったく生気のない形式主義と手をつないだ極端な経験主義を、その特徴としている」（同書、91頁）。商品・貨幣経済の存在を前提として、「法律的な主体は利己的な経済主体によってしめされる物質的な基盤をもつのである。法律はこのような基盤をつくりだすのではなく発

見する」(同書、95頁)。同種の発言は他にも多い。エンゲルスは、「私法は、根本において、個人間の、与えられた事情のもとでは正常な、現存の経済的諸関係を認可するものにすぎない…」と述べている(岩波文庫版『フォイエルバッハ論』、75頁)。マルクス・エンゲルスは、法についてさまざまなことを語っているが、ここでの表現は、パシュカーニスのそれと同じである。

パシュカーニスは、法規範の存在を無視しているわけではもちろんない。それは彼の「客観的な社会現象である法を知るためには、成文または不文の規範あるいは規則を知るだけでは不十分である」(『一般理論』、88頁)という言葉からも明らかである。つまり彼は、マルクス主義者として、法の唯物論的起源が経済的な関係にあることを説明しているのであって、「ブルジョア法学」が、常識的に、法を規範の総体として定義していることを前提にした上で、その不十分さを指摘しているのである。社会規範そのものは「法」(狭義の法)とは言えず、それが一定の特質(等価的形態)を備えた時に、初めてそれは法的性格を獲得するというのが、パシュカーニスの考え方であった。

第3節 所有論

「法の一般理論」の最も基礎的なカテゴリーとしては、「契約」や「商品交換」よりも「所有」を取り上げることが、オーソドックスなマルクス主義の思想には合致しそうに思われる。「商品交換関係」からは階級原理や権力関係が引き出せないが、「所有」関係からはそれらを基礎づけることができるからである。しかしパシュカーニスは、「所有」を基礎におく考え方に批判的である。私的
所有よりも、商品交換関係の方が、理論的・歴史的に先行するというのである。

パシュカーニスは、次のように言う。「私的所有は商品経済、あるいは正確にいうと商品=資本主義経済への移行とともに、はじめて完結した普遍的性格を獲得する」(『一般理論』、132頁)。「価値と所有権とは、商品となった生産物の流通という同一の現象によってうみだされる。法律的な意味での所有があらわれるのは、人々がたがいにこの法的性質をあたえることを頭に浮かべるからではなく、かれらが所有者の仮面をかぶることによって、はじめて商品を交換

できるからである。『物にたいする無制限な権力』は無制限な商品流通の反映にすぎない(同書、131頁)。「所有の定式自体ができあがるよりまえに、消費貸借や使用貸借、抵当のはっきりした定式がつけられていた」(同書、131頁)。

さらにパシュカーニスは、マルクスの次の言葉も引用している。「これらの物を商品として相互に関連させるためには、商品保護者たちは自分の意志をこれらの物にやどしている人としてたがいにふるまわなければならない。…すなわちいずれも両者に共通な一つの意志行為に媒介されてのみ、他人の商品を取得し、自分の商品を譲渡することができる。したがって、かれらは相互に私的所有者としてみとめあわなければならない」(『マルクス・エンゲルス全集』23巻a、113頁)。商品交換の必要性が、私的所有の観念を確立させるというのである。

さらにパシュカーニスは、彼を批判したラズモフスキーについて、次のように指摘している。ラズモフスキーは、「事実上の取得からすすんで法律的な所有へと発展する占有」を分析の基礎にしなが、他方で彼(ラズモフスキー)は、「私的所有は商品関係の発展の過程においてのみ、そしてそれが単なる『障害なく占有する可能性』ではなく、『譲渡する可能性』になるにつれて、私的所有そのものとしての形態をえ、近代的意味での私的所有になるという結論にたっしている」と言うのである(『一般理論』、113頁)。ラズモフスキーは、実際には所有よりも商品交換関係の方を基礎に置いているのではないかと、パシュカーニスは言いたいようである。パシュカーニスには、似たような表現は他にもあるが、もはや省略しよう。このようにパシュカーニスにあっては、商品流通の自由が、私的所有制の確立に、歴史的にも論理的に先行するのである。

私的所有と商品交換(契約)の関係については、私も別稿でも論じている(「前稿(中)」、142頁以下)が、私の主張はパシュカーニスと共通している。この問題は、資本主義の基本矛盾を階級関係において捉えるか、それとも市場の法則性による人間支配において捉えるか(「労働力の商品化」の矛盾も後者に關わる)という問題と関連しており、前者は私的所有を、後者は商品交換(契約)を重視するという関係にあるわけである。なお私的所有は、未階級社会におい

でも存在する（狩猟用の弓矢、捕獲網等の「生産」手段でさえ）から、起源論的にはどちらが先とは言い難いであろう。しかし、純粹な私的所有が発展するのは、市場経済の全面的発展によってであるから、論理的にも歴史的にも、市場と契約が私的所有に先行すると考えるべきである。

ついでに、私有と契約の関係について、マルクス・エンゲルスの次のような言葉も引用しておきたい（パシュカーニスが引用しているわけではない）。「わたしの上衣をわたしが私有としてもつのは、ただ、わたしがそれをすくなくとも売りあるいたり質にいれたり売りさばいたりすることができるかぎり…においてである」（岩波文庫『ドイツ・イデオロギー』、173頁）。

第4節 国家論と階級原理

パシュカーニスは国家の機能を軽視しているといった批判は、マルクス主義法学者の間では非常に多い。確かにそれはその通りと言えるかもしれないが、しかしそれは、パシュカーニスを正しく理解した上でのことではないのではないか。彼は、国家について全面的に論じるつもりは初めからなかったのである。それは、例えば「国家の一般理論」（正しく言えば、彼は国家の一般理論は成立しないと考えていたであろうから、単なる国家論といった方がよいが）の課題と考えていたと言えるかもしれない。彼は、『一般理論』第5章「法と国家」の最後の結びの言葉で、次のように述べている。「最後には階級闘争の非常な激化が、法治国家の仮面を完全に投げ捨て、他の階級に対する一つの階級の組織された暴力という国家権力の本質を明るみに出すことを、ブルジョアジーに余儀なくさせるようになる」（同書、158頁）。このように、彼は国家の階級的機能を、当然ながらはっきりと認めている。

しかし国家の階級的機能は法律学の対象ではなく、その階級国家が、商品経済の下でなぜ法的形態を受け取るのかを考察することこそが彼の課題であった。彼は、「国家のあらゆる機能を包括しようとのぞむような法律学的理論はすべて、必然的に不完全である」と述べている。「階級的支配としての…国家は、法的説明を要求しないし、事からの本質上からしてこのような説明を許

さない。それは、いわゆる国家理性、すなわちむき出しの合目的性の支配している分野である。これと逆に市場による交換の保証人としての権力は法の用語で表現されることができるだけでなく、それ自身法として、…すなわち全体として抽象的、客観的な規範と一体になっている」（『一般理論』、144-145頁）。パシュカーニスが法理論の枠内で論じうると考えたのは、後者の意味における国家であった。

パシュカーニスは、国家が階級支配機能をもつことは所与の前提とし（それは法の一般理論の研究対象ではない）、市場経済社会ではそれが「公共性」の機能と法的性格を獲得する根拠を論じているのである。つまり階級支配機構としての国家は法的性格をもたないが、「公共性」機能は法的性格をもつことになる。そして「なぜ階級の支配は、それ自体、すなわち住民の一部分の他の部分への事実上の従属におわらないで、公式の国家的支配という形態をとるのであろうか」、「なぜ、国家的な強制の機構は、支配階級の私的な機構としてつくられず、それから切りはなされ、公的権力という、非個人的な、社会からはなれた機構の形態をとるのであろうか」というのが、彼の基本的な問題意識であった（『一般理論』、146-147頁）。「封建国家」という言葉が熟さないように、封建社会においては領主の農奴に対する階級支配は直接的であり、私的権力と国家との区別は明確ではなかった。あるいは、公的権力としての国家は必要ではなかったのである（私的権力が公共的機能を果たさなかったことを意味しない）。社会主義社会もまた、共産党という「私的」権力と国家は明確には区別できず、権力の公的性格は稀薄であった。

先の問い（なぜ階級権力は公的権力として現れるのか）に対するパシュカーニスの答えは、次のとおりである。「交換行為と結びついた関係、…が、事実上の権力的支配とならんで、またはそれとは独立して現れたとき、権力的支配は公共性という明確で法律的な性格を獲得する」（『一般理論』、144頁）。「搾取関係が形式的に二人の『独立、平等』の商品所有者の関係として実現され、そのうちの一人であるプロレタリアが労働力を売り、他の一人である資本家がそれを買うとき、政治的、階級的な権力は公権力という形態をとることができ

る」(同書、148頁)。国家の「公共性」は、なによりも当事者の「平等」な関係によって基礎づけられているのである。

つまり、「夜警国家」から「福祉国家」に至る「公共的機能」よりも、国家を構成する諸個人の「平等性」の保障こそが、パシュカーニスにとっての国家の公共性であった。パシュカーニスは、「社会が市場としてしめられるときは、国家機構は、非個人的な『一般意志』、『法の権力』などとして現実にあられる」とも述べている(『一般理論』、150頁)。ここでは「市場の論理」の支配と、「法の論理」の支配、つまり「法治国家」の原理が平行に捉えられている。「市場の論理」が法的関係を生み出すのであるから、それが「法の論理」の支配と、そして法治国家論と平行な関係にあるのは、理解しやすい。

ただ階級国家が、市場経済の全面的発展の下では、「公的権力」として現れることの説明は、法主体の平等性の保障と言うだけでは十分ではない。もともと階級権力に先立って、公的権力は公共的機能の実現のために生じたのであって、政治権力や階級権力はその上に被さったものである。初めから存在している公的権力は、最初から正義の実現をその目的の一つとしてはいるが、政治権力、階級権力の下ではそれが歪められていく。等価交換原理の支配する市場経済の下では、それ自体交換原理の反映である社会契約論などを媒介に、法主体の平等性の原則が蘇るのである(マルクス・エンゲルスの公的権力論については、本稿第2編第6章第2節参照)。

以上のように、パシュカーニスにおいては、国家の階級性はその権力性と、国家の公共性はその法的性格、等価性原則と結びついている。彼においては、「法」のもつ等価性原理は、「階級」、「権力」とは、表面的には対立するものであった。しかし彼は、法の階級性を否定するわけではない。「奴隷は、自分の主人に完全に従属しているから、搾取関係は特殊法律的な形態をとることを必要としなかった。賃労働者は、自分の労働力の自由な売り手として市場にあられるから、資本主義的搾取関係は、契約という法律的形態で媒介される」(『一般理論』、114頁)。このように、対等な当事者間の契約関係に、搾取関係が隠されていることを彼は指摘している。ブルジョア法の基本原則は、「不平

等を達成する平等な可能性」というわけである。このような主張は、マルクス主義者に常識的なものではある。ただ、背後に搾取関係が隠されているから法はやはり階級的なものともみなすのか、それとも、それ自体は階級的な表現をとらないところに法の特質があるのであるから、法を超階級的なものともみなすのかは、事実の認識においては同じことを言っているようにみえても、社会科学的な認識としては大きな違いがあり、パシュカーニスは、後者の立場なのである。

第5節 法と倫理

パシュカーニスの著書の第6章「法と倫理」は、著書全体とうまく調和していない。そこで彼は、「人格が至上の、したがって平等の価値をもっているという倫理的な理念」は、「商品形態」と結びついていると言う（『一般理論』、159頁）。「道徳律は商品生産者の交際の規則」であるとか（同書、162頁）、似たような表現は多い。となると、パシュカーニスの考える法と倫理は、内容的には区別できないことになりそうだ。実際彼は、「道徳的存在は、法律的存在にとって必要な補足である。そして両者はともに商品を生産する人たちの交際の方法である」と述べている（同書、164頁）。あるいは両者の違いは、「外的強制」か、「内からの声」かにあると言うのである（同書、172頁）。しかし、「外的強制」を強調することは、「法＝規範」説を批判する彼の法理論とうまく調和しない（そのことを著者自身ある程度自覚しているようだ。同書、174頁参照）。また彼は、社会主義の下では、法と同じように道徳も死滅すると考えている（同書、170頁）。倫理をも等価交換の論理で捉えるとすれば、当然そうなるであろう。

しかしむしろ反対ではないか。社会主義下では法は死滅し、それに代わって「倫理」が発展するというのが、通常のマルクス主義者の主張であろう。「倫理」は、市民社会的な等価交換的な法の原理とは異なり、共同体的な非等価交換の理念が支配する。法は「正しい」者の味方であるが、倫理は「弱い」者の味方である。非等価交換的な倫理が、資本主義の下では、等価交換の論理の影響を

受けるが、社会主義下では、再び非等価交換的な倫理が復活するのである。パシュカーニス自身、「倫理の死滅」論に、若干のためらいがあったのかもしれない。彼は、註の中で、「未来社会に倫理は存在しないのか」と自問し、「倫理をば広い意味で、すなわちヒューマンティの最高の形態の発展として…理解すれば、そうではない」と答えている（『一般理論』、170頁）。この広義の倫理こそが本来の倫理であり、彼のいう倫理（狭義）は、市場経済社会特有の特殊な倫理のあり方ということになる。

パシュカーニスは、社会主義の下では、倫理規範は功利主義的基準に取って代わられると考えていた。それは、法が技術的規範に代わると考えるのとパラレルな考え方である。つまり、「善か悪か」という倫理基準に代わって、社会主義にとって「有益か有害か」という判断基準が支配すると言うのである（『一般理論』、167頁）。パシュカーニスは、プロレタリアートの階級的道德によれば、「階級的に有益なこと」が「道德的」とであると述べている（『一般理論』、168頁）。これは当時のソ連の実情を反映しているが、危険な言葉でもある。かつてのソ連では、権力側によるありとあらゆる反道德的行動を正当化するために、この命題が使われたものである（例えば、社会主義の利益に資するならば殺人も道德的であるというように。夫婦間で、あるいは子が親を密告することが奨励されたのも、同じような理屈によってであった）。功利主義的基準はなお倫理の残滓（いわば「社会主義的倫理」—パシュカーニスがそのような言葉を使っているわけではない）であり、階級的利益と個人的利益が一致しないかぎりそれは存続するが、両者が融合すれば倫理は最終的に死滅すると、パシュカーニスは考えていたのである。

「倫理」は、既述の「国家」や、次の「刑法」と同じように、もともと「商品交換」の論理とは異なる原理に支配されているが、発達した市場経済の下では、商品交換、等価交換の論理に浸潤される。そして社会主義下では、倫理は、等価交換的な形式的原理から解放されて、自由に、ヒューマンスティックに発展すると言った方が、パシュカーニスとしては一貫するだろう。

第6節 法と法違反

最後の第7章「法と法違反」は、第5章「法と国家」と同じような論理が展開されている。パシュカーニスによれば、「犯罪は、交換関係すなわち契約関係が事後的に、すなわち一方の当事者が手前勝手に行為してからあとで確立されるという、流通の特殊な変種とみなすことができる」(『一般理論』、179頁)。「等価の理念、すなわちこの最初の純粋に法的な理念の起源はまたしても商品の形態である」(同所)が、「自由剥奪の日数、罰金の額、あれこれの権利の剥奪という判決の『重さ』の数字的表現」は、「近代の、すなわちブルジョア的・資本主義的な刑法が等価報復の原則を実現する特有の形態である」(同書、191-192頁)。この種の発言は他にも多い。古典派刑法学の応報刑論は、商品交換の等価原理の反映というわけである。

ところがパシュカーニスは、別の議論も行っている。「本質的には、すなわち純粋に社会学的な観点からみると、ブルジョア社会はその刑法の体系によって、自分の階級支配を維持し、そして被支配階級を服従させている」(『一般理論』、184頁)。「歴史上存在したあらゆる刑事政策の体系は、それを実現した階級の階級的利益の刻印を身につけている」(同書、185頁)。このような刑法の階級的説明は、先の等価交換の説明とはうまく調和しない。彼は、次のように言う。「刑法は、それが現代社会の属している基本的な形態すなわち等価交換の形態の変種の一つを…体現しているときにはじめて、法律的上部構造の構成部分となるのである」(同書、187頁)。つまりパシュカーニスは、「階級支配を擁護する道具」としての刑法(広義の刑法)は、近代社会においては等価の原則を付け加えることによって、剥き出しの階級支配ではなく、法律的な形態をとることになったと言いたいようである(狭義の刑法)。

これは、先の近代国家の公的性格の説明と共通する考え方である。それはそれでもいいと思うが、そうすると、古代世界の「目には目を、歯には歯を」という「タリオの原則」を、古代社会の経済関係の限られた一部を占めていたにすぎない商品の等価交換の原理によって説明するのは、無理があることになる。古代世界の「タリオの原則」は、商品交換関係の展開とは関係なく、「公平」

を正義とする人間本来の観念によるものとみなければならない。いずれにしても、ここでも法の原理として、等価性の原理がもち出されているのは重要である。⁽¹⁰⁾

第7節 法の形態論・等価性原則

パシュカーニスが、法の形態論を重視し、等価性の原則を近代法の原理として強調していることは、彼の法理論の最大の特徴であり、最も優れた点であると私は考えている。パシュカーニスは、その著作の序論で、法の形態論の重要性について、次のように論じている。「マルクス主義的な著述家たちは、…法の一般理論の形式的定義についてまったく沈黙している。かれらは法的形態の具体的内容や法的制度の歴史的発展についてだけ注意をむけるのである」。「法的概念をばもっぱらその内容の側面から検討し、法の形態そのものは問題

(10) パシュカーニスは、古典派刑法理論の中核に位置する「責任」概念について、「責任という法律的概念は、非決定論の矛盾に直接に通じているから非科学的である」と述べている。「責任能力ある」人間の行為もまた、「遺伝や生活条件、環境などの一連の原因によって規定されている」と言うのである（『一般理論』、191頁）。これはマルクス主義者に一般的にみられる考え方（ただし「遺伝」は除く）であり、新派刑法理論に近い。他方で彼は、初期ソ連刑法に顕著にみられる新派的な刑法理論には批判的であった（ただし当時の刑事実務も必ずしも新派理論通りになっていたわけではない）。当時は「犯罪に対する刑罰」ではなく、「危険性に対する社会保安処分を」という考えが強く、刑法典でも、一時期「刑罰」に代えて「社会保安処分」の語を用いていた。それに対してパシュカーニスは、「用語の変更は事態の本質をかえない」とか、物質的な社会関係が変わらない限り、刑罰の本質は変わらないと批判的であった（『一般理論』、196頁）。パシュカーニスは、「危険性に対する社会保安処分」はもはや刑法の対象ではなく、医学的・教育的な課題と考えていたのである。そしてソ連に刑法が残っているかぎり、刑罰は等価交換的な応報刑であるしかないと考えていた。ここには、マルクス主義刑法学が抱える基本矛盾が関わってくる。わが国の中山研一氏も、犯罪の原因論については決定論的な立場をとりつつも、人権論の立場から、非科学的とも言える古典派を支持していた（「前稿（上）」、123頁。ただしパシュカーニスは、人権論の立場から、古典派的な主張をしたわけではない）。

とされていない」とも述べている。法の内容による規定では、「法規範がなんらかの社会階級の物質的利益に照応しているという説明の域をでない」とも指摘している（『一般理論』、51-52頁）。これは、俗流唯物論批判である。

では法の形態論とはなにか。パシュカーニスは、「いうまでもなくマルクス主義理論は、いろいろな歴史的時代の法的規制の実質的内容だけでなく、特定の歴史的形態である法的規制そのものの唯物論的な説明もしなければならぬのである」と述べている（『一般理論』、52頁）。「特定の歴史的形態」とは、商品交換関係の全面的展開を意味し、唯物論的説明というのは、法が商品交換の媒介形態となっていることを意味している。そもそも経済と法は、内容と形式の関係にあると言えるが、法形態とは、法の発現形態、何よりも商品交換を媒介する形式を意味している。そして、商品交換は等価交換をその本質とするから、その媒介形態である法の特質、あるいは理念として、等価性の原理が出てくる。

私は、既述のように、法の理念は正義にあり、正義とは、何よりも「公平」、「平等」を意味すると考えている（「公平」、「平等」の類概念として「均衡」を加えれば、権力分立原理など公法関係も説明し易くなる。初期ソ連でもそれに類するような議論はあった）。裁判の基本理念も、当然ながら「公平」である。そしてこの「公平」、「平等」の観念は、繰り返すように、人間に先天的に備わっているもの⁽¹¹⁾と考えている。それは現実世界ではなかなか実現されなかったり、

(11) このことは前稿で述べたので、ここでは繰り返さない（「前稿（上）」、85頁以下）。なおエンゲルスは、「あらゆる人間には人間としてなにか共通のものがあり、そしてこの共通なものがあるかぎりにおいて、人間はまた平等でもある、という観念はいうまでもなくごく古いものである」と述べている。しかし近代的な平等の要求（国家と社会における平等な権利）はそれとはまったく別物であり、前者から後者が生まれるまで数千年を要したと言う（岩波文庫『反デューリング論（上）』、174頁）。「平等」の観念が「ごく古い」というのは正しいが、近代のそれと「まったく別物」というのは間違っている。またエンゲルスは、近代的な平等概念の成立の基礎には、産業革命を経て、個性的な熟練労働に代わって「抽象的人間労働」が成立したことがあると考えており、「このように

歪められたりするし、また時代とともにその内容は様々に変容する。パシュカーニスは、「正義の概念自体は交換関係から借りられてきたもの」と述べている（『一般理論』、171頁）。しかし、そうではない。正義、公平の観念は人類が原初からもっているものであるが、それは等価交換を本質とする市場経済とは相性がよく、したがって市場経済が全面的に展開する資本主義社会においてこそ、法は全面的に発展するのである。

パシュカーニスが、等価交換の原理に表現されるような「平等」原則を、法の本質的内容と考えていることは、彼の著作の各所で窺える。例えば、「むきだしの生存競争は等価の原則を付けくわえることによって法律的形態をとる」（『一般理論』、187頁）。「法律的な理念、すなわち等価の理念は、この形態が、交換における均等化として、…通常のものとなっている経済的發展段階においてはじめて、完全に明確となり、客観的にあらわれるのである」（同書、180頁）。「法的形態がとりのぞかれるその後の過程は、等価的な分配方法（…）から、『各人はその能力におうじて、各人はその必要におうじて』という、発展した共産主義の定式への漸次的な移行ということになろう（同書、137-138頁）。さらにパシュカーニスは、マルクスやレーニンの関連する文章を引用している。

確かに、マルクス、レーニンには、法を平等原理と結びつけて捉える記述はかなりある。マルクスは、社会主義（低次の共産主義）の下では「労働に応じた分配」が原則となるが、「ここで支配しているのは、商品交換—それが等価物の交換であるかぎりで—を規制するのとあきらかに同一の原則である」とし、それを「平等の権利」とか「ブルジョアの権利」と呼んでいる（岩波文庫版『ゴータ綱領批判』、36-37頁）。ここで「権利」と訳されているのは *Recht*

ブルジョア社会の経済的諸条件から近代的な平等概念を導き出すことは、マルクス『資本論』で説明したものが最初である」と述べている（同書、177、178頁。マルクス・エンゲルス全集23巻a『資本論』第1巻、81頁）。パシュカーニスもまた、自らが強調する等価原則の基礎に、この「抽象的人間労働」があることを、繰り返し指摘している（『一般理論』、159、161、192頁）。

であり、「法」と訳してもよい。商品交換関係を反映したブルジョア法は、何よりも「平等」法なのである。そして「共産主義」(高次段階)においては、「ブルジョア法の狭い地平は完全に踏みこえられ」、「欲求に応じた分配」が実現されると言う(同書、38-39頁。訳語変更)。共産主義下では実質的な平等が実現されるため、「平等」法は不要となるということになる。レーニンの『国家と革命』は、さらに詳細にこのマルクス説をパラフレーズしている(岩波文庫版『国家と革命』、第5章第3、第4節⁽¹²⁾)。

ちなみに、マルクス主義者は、法関係の特徴として、経済関係が物質的關係であるのに対して、それは意思関係であるという点を強調する。周知のように、マルクス自身がそう解釈できるようなことを言っていたからである。しかし、後述のように、経済的關係もまた意思関係であることに変わりではなく、意思関係であることは法関係の特質というわけではない。パシュカーニスも意思関係について触れてはいるが、その影は非常に薄い。彼にとっては、法関係の特質は、それが「意思関係」であることにあるのではなく、なによりもそれが等価関係であることにあったからである。

第8節 まとめ

パシュカーニスの「法の一般理論」は、法一般について全面的に論じたものではなく、歴史とともに存在してきたと言ってもよい法が、自己調整的市場経済の展開する資本主義社会において受け取るその特有の姿態について論じたも

(12) マルクスやレーニンは、法についてこれとは別の規定もしているから、以上のような引用をすると、それはマルクスの正しい解釈ではないとか、マルクスを歪めているといった反論が必ず起こる。しかし私は、マルクス主義者と異なり、マルクスの解釈学をしているわけではない。マルクスは正しいことも言っているが、間違ったこと、不十分なことも言っている(マルクス主義者は、マルクス理論は完璧と考え、矛盾するような記述があると、それを整合的に説明しようと無駄な努力をするのである)。私は、マルクスの正しい解釈を追究しているのではなく、マルクスの正しい部分、自分の考えと一致している部分を利用しているだけである。それがマルクスのすべてだと言っているわけではない。

のである。つまり「狭義法律学」を、しかも特殊の視角から論じたものであり、「一般理論」としては部分的な研究でしかない。しかし部分的な研究としては、画期的な成果を収めたと言える。その方法は、彼自身が語っているようなマルクスの上向法ではない。彼は資本主義法の特質を、「等価関係」の媒介形態である点に求め、その経済的基礎を明らかにすると同時に、それが各法領域に貫徹していることを示そうとした。ただパシュカーニスは、この等価性原理を、その著作のあちこちで分散的に語っているだけで、総合的に論じているわけではない。そこで私自身の言葉で補いつつ、この問題をまとめておきたい。

社会的諸規範は、それが等価原理をもつときに法となる。パシュカーニスは「当為の命令としての規範そのものは、法だけでなく同時に道德、美学、技術の要素にもなっている」と言う（『一般理論』、104頁）。彼は、その他の規範の例として、「宗教」、「鉄道の時刻表」（これは「技術的規範」に当たろう）といった例もあげている（同書、79頁）。この場合、法を他の規範から区別する要素として、通常はそれが国家の強制力によって保障されていることによって説明される。しかしパシュカーニスはそうではない。彼は、「社会関係の規制は、ある条件のもとでは、法的性格を獲得する」と述べている（同所）。この「ある条件」について、彼は直接書いていないが、彼の文脈からして等価原理と考えるべきであろう。つまりさまざまな規範は、それが「等価交換」的原理をもつとき、それは法と呼べるのである。似たような論理を、パシュカーニスは他の箇所でも語っている。それらの多くはそれぞれの箇所で引用しているが、ここでも整理しておきたい。

パシュカーニスは言う。「奴隷は、自分の主人に完全に従属しているから、搾取関係は特殊法律的な形態をとることを必要としなかった。賃労働者は、自分の労働力の自由な売手として市場にあらわれるから、資本主義的搾取関係は、契約という法律的形態で媒介される」（『一般理論』、114頁）。労資の関係は、形式的には平等な関係であるから、それは法的性格を獲得するのである。

刑法についても同じようなことが言える。パシュカーニスは「階級国家の刑罰活動の真の意味は、階級国家の敵対的な本性から出発したとき、はじめて理

解される」と言う（『一般理論』、185頁）。しかし、「むき出しの生存競争は等価の原則を付けくわえることによって法律的形態をとる」（同書、187頁）。ここでの「生存競争」は、階級闘争や犯罪を含む。「等価の原則」とは、犯罪と刑罰の均衡を意味する。そして言う。「刑法は、それが現代社会の属している基本的な形態すなわち等価交換の形態の変種の一つを、それからもたらされるあらゆる結果とともに、体现しているときにはじめて、法律的上部構造の構成部分となるのである」（同所）。

国家についても同じようなことが言える。「階級的支配の組織としての…国家は、法的説明を要求しないし、事がらの本質上からしてこのような説明を許さない。それは国家理性（…）、すなわちむき出しの合目的性の支配している分野である。それとは逆に市場による交換の保証人としての権力は法の用語で表現されることができる…」（『一般理論』、144頁）。この後半の説明は十分ではない。国家は「交換の保証人」であるからではなく、平等な市民の契約によって構成され、またその結果市民と国家は対等な関係であり、共に等しく法に服するが故に、国家は法的国家すなわち法治国家となるのである。

このように、社会関係は、それが等価交換的原理を内包するとき、法的関係となる。これがパシュカーニス理論の神髄である。藤田教授をはじめ、パシュカーニスについて論じた人々は、このことを明確には語っていない。歴史の一定の段階以降、法は階級性・政治性や権力性をもつに至ったが、商品の等価交換の媒介形態としての資本主義法は、階級性や権力性をいわば「超克」し、それらを表面から消し去ったところにその特質がある。したがって、法の階級性・政治性、権力性についての認識が欠如しているというよくみられるパシュカーニス批判は、的を射ているとは言えない。パシュカーニスが指摘しているように、国家や法が階級性をもっているのはむしろ常識なのであり、にもかかわらず資本主義法においては、その階級性が姿を隠している根拠を明らかにすることが、彼の基本的な問題意識であった。

藤田教授の場合、当初はパシュカーニスを全面的に否定していたようにみえるが、スターリン批判を経てソビエト法理論史を本格的に研究した後は、パ

シュカーニスを再評価する。そして、パシュカーニスに欠けているものを補うことによって「法の一般理論」を完成させようと試みるのである。後述する教授の「論文・一般理論」は、まさにそれであった。しかし、パシュカーニス説に、階級国家論や法＝規範論を接ぎ木すれば、完全な「法の一般理論」になるというものでもない。そこには「私有＝階級」論から資本主義をみるか（「広義法律学」的視点）、市場原理の法則性による人間支配という視点からみるか（「狭義法律学」的視点）という資本主義認識の根本的な対立も反映している。両者を一つの論文で無理に統合することは不可能である。藤田教授の試みも、後述のように、結局成功していない。

私自身は、「法の一般理論」は、主として、近代法の諸原理の体系的記述によって展開すべきだと考えているが、それは基本的には無矛盾の自己完結的体系として構成されるべきものである（この問題は、先にも簡単に述べたが、第3編でも再論する）。資本主義法が一時的、偶然的存在ではなく、一つの体制の安定的存在を支えているとすれば、それは自己完結的な構造と性格をかなりの程度備えているはずなのである。もちろん法が、階級的その他の諸矛盾を内包していることを否定するのではない。しかし私は、その解明は「法の一般理論」の課題ではなく、いわば「段階論」や「現状分析」によってなされるべきものと考えている。このように研究の次元を分割する（宇野三段階論のように）ことを、マルクス主義者は不可知論と批判するのであるが、この問題についても後述する。

他方で、マルクス主義法学者のように、階級理論を一般理論レベルでも説くべきだと考えるのであれば、それを実証する必要がある。しかし、彼らはそれを前提にするだけで、実証はしない。藤田教授の文章にも、時々、「史的唯物論の立場に立つかぎり云々」といった趣旨の文章が出てくる。例えば、『著書・一般理論』にも、「法と経済」という問題は、「史的唯物論の理論体系を予定するばあいには」、法の一般理論の全体系をもって解くしかない、という表現がある（同書、8頁）。階級理論（史的唯物論）は前提であって、これから論証すべき問題とはみなされていないのである。しかし、このように一定の立場を

前提にするということは、別の立場からは別の立論が可能であることを認めていることを意味しており、むしろ自らの議論の価値を相対主義的に低めるものである（不可知論）。それは、真理は一つであり、またそれは認識可能であるとするマルクス主義の認識論とも矛盾するであろう。

なおパシュカーニスの過渡期論、法の死滅論などについては、本稿では議論の焦点にはならないし、前節で簡単に述べてたので、ここでは繰り返さない。

第4章 藤田著『ソビエト法理論史研究』（1968年）

第1節 序説

藤田教授は、1968年に『ソビエト法理論史研究』を出版した（以下、『法理論史』と略す）。これは、ロシア革命から1930年代後半に至るソ連における「法の一般理論」の展開を詳細に研究したものである。この著作は教授の業績の中で最も優れたものであり、教授にしかできない研究であったと思う。教授の「法と経済の一般理論」は、ソ連における法の一般理論に対する教授の研究が基礎となっており、藤田理論を理解するためには、その前提として、『ソビエト法理論史研究』を検討することが必要となる。ただしこの著作は大著でもあり、藤田理論とのつながりを知るために必要な限度で取り上げることにする。

『法理論史』の元になった論文は、早いものは1961年に、遅いものは1967年に発表されており、一書にまとめるに際して、新たに書き下ろされた部分もある。もともと前半第1部（1920年代を対象とする）と後半第2部（1930年代を対象とする）は別々に構想されたものであり、前半を著した際には、後半の構想はまだ整っていなかったという（同書、はしがき）。そのためか、前半と後半には微妙な論調の違いが感じられ、パシュカーニスに対する評価にも変化があるように思われる。前半はパシュカーニスに対して好意的で、かなり高い評価であるが、後半では冷淡な態度が目立つのである。それは、主として、対象としている時期のパシュカーニス理論そのものの変化（1920年代のパシュカーニス理論と1920年代末以降のそれ）によるのであろうが、藤田教授の執筆時

期のズレも関係して、別の要因も絡んでいる可能性がある。

前半と後半（その大部分）の執筆時期の間の1965年に、教授は、岩波現代法講座第7巻中の「法と経済の一般理論」を執筆している（発表は1966年。この論文を「論文・一般理論」と略す）。教授のこの論文には、パシュカーニス研究の成果とその再評価が反映している。ところが、後述のように、この「論文・一般理論」に対しては民科内部で批判があり（詳細は知り得ないが、藤田論文のパシュカーニスの部分に対して批判がなされたと考えて間違いのないであろう）、教授は改めて法の一般理論の再構築を図るのである。その結果が、1974年（原論文は1969-1972年）に発表された『法と経済の一般理論』（以下『著書・一般理論』と略す）である。こちらには、パシュカーニス理論の痕跡はほとんどない。『法理論史』の後半第2部で、パシュカーニスに対して厳しい態度がとられているのは、それと関係しているのかもしれない。

さて、藤田教授は、『法理論史』の元となる論文の執筆中の1962-1964年にソ連に留学し、そこでソビエト法理論史その他の研究に従事した。帰国後の藤田教授の報告の中には、当時の民科の状況を揶揄した部分がある。『法学セミナー』（1964年、7号、8号）紙上で、民科の主要メンバーが、かつての法社会学論争について回顧していたが、そこでは、依然として以前と同じ調子でパシュカーニスが批判され、ヴィシンスキーが肯定されていたのである（「前稿（上）」、139頁でも紹介している）。帰国後それを読んだ藤田教授は、「この論争を今日の時点で『回顧』する場合の座標軸はどこにあるのかという点で、いくらか首をかしげるといふ気持ちがのこった」と述べている。「かの論争の時期と今日の時期とのあいだに、およそ民主主義法学あるいはマルクス主義法学に関心をもつものにとって、尋常ならざる問題が提起されている」というのに、民科の多くが旧態依然とした態度をとっていることに呆れた様子である（「ソビエト法学の昨日と今日（1）」、『法律時報』37巻1号、1965年、59頁⁽¹³⁾）。

(13) この藤田報告で「尋常ならざる問題」とされているのは、フルシチョフによるスターリン批判に始まるソ連史の見直しや、ハンガリーその他における社会主義圏の動揺、中ソの対立などである。実は藤田教授も、パシュカーニスやヴィ

当時既に、藤田『法理論史』の最初の部分（「1920年代マルクス主義法理論」の部分）が、東大社研の『社会科学研究』誌（12巻5号、13巻5号、1961-1962年）に発表されており、そこで教授はパシュカーニスをかかなり高く評価していた。にもかかわらず、民科会員が旧態依然とした態度でパシュカーニスを批判していることについて、教授としては不満があったのであろう。民科会員も、藤田論文をちゃんとは読んでいなかったに違いない。そのような状況下で、「論文・一般理論」は書かれたのである。

さて、既述の通り、先の藤田教授の「論文・一般理論」に対して、マルクス主義法学者内部で批判があり、藤田教授はその批判を受け容れてしまうのであるが、『法理論史』後半（パシュカーニスに厳しい）には、これまた既述の通り、そのようなマルクス主義法学界の状況が反映しているのかもしれない。さらに教授は、そのような批判を考慮にいれて、「法の一般理論」を練り直し、1969年から1973年にかけて「法と経済の一般理論・ノート」を『法学セミナー』誌に連載する。そして1974年に、それらを著書『法と経済の一般理論』としてまとめ、刊行するのである。

シンスキーについて、かつては他の民科会員と同じような態度をとっていた（「前稿（上）」、136頁、「前々前（中）」、204-205頁で紹介している）のであるが、スターリン批判（それに伴うヴィシンスキー批判）によって、ソビエト法理論史の再検討を開始したのである。スターリン批判によって目が覚めるのでは遅すぎるが、しかしその後も、ソ連が崩壊した後でさえ、スターリンを部分的には擁護するなど、藤田教授は十分に目が覚めたとは言えない。「尋常」でないのはスターリン政治そのものであって、「スターリン批判」ではないにもかかわらず、教授は常に、スターリン政治そのものよりも、「スターリン批判」に伴う社会主義圏の混乱をこそ問題にしてきたのである（「前々稿（中）」、『神戸法学雑誌』59巻4号、2010年、202頁以下）。また教授は、ソ連社会主義の崩壊の原因を、ポスト・スターリン時代の部分的自由化の下で、社会主義的所有制度が形骸化していったことにあると考えている。そうであるならば、社会主義的所有制度がしっかりしていたスターリン時代の方がよかったということにもなるのである（「前々稿（下）」、104頁以下、142頁）。

第2節 1920年代のパシュカーニスの評価

『法理論史』は問題軸毎に分けて論じられており、パシュカーニスも各所で個別には登場するが、まとめて論じられているわけではない。ストゥーチカなど他の論者に関する記述も多く、パシュカーニスに割かれている頁数は、全体としてはそれほど多いわけではない。またパシュカーニスに対する評価も、必ずしも明快とは言えない。しかし、種々批判的指摘をしながらも、肯定的評価の方が勝っていると言える。

藤田教授は、1920年代に支配的地位を占めていたパシュカーニス理論を中心とする法学方法論の特徴を、次の5点にまとめている（『法理論史』、226-227頁）。①法を規範命題の総体としてではなく、客観的に実在する社会関係として捉える。②この社会関係の特殊法的形態規定性の物質的基礎を商品交換関係に求める。③法範疇を、商品交換とともに発生・死滅する過渡的な歴史的範疇と捉える。それは資本主義社会において純粹かつ全面的に発展するものであり、プロレタリア的法範疇といったものはありえない。④法の一般理論は、最も簡単な範疇からしだいに複雑な範疇へとすすむ上向的展開によって法的実在の体系を捉えることである。⑤以上のようにして、前資本主義社会や社会主義への過渡期の法の存在性格も把握できる。

このような整理に異論はないが、付け加えるべきことがある。私としては、パシュカーニスが、社会関係が法的性格、法的形態性をもつ根拠として、商品交換の「等価交換」原理に注目していたことを強調したい（前章第7・第8節参照）。社会関係そのものは、それ自体では法的性格をもたない。商品交換関係は、価値法則を反映した等価原理という一種の規範原理（交換は等価でなければならない）を内包しているが故に法的性格をもつのである。このことを無視しては、「法＝社会関係」説は成り立たない。藤田教授は、そのことにあまり注目していないように思われる。

さて、『法理論史』の早い時期に書かれた第1部第2章『『二〇年代マルクス主義法理論』の形成と展開』の部分では、パシュカーニスに対する評価は、以下のようにかなり高い。以下、四点上げる。

①方法論。パシュカーニスの「法の一般理論」の方法論（後述するように、マルクスの「経済学の方法」に依拠した上向的展開）について、教授は種々批判も加えている。パシュカーニスはマルクスの「経済学の方法」に依拠して法の一般理論を展開すると言うのであるが、「主体」をその端緒範疇とする根拠が十分に示されていない、彼の著作自体その方法が貫徹されておらず、予備的考察にとどまっている等々（『法理論史』、163頁）。そしてパシュカーニスについて一般的に指摘されている形式主義的傾斜、法の形態の内容からの分離等の彼の基本的欠陥の根拠は、「資本主義的規定を欠いた商品形態を、あるいは、 $G - W - G'$ 過程からきりはなされた $W - G - W$ 過程を彼が法的形態の分析の基礎においた点にある」と言う（同書、164頁）。

つまりパシュカーニスは、生産過程から切りはなされた流通過程から法的形態を引き出していると言うのである。これはパシュカーニスに対する常識的批判である。しかし法は、何よりも流通形態に関わるのであるから、そのような批判はあたらぬ。ただ、私自身は「上向的展開」の方法なるものを信じていないが、パシュカーニスはそのような方法をとると言っているのであるから、上向的展開の帰結点が何であるかという問題は確かにある。藤田教授はそれが示されていないと批判しているが、私がパシュカーニスに代わって答えるとすれば、生産過程に上向していく（教授は、「論文・一般理論」ではそのようにしている）のではなく、商品交換関係の枠内で、例えば、人間が「労働力商品」として売買されることの問題や、生産過程ではなくそれを規定する労働契約（労働条件）の問題に上向して行くべきであろう。生産過程はそれ自体独立した法的関係ではなく、労働契約の履行過程にすぎないからである（後述）。生産過程そのものを中心に据える理論は、経済学や社会学にはなるかもしれないが、法理論にはならない。なるとしても、せいぜい、法を階級支配の道具とする俗流階級論にしかならないのである。

このように藤田教授は、パシュカーニスの方法論の問題点を指摘しながらも、それは「これまでみてきたような劃期的意義をもつものであった」とか、当時の状況の下で限界はあったが、当時としては「きわめて先駆的な、そして

彼が実現しえたよりははるかに多くの可能性をふくむ」ものであったと高く評価している。そして「この可能性は今日もまだくみつくされてはいない」と述べている（『法理論史』、165、166頁）。教授の「論文・一般理論」は、この可能性を発展させようとしたものであったが、しかし、『著書・一般理論』の方は、その可能性を摘み取ってしまうのである。

蛇足ながら、「実現しえたよりははるかに多くの可能性をふくむ」という藤田教授の表現に、私は、教授の思考の特徴の一つがあるように感じ、違和感を覚える。教授は、前々稿でも触れたように、現実の社会主義に種々問題点があっても、社会主義はそれを克服するメカニズムを初めから備えているかのように考えている。「社会主義体制はその問題の解決の可能性を本来的にもっているはずである」とか、「社会主義的所有」は、「いかに未成熟の段階であっても」、国家管理形態の「矛盾の解決形態をも、同時に、不可避的につくりだす」というのである（「前々稿（中）」、140-141頁。ソ連崩壊後は、反対に、ソ連の社会主義的所有は未熟であったから、社会主義が崩壊したと教授は論じることになるのであるが）。よきものは、最近の人工知能のように、自動的に自己修正しながらその欠陥を補修し、完全なものへと向上していくと考えているかのようである。教授の考え方の運命論的、決定論的な側面である。教授は、この『法

-
- (14) 問題の発生は、同時にその解決の条件もつくりだすという藤田教授の予定調和論的発想は、マルクスの次のような文章の影響かもしれない。「ブルジョアの生産関係は、社会的生産過程の最後の敵対的形態である。…しかし、ブルジョア社会の胎内の発展しつつある生産力は、同時に敵対の解決のための物質的条件をつくりだす」（国民文庫版『経済学批判』、10頁）。「法の一般理論」研究時期の教授のソビエト社会についての記述に、次のようなものもある。「解決さるべき課題は多々ある。だが、上述の人民主権原理と生産手段の社会化という基礎条件は、やはりこれらの課題の解決の最終的保障となっている」（『現代ソビエト社会と法』、川島武宜編『法社会学講座10』、1973年、150頁）。ソ連には人民主権は存在せず、共産党指導部による独裁政治が行われていた。生産手段は社会化されていたが、ソ連崩壊後、教授は、ソ連の社会主義的所有は解体状況であった（だからソ連社会主義は崩壊した）と、考えを改めている。事実に合わせて理論を正すのではなく、教条的な理論を維持するために、事実の

理論史』の段階では、このようにパシュカーニスを高く評価しながら、『著書・一般理論』の段階では、彼から離れていく。パシュカーニスには、先のような高度な「可能性」はなかったことになる。

②交換関係と法の形態規定。第二に、法を商品交換の媒介形態と捉える点について、藤田教授は、「パシュカーニスが交換過程の論理の中に法的関係の特殊な形態規定性を解く鍵をみいだしたことは、多くの論者によって高く評価されたように、彼の理論的功績の最大のものであった」と、高く評価している。しかしパシュカーニスの方法はそれをさらに発展させる可能性があったにもかかわらず、彼はそこに止まり、所有・家族・団体等に関する法的関係が視野の外に置かれ、とりわけ公法の説明に窮している、といった当時のソ連におけるパシュカーニス批判を紹介している（教授もこのような批判に同意しているはずである。『法理論史』、116頁）。ここで教授は、パシュカーニスの形態規定論を、彼の最大の理論的功績と評価しており、「論文・一般理論」ではそれを継承・発展させようと試みる。しかし、『著書・一般理論』では、それから完全に離れていくのである。

③法と国家権力の関係。パシュカーニス批判者が最も強く批判することの一つは、彼が国家権力の役割を軽視しているという点にあった。藤田教授も、この点について次のように指摘している。パシュカーニスは、「商品交換関係の論理によって媒介される形態規定性の次元で、権力がまさに公的権力という形態規定…をうけとる次元で分析しており、現実的・歴史的存在としての法と国家権力の論理的連関…という問題が本質上回避されている…」(『法理論史』、139頁)。これは、パシュカーニスには埋めるべき空白が残っているという指摘かもしれない。しかし、この点は、空白を埋めれば済む問題ではなく、むしろ、既述のように、パシュカーニス説といわゆる国家論（階級国家論）は相容れないと言うべきである。ちなみにパシュカーニスの国家論は、藤田教授

方を偽るのである。ソ連の社会主義的所有は崩壊状況ではなかったし、本文で述べたように、社会主義的所有は「いかに未成熟であっても」、問題の解決手段をもつくりだすと、教授は語っていたのである。

の「論文・一般理論」のそれに明らかに影響を与えている（本稿第2編第6章第2節）。ついでに言えば、法の階級性を軽視しているというのも、パシュカーニスに対する最も常識的な批判であるが、この問題について教授は直接には触れていない。教授は、俗流階級論に陥ることを警戒して、あえて言及を避けたのかもしれない。

④過渡期論の問題。パシュカーニスは、当時のソビエト法をプロレタリア的性格をもつ法とは認めず、死滅過程にある「ブルジョア法」とみなした。これはマルクスやレーニンがそう語っているし、当時のソ連ではかなりの程度常識とされていたことでもあったので、藤田教授も強くは批判していない。しかしそこに「批判に値する理論的弱点をもっていたことは否定できない」と指摘している（『法理論史』、139頁）。このような批判は当然と言えば当然であるが、しかしそれならば、マルクスやレーニンそのものを、さらには共産主義下の法の死滅を信じ続けている藤田教授自身をも批判しなければ公平を欠くだろう。教授は、過渡期の法を死滅過程にある法としてその「消極的性格」を強調するパシュカーニスなどの議論について、過渡期法の積極面も考慮しなければならないと言いたいようである（『法理論史』、193頁）。

教授は言う。「過渡期の法は、『死滅』の行程にあるというネガティブな契機を内包しつつ、まさにこのネガティブな契機を積極的に媒介することにかえってポジティブな存在理由をもつというパラドキシカルな性格をもっているのである。それは、ブルジョア法の革命的否定が法範疇そのものの革命的否定を内在的なモメントとしてもつことの論理的帰結にほかならない」（『法理論史』、186-187頁）。

人によっては、このような矛盾に満ちた意味不明な言葉を、何か深遠な弁証法的な説明であるかのように受け取って感銘を受けるのかもしれない（教授の似たような表現については、本稿第1編第1章第2節でも取り上げた）。しかしこれは、国家の死滅に関するよく知られたスターリンの次の説明と同じことを言っているにすぎない。曰く、「われわれは国家の死滅を主張する。しかも、われわれはそれと同時に、今日まで存在してきたあらゆる国家権力のうちで、

もっとも強力なもっとも強大な権力であるプロレタリアートの独裁の強化を主張している。国家権力死滅のための条件を準備することを目的とする国家権力のもっとも高度な発展—これがマルクス主義的定式である。これは『矛盾している』か。しかし、『矛盾している。』しかし、この矛盾は生きた矛盾であり、マルクスの弁証法を完全に反映しているのである」（『スターリン全集』12巻、391頁）。

第3節 パシュカーニス理論の補充の試み

以上のように、藤田教授による1920年代のパシュカーニス理論の評価は、それを一応肯定的に評価した上で、空白や不十分な部分があってその豊かな可能性が汲み尽くされおらず、さらに発展させる必要があるといった内容のものであった。そして、1920年代の末には、ソ連でも、パシュカーニス理論をさらに発展させる試みが多様になされたことを教授は紹介し、それをそれなりに高く評価している。例えば教授は、1929年からの法理論の転換過程の一部で、「『二〇年代マルクス主義法理論』をそれまでの諸試論の内在的批判をとおしてより高次の次元にたかめる前進の方向がみられた」ことを指摘している（『法理論史』、249頁、238頁、251頁も同旨）。後述のように、教授の「論文・一般理論」もまた、そのような試みをさらに発展させようとしたものであった。『法理論史』では、なぜかそのような試みは、1930年代の法理論史の「転換」過程の一部としてこの著作の第2部で取り上げられているのであるが、内容的には第1部の最後で論じるべきことであつたろう。

1920年代末の前進的な試みとして、藤田教授は、例えばスターリゲヴィッチを上げている。教授は、「ストゥーチカ理論とパシュカーニス理論を統合しつつ、両者それぞれの弱点をそれによって補強するという方向で最も注目すべき活動をおこなったのはスターリゲヴィッチであった」と述べている（『法理論史』、252頁）。教授によれば、彼の『マルクス主義法理論』（1930年）では、次のようなシェーマが示されているという。①分析起点＝端緒範疇。W - G : G - W に対応する「法的関係」の分析。②分析の第二段階。G - A : A - G に

含まれる法の階級性、国家的強制のモメントの分析……。③分析の第三段階。貨幣・国家・法の内的関連、法違反等々。④分析の最終段階。法の発生論、過渡期ソビエト法論、法の歴史論（『法理論史』、264頁）。このシェーマは、藤田教授の「論文・一般理論」の構成と、ある程度似ている。

藤田教授は、スターリゲヴィッチのシェーマについて、その問題点を指摘しながらも、「それは、一般理論展開の論理的諸段階についていくつかの手がかりをあたえる仮説を提示しえているものとみることができよう」と評価している（『法理論史』、265頁）。その他の論者も含め、当時の議論一般について、折衷的であったりスコラ的な議論になったりで顕著な成果は示しえなかったとはいえ、「そこには、『二〇年代マルクス主義法理論』を、その内在的批判をつうじてより高い水準に引上げる途が、さまざまな形で、可能性としてふくまれていたとみることができると教授は評価している（同書、270頁）。

このようなマルクス主義法理論を前進させる試みは、藤田教授の『法理論史』によれば、1930年代半ばまでは続いたようである。そこでは、パシュカーニスのような法の形態や交換関係の重視に対して、法の内容（階級性）や生産関係とその基礎にある所有関係を重視する立場（単純には言えないが、ストゥーチカやラズモフスキーにやや近い立場）を総合する試みがなされた（傾向としては前者から後者へと向かっていく）。ただ風雲急を告げる政治状況下（社会科学に大きな影響力をもっていたブハーリンの失脚とスターリンの権力の確立、農業集団化など第二の革命と言われる激しい変革の開始）で、論争は混乱を極め、積極的な成果を生みださないうま、1930年代の後半、第二の転換へと進んでいくことになる。教授の「論文・一般理論」は、このような挫折した1920年代末の法の一般理論の前進の試みを受け継ぐ立場にあるのである（『著書・一般理論』の方は、それとは異なる方向にある）。

第4節 1930年代前半のソビエト法理論の第一の転換

ソビエト法理論史は、1930年代前半に第一の転換を、次いで1930年代後半に第二の転換を迎える。この期の論争はスターリン政治の圧力の下で展開され

ており、もはや学問的論争とは言いがたいものとなっていた。したがって取り上げる価値もあまりないと思われるが、藤田教授の『法理論史』では、このうち特に第一の転換について詳細に紹介されている。他方で第二の転換については、短かすぎる記述になっている。

1920年代末に始まると言える第一の転換は、パシュカーニスが、1920年代の自らの理論を自己批判しつつ、主導するかたちで進められ、彼が編集した『国家と法の学説』（1932年）に、その一応の帰結をみることができるという（稲子訳『法の一般理論とマルクス主義』にその抄訳が収録されている）。この時期（1930年代前半）の法理論の特徴を、藤田教授は明快に要約的には述べていないが、藤田著作によりつつ、私流に整理すれば、次のようになりそうである。

①第二の革命の急激な展開を背景に、スターリン政治の側から、理論の実践からの立ち後れが批判され、実践の役に立たない抽象的な資本主義法の一般理論の研究ではなく、ソビエト法の具体的・実践的な役割の研究が重視されるようになる。②法は、1920年代のように経済の媒介形態ではなく、「政治の特殊形態」、「政治の道具」と捉えられた。第二の革命を遂行するための道具というわけである。③商品交換・契約関係ではなく、所有関係・生産関係・搾取関係が法の核心とされ、法の階級性、権力性が重視された。④「狭義法律学」から「広義法律学」へ。商品交換関係を法関係の中心におくと、資本主義法中心の「狭義法律学」に傾くが、所有関係を重視すると、それぞれの社会構成体の所有・生産・搾取関係の歴史的展開を説く「広義法律学」になり易い。⑤ソビエト法も、「広義法律学」の一部として積極的位置づけが可能となる（ブルジョア法の残滓という消極的位置づけではなく）。ただし、当時はまだ「社会主義法」という新しい歴史段階の法としてではなく、あくまでも過渡期の法という位置づけであった。

このような1930年代前半のソビエト法学を、藤田教授は、いつものように、プラス・マイナスの両面から評価している。一方でそれは、「理論的にみて、一定の重要な前進的意義をもっていることは、いうまでもない」と言う。「と

くに重要な意義をもつのは、社会＝経済構成体の全体的構造と結びつけた法の階級性と歴史性の把握の試みであり」、このような視角からの分析は、1932年の『国家と法の学説』で初めてなされたものだと言う。そして「『二〇年代のマルクス主義法理論』の最大の弱点の一つは、たしかにこの点にあったのである」と言うのである（『法理論史』、379頁）。

他方で藤田教授は、この期の法理論の問題点を次のように指摘する。1920年代の法理論は、「史的唯物論の法律的色づけという素朴な段階から脱して、法の研究における科学的方法論をうちたてようとする」ものであり、「そのために、形態を媒介として内容の深部に、抽象的なもの、論理的なものを媒介として具体的なもの、歴史的なものの複雑な構造に、より鋭く確実に迫る認識方法を探り求めようとした」と言う（『法理論史』、379頁）。ところが1930年代前半の転換では、1920年代の理論の積極面が「批判的に継承」されず、それとの「断絶」がみられ、「ある意味で理論史上の逆もどりがみられることも否定しえない」と言うのである（同所）。

藤田教授によれば、もともとこの第一の転換は、「従来の方法論の欠陥の克服、すなわち、形態論偏重にかわる内容と形態との統一、論理主義への傾斜にかわる論理的なものと歴史的なものとの統一……」を目指したものであったという。しかし実際には、「内容と形態との、歴史的なものと論理的なものとの統一というスローガンのもとで、事実上は、形態から内容への、論理から歴史への転換という、逆の意味での両者の分離が、したがって、ある意味での理論史上の逆行さえもが、もたらされた」と教授は繰り返している（『法理論史』、407-408頁。380頁にも同旨あり）。

やや図式的に整理すれば、次のようになる。1920年代のパシュカーニスは、「形態」と「論理」に傾いていた。1930年の先に引用したスターリゲヴィッチ（彼の議論も時と共に変化が激しいが）のシェーマは、「内容」と「形態」、「歴史」と「論理」の統一を志向するものであった。1930年代前半のパシュカーニスは、この統一志向を通り過ぎて、「内容」と「歴史」に傾いたということになる。これを教授は「逆戻り」と表現しているが、同じ「逆戻り」を、私は、藤田教

授の「論文・一般理論」から、『著書・一般理論』への転換についても感じるのである(後述)。

第5節 1930年代後半のソビエト法理論の第二の転換

1920年代末に始まった第二の革命は、1930年代半ばに完了し、ソ連は過渡期を終了して社会主義段階に入った。それに伴って、ソビエト法理論は再度の転換を遂げることになる。再度の転換を、パシュカーニス再び主導しようとしたが、時既に遅く、法理論戦線の主導権はヴィシンスキーらのスターリン主義者の手に移り、パシュカーニスは肅正の対象となる。藤田教授の『法理論史』は、ヴィシンスキーの登場のところで終わっており、その理論の詳細な説明や評価はない。そこで教授の他の論文も参照しつつ、ヴィシンスキー理論に対する教授の説明と評価を探ろう。第二の転換後のソビエト法理論の基本的特徴としては、次のようなことが上げられる。

①社会主義法の成立。それまでソ連では、「社会主義法」、「社会主義法学」という言葉は存在しなかった。まだその段階に達していなかったからではなく、社会主義下では法は死滅するとされていたから、「社会主義法」というのは概念矛盾とみなされていたのである。しかしこの期には、社会主義法概念が生まれたばかりでなく、社会主義が勝利したとされる1930年代半ば以降だけではなく、ロシア革命以来、ソビエト法は一貫して社会主義法であったと、法の歴史的認識が根本的に変化する。藤田教授も、1920年代には否定されていた「社会主義法体系」の存立が、『『スターリン憲法』の成立によってうたがいのない事実になった』とか(『法理論史』、417頁)、「社会主義のもとでの法の存在は、歴史的に証明されたことであった…」と述べている(同書、427頁)。それはスターリン体制下の法思想と法体系を理論的に追認するものであった。

1920年代には、死滅に向かいつつあるソビエト法は、「消極的性格」をもつものとみなされていたが、1930年代後半には、それが「積極的性格」のものと位置づけ直される。この点について藤田教授は、社会主義法はその両面をもつという。社会主義法は二重的性格をもっており、「本来的に自己否定的契機

を内包しつつ、そのことによってかえって『自己肯定的』に機能するものとしてあらわれる」と言うのである（「ソビエト法学の昨日と今日（3）」、『法律時報』37巻4号、1965年、49頁）。矛盾するものを無理に統一し、「ああでもあるし、こうでもある」という教授にしばしばみられる「弁証法」である。それが教授の議論を歯切れの悪い曖昧なものとし、また誤らせている。社会主義・共産主義下の法の死滅論は、素朴な空想的社会主義思想の残滓であり、今やそれを信じる人はほとんどいないであろう。他方で、私が常に述べているような意味においては、社会主義の下で確かに法（狭義の法）は死滅したのであり、そこでは権力者の恣意の表現としての法（広義の法）が支配することを、歴史は証明したのである。

さて、当時のソ連では、「ソビエト社会主義法の一般理論」の問題が、マルクス主義法学の課題として提起されるようになる。藤田教授はこの点について、別の論文で、「ヴィシンスキー段階の法学は、この課題に本格的にとりくんだ点で、歴史的意味をもっている。すなわち、この段階において社会主義法学、ソビエト社会主義法学が、マルクス主義法学の中に、その発展形態として確立されたといってよい」と肯定的に評価している。そして、その意義を、「ヴィシンスキーの『規範主義的見解』のゆえに否定することはできない」とも述べている（「ソビエト法学の昨日と今日（3）」、『法律時報』37巻4号、1965年、50頁）。この言い方は奇妙である。むしろ逆に、「社会主義法学」成立論が誤っているからと言って、規範主義的見解まで否定することはできない、とでも言った方がよいであろう。

法（広義）が規範命題であること自体は当然のことであって、だれもそれを否定しはしないのではないか。しかし、ヴィシンスキーの規範主義は、偏った階級論、権力万能論に傾き、没理念的で没社会科学的なそれであった。しかし問題は、そんな「些細」なところにあるのではない。最大の問題は、ヴィシンスキー理論の下では、その理論に反して、法はおおよそ規範的力を失ったことにある。権力の専横の下で法が規範的力を失ったまさにその時に、観念上それを補うために、「法＝規範」説が登場したという関係にあるわけである。ソ連が

巨大な無法国家となり、歴史上稀なほどの抑圧国家となった時に、だからこそ逆説的に「社会主義法学」の成立が高らかに宣言されたのである。ヴィシンスキーの規範説批判は、この点にこそ向けられなければならないが、藤田教授にはそのような発想はみられない。ともかく、事実上、ソ連において法は死滅したのであり、もし存在するとしても、精々「十分の一法」でしかなかったのである（この表現については後述）。しかし当時のソ連においては、次にみるように、正反対の説明がなされた。

②社会主義法の最高性。当時のソ連では、社会主義法は存在するのみならず、法の最高の発展段階にあるとされた。藤田教授は、ヴィシンスキーの次の文を引用している。「まさに社会主義の時代こそ、法の最高の発展、適法性の最高の発展、法と適法性の勝利の時代である」（『法理論史』、426頁）。法の死滅論は事実上姿を消した。最高段階の法とされる社会主義法こそが、法律学の主たる研究対象となるから、資本主義法を中心的対象とした「狭義法律学」は存在を止める、あるいはそれは「広義法律学」の一部となる。ヴィシンスキーの考え方について藤田教授は、マルクス的な「法の歴史性把握は、まったく平板な発展史観にすりかえられてしまう」と批判的である（同書、427頁）。「社会主義法の『消極的』存在性格という、その本来的な歴史的性格の一面が問題意識から脱落した。そこでは、社会主義法の存在それ自体は所与の自明のものとして前提され、その前提そのものの歴史的性格についての問題意識は、国家と法の強化というスローガンのかげにとじこめられた」とも述べている（『ソビエト法学の昨日と今日 (3)』、『法律時報』37巻4号、1965年、50頁）。

このような批判は、今日においても共産主義下の法の死滅を信じる教授にとっては当然のことかもしれないが、何かおかしい。藤田教授は、「法の死滅」論が後退したことを批判しているのであるが、批判的の間違っている。「法の死滅」説が後退するのは、むしろ正しい方向である。反対に、ソ連では、「法の死滅」という理論に先立って事実上法が死滅していたのであるが、教授と言えどもそれを肯定するわけではないであろうから、事実上の法の死滅こそを批判すべきであった。

③「法＝規範」説。1920年代のソ連では、法を規範の総体として捉えることは、ブルジョア的な規範主義、法実証主義として批判され、それを経済的土台との関係で位置づける方法が主流となっていた。しかしヴィシンスキーは、規範主義的な法理解に階級的な観点を付け加えることによってそれを復活させる。彼による法の定義は次のとおりである。「法とは、支配階級の意思を表現し、立法手続によって制定された行為諸規則、ならびに、その適用が、支配階級に有利で好都合な社会関係の保護・強化・発展のために国家の強制力によって保障されるところの、国家権力によってサンクションをうけた慣習および共同生活諸規則の総体である」。こうして、「法の特徴的メルクマールを規範の総体に見る立場が全一的に支配するにいたる」と藤田教授は言う（『法理論史』、430頁）。

このような「法＝規範の総体」説に対する藤田教授の評価は、これまた両義的である。一方では、「法＝規範の総体」説の下で、ソ連の法学が実定法規範の概念＝論理構成に集中していることについて、「社会主義法の積極的存在性格の承認を前提するがぎり、当然のことでもあり、それ自体の意義はいささかも過小評価されてはならない」などと述べている（『ソビエト法学の昨日と今日（3）』、『法律時報』37巻4号、1965年、50頁）。このように、教授は、ヴィシンスキー的な「法＝規範」説を肯定的に評価しているようにもみえる。

しかし他方で藤田教授は、ヴィシンスキー説について、批判的な言及もしている。教授は、重要なことは、『『規範の総体』説が、『スターリン憲法』体制の自己完結性論とその安定性の維持・強化思想のもとで、…物質的社会関係の論理による法的形態の被制約性を追求してきた理論史の精算主義的批判に裏うちされることにより、『ソビエト社会主義法学』に、本来それに無縁なはずの『法実証主義』的傾斜を、あるいは、一種の教義学的性格を付与する一要因となった点にある」とか、「ヴィシンスキーの『規範の総体』説は、現実の社会関係としての法的関係の論理分析、法的形態の客観的制約性の分析という視点を背景におしやり、法範疇の歴史的な存在構造の解明という視点をいちじるしく弱める結果を客観的にはもたらした」と述べている（『法理論史』、430

-431頁)。ここでは、ヴィシンスキー的な法＝規範説が、1920年代の法理論の積極的側面を精算する結果になったことが批判されている。つまり、法は一定の歴史的条件のもとで生まれ、一定の条件下で死滅するという歴史的性質をもった存在だという認識が弱まったというのである。繰り返しになるが、そのような認識が弱まったことは正しい方向を示しており、「法の死滅」論にこだわる藤田教授の方が間違っている。問題は、むしろ、社会主義の下では法は規範性を失う必然性があり、ソ連でも法は規範ではなくなっていたことであり、その点こそが批判されなければならなかったのである。⁽¹⁵⁾

さて、「法＝規範」説は、資本主義諸国の実証主義的法学者の常識的な議論であって、これではマルクス主義法学の独自性はまったくないことになる。異なるのは、法規範を支配階級の意思・利益の反映と捉える階級的観点だけであるが、これでは単純・素朴な俗流階級理論でしかない。

④「法体系論」。社会主義法の存在が「証明」された後、ソ連における法の一般理論は、法体系論へと変質していく。当時はまだ社会主義段階に対応する新立法はなされていなかったから、それらを如何に体系的に整備するのが問

(15) ソ連の法律学においては、法の規範的力を否定するような、「法＝記録」説と呼ぶべき考え方も根強く存在していた。法は現実社会を規制すべきものではなく、逆に、事実上存在する関係を「記録」(追認)したものが法であるという考え方である。これは、革命は既存の秩序(法秩序)を解体しつつ進行するものであって、法は革命にとっては障害物であるという考え方とも関連している。変革が先行し、法は後からそれを記録・追認するものとされたのである。このような考え方は、革命初期やベレストロイカ期のように、変動が激しい時代には、それなりの合理性をもっていた。例えばベレストロイカ期であれば、私有化法の成立に先立って国有企業の私有化が実行されたり、株式会社法の制定に先立って、事実上株式会社が設立されたりした。事実が法に先行したのであるが、それは、実験的試行という意味ももっていたのである。また、ソ連の「法＝記録」説は、ソ連では法の理念と現実が一致しているといった欺瞞的な主張を正当化するイデオロギーとしても利用された。資本主義諸国では法的美辞麗句は絵に描いた餅であるが、ソ連では法は現実をそのまま記録したものの如くであり、法の理念は実現されているというわけである(拙著『ソビエト憲法理論の展開』、1984年、53頁以下)。

題となっていたのである。法体系論とは、一言でいえば法の分類学であり、分類の基準や方法をめぐって議論が展開されたのであった。例えば、民法と経済法の関係をめぐって論争が展開された。両者は二元的に存在するのか（国家セクター内部の関係は経済法、少なくとも一方当事者が個人の場合は民法というように）、それとも民法一元論か、経済法一元論かといったことが論点であった。ソ連では民法一元論が一応勝利したが、民法典内部が事実上二元論的に構成されていたから、実質的には二元論と変わりはない。ただ「民法」（市民法）一元論の方が、外見上個人の権利を尊重する立場のようにみえるといったソ連の現実に反するイデオロギー的要請によって、民法一元論が採用されただけであり、欺瞞性がより高まっただけである。

このように、法体系論争はあまり意味のある論争ではなかった。しかしソ連では、この「法体系論」が、かつての「法の一般理論」に代わる位置を占めるに至る。そのことは藤田教授へも影響を与え、後に教授は、自らの「法の一般理論」を「法体系論」として構想することになるのである（後述）。

結局第二の転換に対する藤田教授の評価も、いつものように両面的である。社会主義法学の成立を認め、その研究を開始したことは肯定的に評価している。「法＝規範」説も肯定的に評価しつつ、しかしその結果として1920年代の法理論が清算されてしまったことは批判している。結局、1920年代の肯定的遺産の継承の必要性を主張しつつも、ヴィシンスキーによって敷かれた新しい路線を承認しているようにみえる。一番問題なのは、教授は、第二の転換と大規模な弾圧・粛正の関係にはほとんど言及せず、またヴィシンスキー以後の

-
- (16) 藤田教授は、このようなヴィシンスキー路線の確定について、「このような事態は、第二次世界大戦の刻々と迫る情勢のもとで、三四年一二月のキーロフ暗殺事件によって幕を開く、かのいわゆる『大粛清』の状況、そこでの政治的・イデオロギー的諸過程の展開の論理と結びあわせなければ説明できないが、それに立ちいることはここでの課題の範囲をこえる」と述べている（『法理論史』、402頁）。しかし当時の政治状況は、単に法理論戦線の背景として存在するのではなく、法理論・法イデオロギーそのものの内容を規定しているのであって、「ここでの課題の範囲をこえる」などと言って逃げることはできない。

法理論の現実からの極端な乖離、「法治主義」の完全な欠如、民主主義と人権の蹂躪といった重大問題についても、教授の視野には全く入っていないことである。

第6節 二段階の転換の位置づけと評価

以上述べてきたように、ソ連の法理論史は、簡潔に表現すれば、法を「経済の媒介形態」とする見方（1920年代）から、法を「政治の媒介形態」、「政治の道具」とする見方（1930年代前半）を経て、さらに、法を、経済や政治に従属させるのではなく、いわば自立した「法そのもの」とみなす（そのような表現が使われたわけではない）段階（1930年代後半以降）へと転換してきたと言える。

この二段階の転換の関係について、藤田教授はその連続性に力点をおいた説明をしている。第二の転換は、「三〇年代初頭の転換の帰結」である（『法理論史』、411頁）とか、ヴィシンスキー以後の「平板な発展史観は、『第二の転換』をまさに特徴づけるものであるが、しかしその根は、…第一の転換の中にあることをみのがすことはできない」（同書、427頁）、「『第一の転換』のこの段階での完成、その帰結のあり方が『第二の転換』それ自体において重要な意味をもつことは、いささかも過小評価されてはならない」（同書、431頁）、ヴィシンスキーの「法＝規範」説について、「くどいようだが、…かの『第一の転換』が、…マルクス主義社会科学の方法の稀薄化として完成する一例をみることができる」と、「くどいように」二つの転換の連続性を強調している（同書、431頁）。そして、「実にこの第二の『断絶』こそ、また第一のその論理的完成というるものであったのである」（同書、432頁）というのが、この長大な著作の結びの言葉となっているのである。なぜこのような主張を繰り返すのかよく分からないが、ヴィシンスキー以後の否定的な法理論の展開の責任が、第一の転換を主導したパシュカーニスにあるかのような言い分である。

この第一の転換期のパシュカーニスに対する藤田教授の次のような評価も、不可解である。ヴィシンスキーによるパシュカーニス批判について、教授は次

のように言う。「たしかに、パシュカーニスの自己批判は、その理論的な内容においても、その主体的姿勢においても不徹底なものであった」（『法理論史』、426頁）。そもそも1920年代のパシュカーニスには、「形態論」と「論理」があったが、「内容論」と「歴史」が欠如していたというのが、教授の主張であった。そうであれば、1930年代のパシュカーニスは、自己批判が不徹底なのではなく、自己批判しすぎて過去の成果を清算し、他方の極に行ってしまったということになるはずである（私は、そのような説明にも同意しているわけではないが）。

第一、第二の転換を連続的に捉える藤田教授は、ソビエト法理論史の時期区分について、区分点を一つあげるとすれば、1930年代初頭と考えているのであろう。しかし、第一の転換は、その当時の歴史状況と法のあり方を忠実に反映しているのであって、論理的には筋道が通っている。しかし第二の転換は、理論と現実の間に鋭い断絶があり、ソビエト法理論史上の大転換点を一つ上げるとすれば、1930年代後半の転換の方である。

1920年代と1930年代前半のソ連の支配的な法理論は、それぞれの時代の現実に対応し、それを反映していた。1920年代はネップ下の市場経済を利用した平和的な社会主義建設期であり、「法＝商品交換関係の媒介形態」説は、それと対応していた。1930年代前半の法理論は、社会主義建設に向けての第二の革命期の激しい政治闘争を反映していた。この期には、法に代わって剥き出しの政治、行政が展開する。当時は社会主義への前進により、いよいよ法の死滅が現実のものとなってきたと考えられていた時期である。「政治の媒介形態」、「政治の道具」としての法の捉え方は、単にその時点での革命遂行の特殊の要請であったのみならず、社会主義下の「法の死滅」の歪んだ形態、社会主義進展下での「法の死滅」の最終形態を示していたとも言えるのである。それはまた、その後長期にわたり、その崩壊に至るまでのソ連の法のあり方を規定するものであった。「政治の媒介形態」説もまた、当時とその後ソ連の法の真実をただしく反映していたのである。

これに対して、1930年代後半の第二の転換は、まったく異なった特徴をもつ。それは、階級理論を除けば、それまでマルクス主義者が批判していた「ブル

ジョア法学」的な法実証主義への逆戻りでしかない。しかし、今言いたいのはそのことではない。先ほど述べたように、1920年代と1930年代前半の法理論は、それぞれの時期のソビエト法の実態をそれなりに正しく反映していた。しかし、1930年後半以降の法理論は現実の対極にあり、理論と現実が極端に乖離していたのである。大量弾圧によって史上稀にみるほど法が無視されていた正にその時期に、法理論の方は、「社会主義の時代こそ、法の最高の発展、適法性の最高の発展、法と適法性の勝利の時代である」などと語っていたのである。つまりヴィシンスキー段階の法理論は、虚偽性、欺瞞性の極致としての詐欺法学であり、現実世界とは極端に乖離したことを、真面目な顔をして本気で語っていた点では冗談法学であった。このような時代の法「理論」は、まともに相手にするに値しないものである。しかるに藤田教授は、そこにも積極的要素を見出し、半分は肯定し、そこから学ぶべき点があると考えているのである。

第7節 「社会主義法」論の虚妄と「半〇〇」論

既述のように、藤田教授は、「スターリン憲法」の成立によって「社会主義法体系」の存立が疑いのない事実になったと述べている。しかしこれは正しくない。憲法は近代の所産であるから、そこには近代的な価値観が初めから含まれている。そのような近代的憲法観からすれば、「憲法」と名の付くものが存在していても、例えば、現在の北朝鮮に憲法が存在するとは言い難い。旧ソ連も同じようなものであったし、現在の中国もそうであろう。「法」一般についても、独裁者の命令のようなものも含め、法は古代世界より存在する（広義の法）。しかし、法の固有の価値は「正義」、「公平」にあるとすれば、そのような法は古代社会にも部分的には存在したが、全面的に発展するのは近代国家においてである。「法の支配」や「法治国家」というときの「法」は、発達した資本主義諸国にしか存在しない（狭義の法。「法治国家」概念については、異なる理解もありうる）。発展しつつある資本主義諸国には部分的に存在するが、プーチンのロシアには、わずかしか存在していない。

この点で私は、レーニンの「半国家」という概念が便利だと思っている。国

家を階級対立の非和解性の産物とみなすレーニンは、旧支配階級を打倒した後のソビエト国家は、もはや本来の意味における国家ではなく、なお残存するブルジョアの分子を抑圧するために必要とされる「半国家」であるとみなしていた。これは事実と反しており、ソ連は強力な鉄の国家であった。それは旧支配階級が残存するからではなく、社会を計画的に組織・運営するために必要であり、またそのような計画的・指令的社会に抵抗する人民を抑圧するためにも必要とされたのである。ただ、人民の意思を決定する代表機関が事実上存在しないに等しく、国家機関はすべからず共産党の直接的支配下におかれていたことから考えると、ソ連には国家は存在せず、共産党といういわば「私的」な権力が、直接人民を支配していたとも言える。それは、封建領主の支配と同じようなタイプのものである。この意味においては、ソ連は本来の意味での国家ではなく、レーニンとは異なる意味において、「半国家」であったと言えよう。

ソ連社会主義の下では、「商品」、「貨幣」のような資本主義経済の概念がそのまま用いられていた。しかし、市場に出回る「商品」は少なく、しかも価格は国定であった。特権階層は、一般市民とは別の特権の商店で、行列なしに買い物ができる。住宅、自動車のような耐久消費財は贅沢品であり、市場で自由に購入することはできなかった。都市の住家は国有住宅の賃貸借であったが、それは分配制度に近かった。自動車は、優先順位をつけた上で長期間待たなければ購入できなかった。これらは「半商品」（より正確には「十分の一商品」とでも言った方がよい）とでも言うべきものであった。「貨幣」を持っていても市場で買える物は少なく、しかもほとんどすべての商品について長い行列が必要であった。貨幣に代わって、コネの交換で必要なものを入手することが広範に行われていた。よい意味でも悪い意味でも、「カネがあれば何でもできる」社会とは正反対であった。そのため、ソ連時代、現金窃盗は少なかった。国営企業間の取引は帳簿上だけの決済であり、現金は動かなかった。ソビエト貨幣は「半貨幣」でしかなかったのである。ついでに言えば、「労働力商品」は残り（「賃金」概念も残存）、搾取は「数倍搾取」とでも言うべきであった。

法についても同じことが言える。最近民科系学者のなかには、立憲主義を重

視し、「憲法は権力を縛るもの」であることを強調する人達がいる。社会主義の憲法観は、このような憲法観の対極にあった。そこでは、イデオロギー的には、憲法は権力を縛るものではなく、逆に、人民の利益を擁護するために、権力の最大限の発動を要求するものとされていた。実際には、既述のように、どちらの意味にしろ、社会主義憲法は規範的な力を全くもっておらず、権力を正当化し、美化するための宣伝の道具でしかなかったのであるが、憲法を楯に何かを要求したり、あるいは抵抗したりということは全く認められていなかったのである。それは精々「100分の1憲法」でしかなかった。

既に繰り返し指摘してきたことであるが、ソ連では「法律」の数は少なく、しかも形骸化し、実際に社会を規律していたのは膨大な官庁の「訓令」であった。「訓令」は、法律とは無関係に（しばしばそれに矛盾して）公布され、ソビエト官僚主義の武器となっていた。しかも「訓令」は原則として公表されておらず、秘密の法令によって市民が刑罰を受けることも少なくなかったのである。さらにその訓令さえ形骸化し、現場の役人の恣意が支配していた。

ソ連は自ら「法治国家」であることを否定しており、法律を制定する力をもつ権力は法よりも上位にあり、権力の命じることが即法律であるとする観念が支配していた。そしてそれぞれの現場で、「権力」を握る小役人が権力を振るっていたのである。小役人と言っても、市民と応対する労働者（商店員など）もすべてそうであり、サービス業の労働者は労働現場では権力者然として振るまい、市民としては権力に苦しめられていた。「合法性」の強化は、ソビエト史を通じて一貫して叫ばれていたが、それを叫ぶ共産党中央自体が超法規的組織であったから、合法性が実現されるはずがなかった。「社会主義法体系」など存在せず、精々「半法体系」（百分の一法体系）が存在するだけであった。

さて、ヴィシンスキー検事総長の時代には、パシュカーニスを始め多くの無実の人々が刑事弾圧を受けただけでなく、秘密警察などの「トロイカ」体制によって、大量の市民が、超法規的に、秘密裡に処刑された。スターリン体制下の弾圧の犠牲者数は、私の推計では、強制収容所収容、強制移住などを含めて約2,290万人、その内死者は約740万人である（この問題については私は別稿

を用意しているが、未公表)。これは少なく見積もったものであり、実際の犠牲者・死者はもっと多いはずである。それは既存の法制度をも無視したものではあったが、それが社会主義法の本質でもあり、超法規的措置もまた「社会主義法体系」の一部であったのである。このように自国民をも大量に弾圧した体制を支えた「社会主義法体系」が容認されてよいはずがない。

藤田教授が『法理論史』を著した当時（1968年）は、フルシチョフによるスターリン批判が行われた（1956年）後であり、ソ連の法学界の状況もヴィシンスキー時代からは変化していた。⁽¹⁷⁾ 藤田教授もそれについて紹介し、法の具体的・社会学的研究が始まったとか、「法的規制のメカニズム」の研究が重視されている等々を指摘している（「マルクス主義法理論の新段階」、ジュリスト増刊『理論法学の課題』、1971年、73頁以下）。しかしこれらは、欧米の「ブルジョア」法学の影響でもあったから、藤田教授も、それらの新しい動きに懐疑的でもあり、積極的に評価していたわけではない。また法を軽視するソ連においては、それらの研究もほとんど積極的成果をあげることはなかったのである。スターリン批判に伴ってヴィシンスキー個人は批判されたが、ヴィシンス

(17) 藤田教授が『法理論史』を著した1968年は、チェコスロバキアで「人間の顔をした社会主義」を求める民主化運動が昂揚した年であった。運動は当時のドブチェク政権が民衆の圧倒的支持を得て展開したものであって、外国が干渉する余地の全くないものであった。しかし、ソ連を中心とするワルシャワ条約機構軍がそれに軍事介入し、民主化運動は鎮圧され、ドブチェク政権は打倒されてソ連の傀儡政権が樹立された。「法の一般理論」を展開していた当時の藤田教授が、このチェコスロバキアの民主化運動に批判的であったことを記憶しておくことは、無意味ではない。チェコスロバキアの民主化運動は、共産党の単一党支配を揺るがしかねない内容をはらんでいたが、前衛党の指導性原則に固執する教授には、それは認められないことであったのである。後に教授はこの態度を苦し紛れに修正したが、しかし、チェコスロバキアの民主化運動を積極的に認めたものでは全くなかった。「法の一般理論」の背後にある教授の法、民主主義の精神が、「人間の顔をしていない」ことは、知っておかなければならない（「前々稿（中）」、『神戸法学雑誌』59巻4号、2010年、167-168、230-231頁）。

キー段階の「法＝規範」説は基本的に維持され、それはソ連崩壊まで続くのである。

さて、フルシチョフ時代には、ソ連は共産主義の全面的建設期と自己規定され、1980年には、共産主義の入り口に辿り着くと、「厳密な科学」の名において予告されていた。藤田教授は、それよりも早い時期の1954年に、「今日のソヴェト社会の発展段階が、社会主義から共産主義への漸次的移行の段階にあることは、ソ同盟について語るものなら誰でも知っている」などと述べていた（「前々稿（中）」、204頁）。しかしその後、教授はソ連の現状認識を変え、ソ連を「社会主義の初期段階」と改める（例えば「ソビエト社会と法」、川島武宜編『法社会学講座10』、1973年、125、149頁）。これはソ連のペレストロイカ直前の時期の自己規定（「発達した社会主義の入口」説）に似ているようにもみえる。ソ連崩壊後、藤田教授がソ連をどのように規定しているのか、必ずしも明確ではない。「社会主義的方位」の社会であったなどと言っている（「前々稿（下）」、119-120頁）から、社会主義の方向は向いていたが、社会主義ではなかったという理解なのであろう。だとすれば、「社会主義のもとでの法の存在は歴史的に証明された」といった先の教授の発言は、完全に間違っていたことになる。そしてソビエト社会主義法学についての教授の言説そのものが、全体として崩壊することになるのである。

第8節 まとめ

以上みたような藤田教授の『ソビエト法理論史研究』（元になる論文は1961-1967年執筆）と二つの「法と経済の一般理論」の執筆時期の関係をまとめると、次のようになる。「論文・一般理論」（1965年執筆）に先立って書かれた『法理論史』の前半部分（1920年代のパシュカーニスなどの法理論の研究）の視点は、「論文・一般理論」に受け継がれている。つまりパシュカーニス理論を肯定的に評価し、その弱点を補うという志向である。教授によれば、その方向性はパシュカーニス理論そのものに内在しており、また1920年代末からそのような補正・発展の試みが部分的には存在したという。他方で『著書・一般理

論』（元の論文は1969-1972年執筆）の方は、『法理論史』の後半部分（1930年代のソビエト法理論の転換の研究）と関係がありそうである。ここではパシュカーニスの法形態論、法的関係論は影を潜め、事実上、法＝規範説に近い立場をとっていると言えるし、またヴィシンスキー以後の「法体系論」を「法の一般理論」の中に取り込んでいるからである。つまり藤田教授の内部においても、パシュカーニス段階からヴィシンスキー段階への「法の一般理論」の「進化」または「退化」がみられるのである。

ソ連初期の三つの時期（1920年代、1930年代前半、1930年代後半）の法理論について、藤田教授の評価は、それぞれについて肯定面と否定面があったというものであって、まことに歯切れが悪い。「ブルジョア法思想」や「ブルジョア法制度」については、教授は、決して、いい面も悪い面もあるなどとは言わない。全面的な否定があるだけである。教授は、例の予定調和的な見方によって、社会主義下の思想や制度は、問題点があっても、同時にそれを克服する必然性を内包していると考え、否定的な対象の中にも、敢えて肯定すべき芽を見出そうとしていたのかもしれない。そしてこれら三つの時期の法理論の中から積極面をとりだし、それらを総合することによって、自らの「法の一般理論」を構築できると考えていたように思われる。もう少し具体的に言えば、次のようである。

藤田教授がソビエト法理論史の研究から学んだことは、1920年代の「形態」、「理論」の一体的志向から、1930年代以降の「内容」、「歴史」の一体的志向への転換、つまり一方の極から反対の極への転換を否定的に総括し、両者を結合することが必要ということであった。このことが、その後の教授の法の一般理論のあり方に反映するのである。『著書・一般理論』（1974年）の「はしがき」には、次のような文章がある。「内容と形態との、歴史的なものと論理的なものとの統一の方法をどのようにしてわがものとするかという問題意識が、五〇年代後半から六〇年代の前半にかけて私を強くとらえていた。…六五年の論文〔「論文・一般理論」〕には、それが直截に現れている」（『著書・一般理論』、3頁）。そこで次に、この1965年の藤田論文を取り上げよう。

第2編 藤田論文「法と経済の一般理論」(1965年)

第1章 序論

藤田教授が、1965年に著した「論文・一般理論」は、約30頁の短いものであり、法の一般理論そのものではなく、その要約といったものである。しかしそこには、「法の一般理論」のエッセンスが含まれている。教授がこの論文を執筆したのは、たまたま岩波講座『現代法』第7巻『現代法と経済』(1966年)の巻頭論文の執筆を依頼されたからである(この論文が発表されたのは1966年であるが、教授自身はその執筆を1965年として紹介しているので、ここでもそれに従った)。その意味では、直接の契機は偶然であったのかもしれない。しかしそこには、当然同時期に著したソ連の『法理論史』研究の成果が反映している。そこで、前章でみた藤田教授によるソ連の法理論史の総括的な部分を簡単に整理すれば、次のようになる。

藤田教授は1920年代のパシュカーニス理論を高く評価しつつ、そこに欠けている部分を補う必要があると考えていた。そしてそのような補充の試みは、1920年代末からの法理論の転換過程の一部でなされたが、それらは未完のまま、あるべき方向からは離れていったとみなしていた。また、パシュカーニスは法の存在形態の論理的分析に優れていたが、その内容的な分析や歴史的な考察が欠けていたという。この場合、パシュカーニスに欠けているという歴史的考察とは、各社会構成体の法の歴史的・継起的な展開(広義の歴史)や、資本主義内部の段階的発展のことを意味しているのであろう。法の生成・発展・死滅という意味での法の歴史性、そこにおける資本主義法の特種の歴史的な性格の把握という意味においては、逆にパシュカーニスこそが優れていたことになるはずである(藤田教授は、『著書・一般理論』では、法の「歴史性」という言葉を主としてそのような意味において用いている)。

パシュカーニスに欠けている部分は、例えばストゥーチカなどの他の論者にみられるものであり、したがってあるべき「法の一般理論」は、パシュカー

ニスとスチューチカの総合と考えられることもあった。教授は、そのことを、形態と内容、論理と歴史のより高いレベルでの結合と述べている。1920年代のパシュカーニスは形態と論理に偏り、1930年代の転換後のソビエト法学は、逆に、形態と論理が無視され、内容と歴史に一面化されたという教授の評価が、その前提となっている。教授による同趣旨の指摘は多い（『法理論史』、164、239、303、380、407-408頁）。

この点で藤田教授は、戦前の加古祐二郎氏の業績を高く評価している。教授によれば、加古氏の論文は、『二〇年代マルクス主義法理論』の基本的性格を自己のものとしながらも、その弱点の内在的克服のあるべき方向を明確にふくんでいる」と言う。そして、加古氏による「パシュカーニス理論批判は、鋭い内在的批判として、ソビエトの当時の諸文献と対比してもきわめて高い理論的水準を示している」と評価している（「ソビエト法学の昨日と今日（3）」、『法律時報』37巻4号、1965年、52頁）。さらには、「加古祐二郎の論文は、方法論批判という観点からみて、著者が最も多く負うところのものである…」とも述べている（『法理論史』、170頁の註37）。

加古氏によるパシュカーニス批判は、一言でいえば、パシュカーニスは流通関係から近代法の特徴を引き出し、生産関係（価値増殖過程）を無視しているというものであった。「近代法形態の基礎又は特質をなすところの商品等価形態 $W - G - W'$ が『それ自体として』は考察せらるべきではなく、…生産的乃至階級的分配関係との緊密なる結合及びそれとの連関の裡にのみ考察せらるべきである。換言すれば、それは正に第二の $G - W - G'$ の過程との現実的結合の裡にのみ見出さるべきである」（「近代法の形態性に就いて」、『近代法の基礎構造』所収、157頁。原論文は1934年）。流通関係と生産関係の統一的な考察が必要というのである。しかるにパシュカーニスは、流通過程のみを前提とすることによって、「法のもつ政治的階級的性質、法の主観的機能性又は国家機能との関係等の極めて重要な具体的な法の契機が不問にされて了まったのであった」と、加古氏は彼を批判している（同論文、147頁）。

このような加古氏の主張は、1920年代末以降のソ連の議論と共通しており、

彼自身、当時のソ連の議論を参照しつつ論じている。既述のように、そして藤田教授が論じていたように、1920年代末以降のソ連では、パシュカーニスの限界なるものを克服する試みがなされていたのであり、加古論文も、その潮流に乗ったものであった。したがって、加古論文には、藤田教授が高く評価するほどの独創的な内容があるとは思われない。ただ当時のソ連の議論が、なお混然としていてまとまりと明晰さを欠いていたのに対して、加古論文は論点を的確に整理しており、その点に同氏の並々ならぬ研究能力が示されていると言える。幸いにも、加古論文はヴィシンスキーの本格的登場（1937-1938年）以前に（1934年）書かれたものであり（加古氏は1937年に死亡）、加古氏はヴィシンスキー理論に汚染されることなく、自主的な独自の立場をとり得たのである。

藤田教授が加古論文を高く評価したのは、教授の側の次のような事情も作用しているはずである。加古論文の後、ソ連ではヴィシンスキーが登場し、彼の主張がソビエト法学界を席卷していく。以後日本のマルクス主義法学者もまた、ヴィシンスキー説に汚染され、彼の主張を金科玉条としていくのである。戦後においても、ソ連でスターリン批判（1956年）が行われた後でさえ、日本のマルクス主義法学者は、なおヴィシンスキー色に染まっていた。1964年の『法学セミナー』誌上で行われた民科会員によるわが国の法社会学論争の回顧の中でもそれが示されていたことは、先にみたとおりである（本稿、第1編第1章第1節）。

その民科会員による時代遅れのヴィシンスキーの立場を揶揄した藤田教授でさえ、スターリン批判以前は、スターリン論文やヴィシンスキー理論を賞賛するような議論を展開し、彼らの理論によって「パシュカーニス・ストゥーチカ『学派』が法理論戦線から決定的に脱落せしめられたこと」を肯定的に評価していた（詳しくは「前々稿（中）」、204-205頁参照）。スターリン、ヴィシンスキー理論に感染していた教授の目から見れば、それらと無縁で、後の藤田理論のエッセンスを30年も前に先取りしていたかのような加古論文は、確かに輝いてみえたことであろう。

結局、ソ連における法の一般理論の展開には二つの問題軸があり、それらを統一すべきだというのが、「論文・一般理論」執筆時の藤田教授の問題意識であったと言える。一つは、商品交換関係の媒介形態としての法の形態性や法の論理構造の問題であり、もう一つは、その背後にある、あるいはその内容をなす生産関係の問題である。後者には所有関係、したがって階級関係、権力関係、国家制定規範としての法といった問題、さらには法の歴史的展開といった問題が連動する。これらを如何にうまく一つに結合するかというのが、教授の問題意識であった。教授の「論文・一般理論」は、この二つの問題群を如何に統一的に論じているのであろうか。次章以下でみていきたい。

さてこの「論文・一般理論」には、短い「序—課題と方法」が付いている。そこでは、冒頭で、現在「法と経済の一般理論」の考察がなぜ必要なのかという問題意識について語られている。藤田教授の論文は、時々このように、そのテーマを論じることの必然性から説き起こすことがある。これまた教授の、決定論的・運命論的発想を物語るものであろう。ただこの論文では、具体的な説明はされておらず、「現代社会の新しい諸現象が…新しい問題を投げかけているから」と、抽象的に語られているだけである。そして、そのような場合、人は自らの解決基準を多少とも再検討することを迫られるが、現代はそのような時代であり、「法と経済の一般理論の考察は、特殊現代的問題の出現によって要求されるものである」と述べている（「論文・一般理論」、3頁）。教授は、当時、何か重大な歴史の転換点に直面していると考えていたのであろう。ここでは、具体的に何を念頭においているのかは書いてないが、教授の別の論文から推測はできる。

藤田教授は、1967年のある報告で、次のように述べている。「資本主義的な生産様式そのもの…のアウトヘーベンが歴史的な課題となっておりますし、…その揚棄が歴史的課題となる段階に、いま、われわれが生きている以上、ブルジョア法の全体系、あるいは全構造の歴史的に規定された論理を全面的に明らかにするということは、避けられない理論的な課題だと思うのです」（シンポジウム「マルクス主義と法律学」、『法律時報』39巻13号、1967年、55頁）。

当時藤田教授は、資本主義が最後の段階にあること、資本主義が「危機の危機」を迎えていること、社会主義の「玄関口」にさしかかっている等々の発言を繰り返している。別のある報告では、ロシア革命からベトナムにいたる社会主義圏の拡大に触れて、「この世界史の流れは明瞭です」とか、資本主義諸国における民主主義運動の展開について、「この大きな流れがますますはっきりと社会主義の方向へ向かうようになってくるのです」などと述べている（『70年代における民主主義法学の課題』、『法学セミナー』1972年、4月、83頁）。わが国においても、1960年代後半以降、巨大都市圏のすべてに革新首長が相次いで誕生し、革新勢力は日の出の勢いであった。当時日本共産党は、1970年代の遅くない時期に民主連合政府を樹立するという目標を掲げていた。それに呼応するかのように、教授は次のように述べている。「今日の日本の社会的諸矛盾の深まりが一つの重大な国民的選択を迫る段階までに到達し、これをめぐる社会的諸主体の対抗の決着がこの一〇年にかけてきている・・・」（藤田前掲論文、81頁）。

藤田教授のように、社会主義的変革期の到来が「法の一般理論」の研究を要求しているというのであれば、教授の歴史認識の誤りが証明された現在では、「法の一般理論」は不要と言うことになるのではないだろうか。教授はいろいろ無用の理屈をつけるために、一つ間違うと連鎖反応的に誤りが拡大する傾向があるのではないだろうか。「法の一般理論」は、政治状況・歴史的条件とは無関係に、純学問的課題として取り組むべき理論的課題である。私にはもうその余力はないが、若い世代にはそれを期待したいと思う。

第2章 「論文・一般理論」の構成

この論文は、第1節「法の形態規定と経済的關係」、第2節、「法の本質規定と再生産構造」、第3節「法の歴史性と社会構成体」の三つの部分から構成されている。このような構成は、既述のように、パシュカーニス理論を止揚しようとした1930年のスターリゲヴィッチのプランに似ている。第1節は、流通過

程（商品交換関係）における、経済的関係とそれを媒介する法的形態の関係について論じたものである。これはパシュカーニス理論の曖昧な点を明確化し、さらに発展させたものであり、藤田理論の中の白眉をなす。そして、後の著書『一般理論』では、姿を消す（わずかに残骸があるが）部分でもある。

第2節は、対等な商品所有者間の交換関係を扱った第1節に対して、生産過程における資本家と労働者の階級関係、つまり所有者による非所有者の搾取の問題が取り上げられている。その中核に位置するのは生産手段の私的所有制度である。資本家階級は、この階級関係を維持するために組織された権力、つまり国家を必要とする。この国家が、生産過程を構成する経済的諸関係の範型を法的規範として制定することになる。こうして、第2節では、第1節では捨象されていた法の階級性、権力性が説かれることになる。次いで法規範の体系的編成（民法、商法、刑法、行政法、憲法）が説明される。次いで、国家権力を媒介とした法規範の成立の論理と、法規範の反作用が説かれ、さらに、資本主義の発展段階毎に、経済政策と法の関係の展開が説明される（段階論）。この第2節は、後述の、形態論と内容論の統一の試みの部分を除けば（それがこの藤田論文の神髄であるから、教授としては「除い」てはならない部分であろうが）、マルクス主義法学者においては、常識的とも言えるものであり、新味はない。

さてこの第1節「形態規定」と第2節「本質規定」は、先にみた形態と内容、論理と歴史、パシュカーニスの部分と、それに対する批判者（1920年代であれば、例えばストゥーチカ、1930年代であればヴィシンスキー）の立場に対応している。したがって、この第1節と第2節を如何に統合するかが、藤田教授の考える法の一般理論のあるべき姿を決めることになる。それが成功しているかどうかは、後でみる。

第3節は、法の発生から死滅に至るその物質的条件や、各社会構成体における法の特質、さらには社会主義下における法の運命について論じている。

藤田論文の最後には、「むすび」が置かれている。そこでは、「われわれの結論を、次の命題以上に簡潔かつ正確に表現することは困難である」として、マ

ルクス『経済学批判』序言の、いわゆる「唯物史観の公式」が、そのまま引用され、論文は終わっている。以上のように、この論文の構成は非常に整然としており、まとまりがよい。そしてこの点が、後の『著書・一般理論』と全く異なるのである（著書の方は、記述の順序にこだわらない「ノート」であり、また未完であるため、直接比較はできないが）。

まず著書の方では、論文の第1節に当たる部分、つまり商品交換と法の形態論（パシュカーニスの部分と言ってもよい）が全く欠如している。そして著書の大部分（大部分と言っても、教授はそれを「序論」と位置づけている。「本論」は比較的短く、また未完）は、論文第2節の部分を全面的に膨らませたものとなっているのである。また論文では、先に見たように唯物史観の公式が「結論」とされているが、著書の方では、この公式が最初の方に登場し、そこから議論が出発している。つまり後者では、この公式が「前提」とされており、後は、この公式のより詳細な内容が展開されていくという仕組みになっているのである。つまり著書の方は、法は、土台である経済構造の階級的関係を反映した階級権力により、この階級構造を維持するために制定される規範であるというヴィシンスキー的な法の定義を、さらに詳細に説明したものとなっているとすることができる。パシュカーニス研究の成果は台無しとなり、藤田教授個人の中でも、ソ連における法理論の展開と挫折の歴史が反復された感がある。

第3章 流通過程（商品交換関係）の規定的意義

資本主義社会の社会諸現象の中で、資本主義社会の全構造を日々再生産する細胞の役割を果たしているのは、商品であり、商品流通である（前稿では、商品をiPS細胞に譬えた）。そこには、資本主義経済の全構造が凝縮して織り込まれている。周知のように、マルクス『資本論』第1巻の冒頭の文章は、「資本主義的生産様式が支配的におこなわれている社会の富は、一つの『巨大な商品の集まり』として現れ、一つ一つの商品は、その富の基本形態として現れる。それゆえ、われわれの研究は商品の分析から始まる」となっている。そしてそ

の第1部第1編の第1章が「商品」、第2章が「交換過程」と題され、商品交換過程が分析されるのである。

それに対して、パシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』では、序論、方法論的な部分を除けば、実質的に最初の章と言えなくもない第3章「関係と規範」は、「資本主義社会の富は、商品の膨大な堆積という形態をとる。これとおなじように、社会自身は法律的关系の無限の鎖となってあらわれる」という文章で始まり、商品交換関係の分析から出発している。わが国の法社会学論争において、山中康雄氏は、先のマルクスの文章を引用しつつ、「法学においては、資本制社会法秩序はもろもろの商品交換契約の膨大な堆積である…」と述べていた（「前稿(上)」、141頁）。そしてわが藤田教授の「論文・一般理論」の第1節は、「物の売買は、今日社会において最も大量かつ日常的に人々によって経験される社会現象である」という文章で始まり、やはり商品交換関係の分析が論文の出発点に置かれている。これが重要なところである。

私はこれまで、資本主義経済の特質を、「商品形態が生産を掌握する」とか、「商品交換関係が生産関係を自己の内部に包摂する」といった表現をしてきた。「生産」が「商品」を作るのではなく、「商品」が「生産」を組織する、つまり商品が商品を生産するのである。このような表現は、もともとは経済学の宇野弘蔵氏から学んだことである。例えば宇野氏は、資本主義経済の誕生を、「生産過程に〔とって〕外部的な流通形態が、生産過程を自己のうちに包摂する」ものとして説明している（『経済原論』、21頁の註）。また「商品経済は、経済生活の基礎をなす生産過程自身から発生するものではなく、いわば生産過程と生産過程の間に発生した交換関係に特有なる形態をもって、漸次に生産過程に影響し、浸透し、これを把握することによって、生産過程にその実体的基礎を確保することになった…」と述べている（同書、16頁）。そこから宇野氏は、経済学の原理論（経済の一般理論）を、生産論ではなく、流通論から始めるべき必然性を語っているのである。

かくして宇野氏の『経済原論』は、第1編「流通論」、第2編「生産論」、第3編「分配論」として構成されている。これは、マルクス『資本論』そのもの

の構成とは異なっている。確かにマルクス『資本論』が土台となっているのは当然であるが、しかし、『資本論』は、その最初の第1部が「資本の生産過程」と題されていることにも示されるように、商品交換関係が生産を包摂するという視点が自覚的ではない。それを明確にしたのが宇野原理論であった。さて、先に示した藤田教授の「論文・一般理論」の内部構成、第1節「法の形態規定と経済的關係」、第2節、「法の本質規定と再生産構造」は、宇野氏の「流通論」と「生産論」にそのまま対応している。宇野氏と藤田教授は、東大社研の在籍期間に重なる時期があるから、藤田教授が宇野氏の影響を受けた可能性はある(別の箇所ではあるが、藤田論文では、宇野氏の著作も注記されている)。

このような、流通(商品交換関係)が資本主義的生産を生み出すという論理は、歴史的事実にもかなりの程度対応していると思う(歴史的展開と論理的展開の統一なる論理は、まさにこのような場合に妥当する)。もともと人類は、太古の昔から生産活動を行い、商品流通も存在したであろう。しかしこの二つは、それぞれ別のプロセスであった。早い段階から、必要な物資を入手するために他の物資との交換が行われ、また剰生産物が生じれば、それは他の集団と交換されたであろう。やがて市場が生まれ、物資の交換を媒介する商人も生まれたであろう。商人は、当初は、剰生産物などをかき集めて他の地域で売りつけていたであろう。そのうち経済活動が活発になり、生活も豊かになると、商人達は、剰生産物の売買ではなく、需要に応じた商品を手に入れるために、生産者に注文生産を求めるようになる。そしてそれが可能となるように、商人は、生産者に原材料や道具・機械類を提供し、必要な商品の生産を委託するようになった。これが問屋制家内工業である。ここでは既に、流過程が生産を自己の内部に包摂する端緒が見られるが、まだ不完全である。

それがさらに進むと、商人は生産者を一箇所に集めて生産を組織的に行うようになる(マニュファクチャー)。ここでは商人は、既に商人ではなく、生産者の親方であり、個々の生産者は労働者化している。しかし、流過程による生産の内包化はまだ不完全であった。なぜなら手作業による生産は、各生産者の熟練度や能力によってばらつきがあり、生産者はまだ職人的性格を抜け切

れていないため、組織的生産には限界があったからである。しかし産業革命によって機械生産が行われるようになると、長い年月をかけて修業しつつ熟練度を高めていくという必要はなくなり、各人は均質で抽象的な「労働力」として把握することが可能となる。これが労働力の商品化である。こうして、労働力をも商品の一つとして企業家が市場で購入することが可能になれば、労働者による生産は、商品による商品の生産となる。こうして商品形態が生産を支配し、流通過程が生産を組織することになる。これが、資本主義的生産の生成過程の教科書的な説明である。

かなり回り道をしてしまったが、このように、経済においても、法においても、商品形態、流通過程が規定的意味をもつのである。マルクス、パシュカーニス、山中康雄、「論文・一般理論」における藤田教授が、商品論、商品交換論をその体系的理論の起点に据えたことは、正しい方法であった。

第4章 法の形態規定論（「論文・一般理論」第1節）

さて、藤田教授の「論文・一般理論」の第1節は、パシュカーニス理論を発展させたものと、先に述べた。パシュカーニスの着想は素晴らしいのであるが、その議論は雑然としており、うまく整理されていない。藤田教授はそれを巧みにかつ簡潔に整理すると同時に、パシュカーニスに欠けていた重要な論点（形態論に対する内容論のことでなく、形態論内部の発展）を付け加えているのである。

さてパシュカーニスは、事実上、法を商品交換の媒介形態と捉え、「交換行為は経済学と法の両者の最も本質的な契機の集中するその焦点である」と述べていた（『一般理論』、126頁）。また「この関係は一方では物＝商品の関係としてあらわれ、他方では独立で平等な単位すなわち法律的主体の意思関係としてあらわれる。…統一ある一つの関係は、経済的と法律的という二つの基本的な抽象的局面を獲得する」とも述べている（同書、122頁）。しかしパシュカーニスは、この二つの局面の関係については、適切な説明をしていない。両

者は、「物的関係」と「意思関係」として簡単に、あるいは、『資本論』第1部第1編第2章「交換過程」を想起しつつ、「もし経済的に物が人間を支配するとすれば(…)、法律的に人間は物を支配する」などと比喩的に説明されているだけである(同書、118頁)。

それに対して、藤田教授の説明は、もう少し明確になる。教授は物の売買から説き起こし、それが「経済現象なのか、それとも法律現象なのか」と問う。そして「売買という社会過程は、…価値の実現という物質的・経済的關係であって」、それは、当事者の「意識から独立した客観的運動法則をもつ」と言う。他方でそこでの「商品・貨幣所有者の關係は意思關係=法的關係としての性格をもつ」とされている。そして「意思關係=法的關係は、客観的な經濟過程がそれを外被として實現されているところの形態であり、物質的・經濟的關係の媒介形態である」と論じるのである(「論文・一般理論」、5頁)。ここでは「法的關係は經濟的關係の媒介形態である」という簡潔な命題が示されていると言える。

ただ教授は、売買すなわち商品交換關係について説き始めながら、交換關係という言葉はほとんど登場せず、「物質的・經濟的關係」、あるいは「經濟關係」という包括的で曖昧な表現が多用されている。商品交換關係(売買の外、労働契約、消費貸借、有価証券取引、賃貸借が例示されている)から説き始めながら、「物質的・經濟的關係」の名の下に、法的關係は、生産關係をも間接的に媒介しているという意図が込められているのかもしれない。さもなければ、第1節の形態論と第2節の本質論は別次元の議論となって、両者を結びつける(それこそが教授のこの論文の目的である)ことができなくなるからである。しかし、交換關係を、いつの間にか生産關係を含む「經濟關係」という言葉に置き換えるのは、論理のすり替えであり、ごまかしである。

ともかくここでは、売買等の商品交換關係は、意思關係と物質的關係、法的關係と經濟的關係という二重の契機をはらんでおり、前者が後者の媒介形態であることが説かれている。同じようなことは、パシュカーニスも指摘していた(『法の一般理論とマルクス主義』、122頁)。ただパシュカーニスが商品交換關

係に含まれる「等価性」の原則を、法の本質的要素として重視していた（既述の加古論文でも、パシュカーニスはそのように紹介されている）のに対して、藤田教授の論文では、「等価原則」についてはほとんど触れられていない。これは、先に見たように、売買関係が、いつの間にか、生産関係＝搾取関係を含む経済関係一般に拡大されていることとも関係がありそうだ。「等価原則」、すなわち平等原則が「ブルジョア法」の原理だとは言いたくないのであろうか。

さて、教授は、法的関係が意思関係であることを繰り返し指摘している。少し先走ることになるが、この点について、経済哲学の梯明秀氏が、次のような疑問を呈していた。「意思関係」は、法的関係だけでなく、経済的関係にも存在するのではないか、と言うのである（次章参照）。これはややスコラ的な議論のようにも感じられるが、的確な指摘であった。物を売る、買うという意味は、経済的な意思である。しかしそこで生じる権利・義務の意識（規範的意識）は、法的意思である。「契約は守らなければならない」、「代金を支払わなければならない」、「正常な商品を受け取る権利がある」と言った意識である。売買行為には、経済的、法的の二つの関係に対応した二つの意思関係が存在することになる。法的意思関係は、単なる意思関係ではなく、「規範」的な意思関係なのである（これは私の表現であり、梯氏がそのようなことを述べていたわけではない。またここでの「規範」は「当為」命題の意味であり、実定法規範を意味しているわけではない）。

つまり法的関係が物質的關係から区別されるのは、それが「意思関係」であるからではない。物質的・経済的關係も「意思関係」であることに変わりはないからである。法的關係が経済的關係から区別されるのは、何よりも「当為」の世界と「存在」の世界の違いによる。法が上部構造とされるのは、それが直接的には物質的關係ではないからである（「直接的には」と留保した意味は第3編で論じることになる）が、それが他の上部構造と区別されるのは、その「当為」性によるのである。そこで私自身は、正確には、「法は商品交換の『規範的』媒介形態である」と規定しているのである。ここでも「規範的」は、「当為的」という意味であって制定法規範を意味しているのではない。また商品交換関係

が「当為性」をもつのは、それが「交換されるものは等価でなければならない」という価値法則を反映した等価原理を根底にもっているからである。

このように、法的関係の特殊性はそれが意思関係であることにあるのではなく、それが等価性原理をもつこと、したがって当為的關係にあることにある(そもそも等価性原理に当為性が含まれているのである)。そして実は、藤田教授は、そのことを巧みに説明しているのである。この点は藤田教授の「論文・一般理論」の最も重要なところだと私は思っている。同教授は、「経済的關係の媒介形態としての、…いわばSeinとしての法的關係にも、すでにSollenのモメントが内包されている」と言う。それは「売買契約における当事者の意思關係は、商品生産社会の経済的必然性、あるいは、存在の規範=法則によって規定されている」からであり、「経済過程の個々の参加者にとって社会的要求としてあらわれるこの存在の規範は、法的關係の当事者の意識において屈折するばあい、当為の規範という形態をとる」。簡単に言えば、「経済的必然性という法則の強制が、法的關係の当事者においていわば内的強制として反映している」ということになる(「論文・一般理論」、7-8頁)。

これは、まことに見事な説明である。土台が上部構造を規定するという唯物史観の公式に合うように、経済關係と法的關係の關係がうまく説明されている。しかし、必ずしも分かり易い説明とは言えないであろう。また基本的な点で疑問もある。教授は、「Seinとしての法的關係」という言葉を使っている。しかし、これは問題を混乱させるものである。法は、「法的關係」という表現であっても、すべてSollenの世界にある。自然法も、生ける法も、慣習法もそうである(これらは、確かに、制定法規範に比べれば当為性は弱く、「存在」に一步接近しているとは言えるが)。他方で教授は、先の引用文に見られるように、「存在の規範」という言葉も使い、法則と規範を同一視もしている。ここでも、SeinとSollenの区別が不明確、あるいは二重に存在しうるかのように入れられている。しかし商品生産社会の経済的必然性、経済法則は、SeinであってSollenではない。マルクス主義者には、存在と当為を弁証法的に統一して考える傾向があるが、ここにもそれが表れているのかもしれない。

藤田教授のような研究所の研究者（自己満足的な研究になりがちで、独善的になり易い傾向があるのではないだろうか）と異なり、私のように学部・研究科に所属し、常に学生を相手にしていると、如何に説明すれば学生に理解しやすいかを常に考えざるをえない。そのためか、私の説明は分かり易いという評価を受けていた。私自身は、経済関係と法的関係の関係を、大学院の講義では、次のように説明していた。藤田教授の説をパラフレーズしたようなものである（当時はそのことを意識してはおらず、自らのオリジナルな考え方だと思い込んでいた）が、もっと分かり易いはずである。

商品交換における等価交換のルールは、客観的に存在する経済法則（価値法則）の反映である。人間が自由意思に基づいて行う交換行為が客観的な法則性をもつのは、それが経済的強制力を有しているからである。例えば、等価交換のルールに反して欠陥商品を販売した者は、信頼を失い、市場世界から駆逐されてしまうであろう。一般に市場経済の世界では、市場原理に反する行動を行った者（例えば契約違反を行った者）は、市場の自由競争によって淘汰されていく。このような経済的強制によって、「等価交換が行われる」という通常的事実（*Sein*）は、商品交換を行う法的主体にとっては、「等価交換を行うべし」という規範（*Sollen*）の意識（内的強制）を生むことになる。このようにして、*Sein* から *Sollen* が、存在命題から当為規範が生まれ、経済法則から法的規範が生まれる。これは、土台が上部構造を規定する最も基底的な事例と言ってもよい。ヨーロッパ言語では、法則（*Sein*）と法律（*Sollen*）が同じ言葉であるのは、このような事情によるのであろう（*law, Gesetz, loi, закон*）。

藤田教授の「論文・一般理論」は、商品交換関係における *Sein* と *Sollen* の関係について、せつかく正しい唯物論的認識を示しつつも、そこから法規範の成立を説いてはいない。法規範の成立は別のルートから、すなわち、経済の階級的構造に基づいて国家が成立し、その国家の意思が法規範となるというような俗流唯物論的な説明になっていくのである。ただ「論文・一般理論」のこの説明は、簡単なものに止まっているのに対して、『著書・一般理論』では、ここにみられるような *Sein* と *Sollen* の関係の考察は姿を消し、素朴な階級理論

が一層露骨に、詳細に展開されることになる。

さて、資本主義法の中心をなすのは、商品交換を媒介する契約法である。契約は、もちろん法のカテゴリーに属するが、契約自由の原則の下、その内容は当事者が自由意思で決定するのであって、国家制定法が定めるものではない。国家制定法がなくても、契約は自由に締結できるし、自由に発展することができる。そして契約は、通常は、経済的強制やその他の内的強制（道徳観念など）によって遵守される。純粹の資本主義を想定すれば、資本主義は、このように、経済的強制等によって適正に運営されていくから、国家権力やその制定する法律は理論的には捨象しうるのである。

純粹な資本主義社会においては、経済的強制等が生み出す法主体の規範意識で経済秩序は維持されている。この規範意識の総体とそれによって維持されている規範秩序を、例えば「客観的法秩序」（山中康雄氏）と呼んでもいいであろう。自然法、慣習法、「生ける法」といったものは、このような権力の関わらない客観的法秩序であり、コモンローでさえ、それに近いところがある。もちろんコモンローは、権力機関としての裁判所の判例の集積ではあるが、立法機関が予め制定した法律とは異質である。裁判所の機能が「法の発見」にあるとすれば、コモンローは「発見された生ける法」である。自然成長的に資本主義を発展させたイギリスでは、これまた自然成長的に生まれたとも言えるコモンローによって、経済秩序を維持できたのである。つまり、ハイエクの言う「設計」ではなく、「生成」の世界である。最も典型的に資本主義を発展させたイギリスでは、国家制定法ではなく、いわば客観的法秩序で資本主義は維持できたのである。

マルクスは、『資本論』の有名な「交換過程」論の箇所で、商品交換にはその担い手としての所有者の意思の合致が必要だと述べ、「契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもいなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意味関係である」と述べている（『全集』、23a巻、113頁）。ここの「法律的に発展していても」という言葉に注目したい。これはどのような状態か。契約を結べば、制定法がその履行を強制しなくても、「経済的

強制」によって、あるいは「約束は守るべし」という道徳規範によって、通常人は契約を守ろうとするだろう。これは既に、マルクスの言う「法的に発展していない」法的関係ということになるのではないだろうか。

もちろん、ルールに違反する者はいるし、経済以外の領域での有害行為を取り締まったり、国の個々の政策を実現し、行政機関の活動の準則を定めたりするためにも、国家制定法も不可欠ではある。しかしそれは、主として現状分析レベルの問題として、政治学、国家論と合わせて考察されるべき課題であって、「法の一般理論」では捨象される。「法の一般理論」は、前にも述べたように、近代法の諸原理・諸概念を体系的に記述すべきものである。それは近代法の諸原理、とりわけ契約原理が各実定法領域に拡大し、全体として統一した秩序を形成することも研究対象に含む（それこそが法体系論である）が、実定法の具体的内容や、その制定過程の問題は、対象外である。

さて、やや本論から外れるが、私は契約法の瑕疵担保責任のルールは、商品の等価交換を保障するものとして、資本主義法体系の一番基礎にあるのではないかと考えている。今日では市場で流通する商品の品質は、一般的には信頼度は高いであろう。しかし、資本主義初期には、特にこのルールは重要だったのではないだろうか。適切な例ではないが、「10分の1商品」の売買・納入の行われていたソ連の事例は、ある程度初期資本主義に似ていたかもしれない。ソ連のいびつな「商品経済」の実態から、初期資本主義の市場の実情が多少は窺えるように思う。

ソ連の欠陥商品の問題は深刻であり、企業間のトラブルを解決していた仲裁委員会の実務では、欠陥商品をめぐる紛争が最も多かつたし（拙稿「ソ連邦における計画契約と経済紛争」、『神戸法学雑誌』42巻2号、1992年、265頁）、ソ連独特の検察官の一般監督事例でも欠陥商品問題がとりげられることは非常に多かつた。ただし市民と国営商店の関係では、市場原理を否定したソ連においては、民法の瑕疵担保責任の規定は実際には機能せず、それに代わって刑罰的規制（欠陥商品生産罪など）や行政的規制（国家機関による品質検査）が行われていた。民法の瑕疵担保責任規定が機能しなかったのは、主要商品毎に定め

られた官庁の規則（例えば「テレビ交換規則」）が、事実上欠陥商品の交換を不可能にするような規定になっていたからである。これらのことは、これまで何度も論じたところである（例えば拙稿「社会主義的法治国家論の検討（上）」、『神戸法学雑誌』38巻3号、1988年、551頁）。

さて藤田教授が、経済関係と法的関係の関係を、**Sein**と**Sollen**の関係として論じたことは、繰り返しになるが、同論文の最も優れたところであった。ところが、今考えると、これは教授の創見ではなく、ラズモフスキーの影響と思われる。「論文・一般理論」でもラズモフスキーの著作が注記されているし、教授の『法理論史』では、ラズモフスキーの同じような議論が紹介されている。私は先に、教授の「存在の規範」という表現を批判したが、ラズモフスキーも「存在するものの規範」という言葉を使っている。「ノーマルな経済諸関係の規範の法規範化」といった表現も、両者に共通している⁽¹⁸⁾。そのため「論文・一般理論」に対する私の評価は、若干下がった。とはいえ、ラズモフスキーの議論は雑然としており、焦点が定まっていないのに対して、教授はそれを見事に、コンパクトに表現しており、「論文・一般理論」が依然として優れた論文であることに変わりはない。そしてこの部分は、『著書・一般理論』では、事実上

(18) 藤田教授は、パシュカーニスには形態論があるが、それを内容論に高めていく姿勢がみられないと批判し、形態論と内容論を統一する志向を、1920年代末以降のソ連の一部の理論動向にみていた。それは成功しなかったが、その方向性を受け継ぐのが教授の課題と自認していたのである。しかし1920年代のラズモフスキーの試みは、教授のいう形態論と内容論の統一の試みそのものだったと言えるのではないか（『法理論史』、118頁以下、146頁以下）。その後教授が、この統一の試みに関して、ラズモフスキーに言及しないのは不思議である。それは、『法理論史』の第一部（対象は1920年代）と第二部（対象は1930年代）が、もともと別の論文として書かれたことと関係があるのかもしれない。ラズモフスキーは前者で登場するが、教授が形態論と内容論の統一について語り出すのは、後者においてだからである。ともかく教授のここでの議論には、ラズモフスキーの影響がかなり感じられる。私は教授の「論文・一般理論」を、パシュカーニスの（部分的にであるが）と言ってきたのであるが、正しくは、パシュカーニス・ラズモフスキー的と言うべきかもしれない。

姿を消すことになるのである。

藤田教授は、「論文・一般理論」が仲間内で批判されて以降、法の「ゲネシス」論（発生論）が重要だと言うことを繰り返すようになる。教授の「論文・一般理論」では、ゲネシス論が欠けていたという認識と反省なのである。法の「発生論」という場合、藤田教授はそれを三つの意味で使っている。一つは、法の歴史的な意味での発生過程のことである。これは、今の問題には関係がない。第二は、制定法規範の具体的な成立過程という意味での「発生論」であり、経済の階級構造から階級意思の形成、支配階級の階級意思の国家意思への転化と法規範の制定という筋道である。『著書・一般理論』で言われているゲネシス論とは、専らこの意味である。

しかし、もう一つのゲネシス論がある。教授は、「法の発生論 Genesis」を、「商品生産・交換の発生・発展と法の発生・発展の対応」という意味でも用いている（『ソビエト法学の昨日と今日（2）』、『法律時報』37巻2号、1965年、59頁）。これは歴史的な発生論のようにもみえるが、むしろ教授が「論文・一般理論」の「法の形態規定と経済の関係」の節で論じた論理—それはパシュカーニス理論の中核部分でもあるが—に近い（「商品交換」だけでなく、「商品生産」も含めているので、やや複雑ではあるが）。そこでは、現実の経済諸関係の平均的な形態の定型化という筋道で、法規範が成立することが暗示されている（このような表現は、第2節の本質規定論の方で登場する。後述）。つまり教授の「論文・一般理論」には、法のゲネシス論は欠如しておらず、正しく位置づけられているのである。それに比べれば、『著書・一般理論』のゲネシス論なるものは、俗流唯物論、俗流階級論でしかない（私は以前は「俗流〇〇論」といった言葉を使ったことはなかったが、藤田論文では時々出てくるので、本稿ではそれを借用している）。

さて「論文・一般理論」の第1節の最後では、「法的関係に内在する規範のモメントは権力の外的強制をともなう法規範と不可分に結びついている」と書かれている（「論文・一般理論」、8頁）。しかし第1節では、経済関係（Sein）から法的関係（Sollen）が生まれることを説きながらも、その為当性が当事者

の「法意識」レベルに留まっており、そこから法規範が成立するという道筋は遮断されている。法規範の成立は、第2節の本質規定論において説かれるのであるが、それは、第1節の形態規定論における当事者の当為意識の成立とは交錯しないまま、別次元の問題として説かれているのである。教授が、両者を結びつけるために苦勞しているのは窺える。しかし、両者が「不可分に結びついている」と言いながら、それを結びつける論理は、これまでのところ何ら示されてはいない。この問題は、「論文・一般理論」の第2節にもちこされることになる。

第5章 補説：梯明秀氏による問題提起

藤田教授の論文「法と経済の一般理論」に対して、さまざまな批判があったとされる（特に民科内部で）が、批判論文が公表され、私が読むことができたのは、梯明秀氏の「法学と経済学の間領域にある若干の問題（その一）」（『立命館経済学』16巻3・4号、1969年）だけであった。梯氏は、自立した立場からマルクス研究をおこなった経済哲学者として、私は若い頃から敬意を表していたが、その学問内容にはあまり共鳴できなかった。しかしこの論文の藤田批判は的確であり重要である（その内容は、既に部分的には、先に紹介した）。同論文は続編が予定されており、その予定目次には、「契約における当為と価値法則」という私の問題意識にピッタリ重なる項目も書かれていた。しかし結局続編は書かれなかったようで、まことに残念である。

梯氏の藤田批判は、先にも引用したマルクスの「交換過程」論の記述の解釈が関わっている。そこでマルクスは、次のように述べている。「契約をその形態とするこの法的関係は、…経済的關係がそこに反映している一つの意味関係である」（『全集』、23a巻、113頁）。これまで、藤田教授をはじめマルクス主義法学者は、ここから、「経済的關係＝物質的關係」、「法的關係＝意思関係」という理解をしてきた。売買という一つの関係の中に、この二つの関係が二重に含まれているというのである。これからみると、経済関係には、人間の意思

関係は含まれていないことになる。梯氏はそのような理解に異を唱え、経済的関係もまた意思関係であると主張したのである。これは、当時、マルクス主義が唯物主義的で人間の主体性を軽視しているという批判が多かった（それには当時流行していた実存主義思想の影響も大きかった）こともあり、梯氏が、人間の自由意思を重視するようなマルクス理解を志向していたためでもあろう。

さて、梯氏の主張の文献的根拠は、次のようである。マルクスは、いま引用した文章の前に、「一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意味行為を媒介としてのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分のものにするのである」と書いている（『全集』、23a巻、113頁）。これは、経済関係について書いたものと解釈できる。経済関係もまた「意思行為」によって形成されるとマルクスは言うのである。これからみると、経済関係もまた意思関係と言うことになる。

他方で、藤田教授などの伝統的なマルクス主義者の唯物論は、レーニンに倣って、「人間の意思を通過した」社会関係は上部構造と考える（『レーニン全集』第1巻、133頁）から、経済関係も人間の「意思」によって形成されると考えると、経済関係も上部構造ということになり、史的唯物論は成り立たないことになる。またマルクスが、例の唯物史観の公式において、「物質的關係」と「意識的關係」を対比して論じていることから考えると、藤田教授のように、経済関係は意思関係ではないとする捉え方にも、マルクスの解釈論としては、根拠がありそうに見える。

藤田教授も梯氏も、ともにマルクスの解釈論として自説を展開していると言つてよいが、両者の解釈にはそれぞれ根拠はあるかもしれない。しかし、マルクス自身は、そのようなことまで突き詰めて考えてはいなかったに違なく、後世そのような論争が起こるだろうとは思ひもしなかったのではないだろうか。いずれにしろ、マルクスの解釈論を離れて考えれば、梯氏の主張の方が正しいのは明らかである。

人間の行為は、無意識の行動や意思能力のない人の場合を除けば、すべて意思行為である。経済行為ももちろん意思行為である。売買関係は、経済的にも

法的にも意思関係なのである。では経済的意思関係と法的意思関係は、どこが異なるのか。この点梯氏の主張は、適切ではない。梯氏は、商品交換を行いたいという当事者の主観的な特殊意思（これは経済的意思である）が、相互承認によって客観性・普遍性を獲得したとき、それは経済的であると同時に法的な意思になると言う（梯前掲論文、153-154頁）。つまり契約に至れば、法的な意思関係になるというのである。しかし、ただ商品交換を行いたいという意思だけでは、まだ経済的關係も形成されてはならず、当然意思関係もない。一方的な願望でしかない。

経済的意思関係と法的意思関係が異なるのは、既述のように、存在と当為、*Sein*と*Sollen*の区別に対応している。経済的意思とは、商品を「売る」、「買う」、「交換する」という意思である。法的意思とは、「商品を受け取る権利を有する」、「代金を支払う義務を負う」、「契約を守るべし」等々の意思であり、また交換は等価交換でなければならないという意思である。売買関係においては、このような経済的意思関係と法的意思関係が、同時に、二重に存在している。先に、パシュカーニスの法の概念規定（法＝商品交換の媒介形態）に対して、私が、「法＝商品交換の規範的媒介形態」と修正し、「規範的」という言葉を付け加えたのは、それが*Sollen*の關係、つまり権利・義務の關係であることを明確にするためであった。

ついでに、梯氏が次のような興味深いことを指摘していることも、付け加えておこう。同氏は、「氏〔藤田教授のこと〕のいう『社会過程の二重性』なるものは、経済過程と法的行為の二重性として、すなわち、一方の過程と他方の行為との二重性として、互いに対応する両項についての言い表し方の不自然さに、読者の首を傾げさせることになっている」（梯前掲論文、『立命館経済学』16巻3・4号、1969年、148頁）と述べている。つまり藤田教授は、売買関係などにおける法と経済の二重性について、法については法的「行為」という言葉を使い、経済については経済「過程」という表現を使って両者を対比しているが、この二つはうまく対応しないと言うのである。確かに藤田教授は次のように述べている。「この経済過程を全体として捉えてみれば、これら意思行為

によってなりたつ意思関係＝法的関係は、客観的な経済過程がそれを外皮として実現されているところの形態であり……」（「論文・一般理論」、5頁）。つまり、法的「行為」によって経済「過程」が実現されるという認識なのである。ここにも藤田教授の客観主義的傾向が現れている。経済は自然科学的なプロセスであって、人間の主体的行為から独立した過程であると考えてるのであろう。私は、そのこと自体に異を唱えているのではない。人間の主体的・意思的「経済行為」が、客観的な「経済過程」を形成すると、なぜ考えないのかと問いたいだけである。

さて、梯氏のように、経済関係もまた意思関係であると捉えたとすれば、意思関係に対抗するとも言える「物質的關係」のとらえ方も変更を余儀なくされる。しかしこの点は、第3編で論じよう。

第6章 法の本質規定論（「論文・一般理論」第2節）

藤田論文の第1節「形態規定」論の最後では、「現実の法的関係においては、この内的強制は公的権力の外的強制に媒介されており、当事者の自由意思は一般意思に媒介されており、法的関係に内在する規範のモメントは権力の外的強制をとまなう法規範と不可分に結びついている」と述べられていた。そこで捨象されていた権力による強制、権力の制定する法規範の問題が、次の第2節「法の本質規定」で論じられることになる。ちなみに、今引用した文章の「媒介」の部分、適切な表現ではない。内的強制や当事者の自由意思は、外的強制や一般意思から独立して存在しているのであって、両者は媒介関係にはないからである。後者に媒介されていると言うことは、最初から国家制定法の存在を前提とした議論となり、「法＝規範」説と同じになる。それでは、形態規定を先に論じた意味がなくなるだろう。このあたりも、「形態論」と「本質論」を統一するための苦しい試みであるが、論理的にかなり無理をしている。

第1節 再生産過程と法的関係の階級性

さて藤田論文第2節では、第1節の流通過程、商品交換過程に対して、生産過程が取り上げられる。生産過程を取り上げることになると、私的所有、社会の階級的構成、国家権力の成立、法規範の制定といった問題群が登場することになる。ここでは、藤田教授流に緻密ではあるが余裕がなく、公式にがんじがらめにされ、ぎくしゃくとして身動きがとれない窮屈な論理展開となる。プルタルコスベッドのように、はみ出たら足を切られてしまいそうだ。しかし内容においては、マルクス主義者において常識的に論じられてきたことの域を出るものではない。

藤田教授が第1節で論じたことは、「資本主義経済が『商品』生産であることに対応する法と経済の相互関係の問題」であったが、次いで商品生産が『資本主義的』商品生産であることに対応する法と経済の相互関係の問題に進まなければならないとして、教授は法の本質規定の問題に入っていく。このような語呂合わせのような文章は、教授に時々みられる（二重括弧は、原文では傍点）が、「資本主義」であることと「商品」であることとの矛盾的關係を弁証法的に表現しようとしているのであろうか。しかし、教授が第1節で論じたのは、「商品生産」ではなく（ここでは「生産」の問題は登場していない）、「商品流通」、「商品交換関係」であり（既述のように、「経済関係」といった表現でそのあたりを曖昧にはしているが）、第2節で論じるのは、生産関係を中心とした経済諸関係、さらには社会諸関係全体と法の関係である。つまり交換論から生産論への移行であるが、教授はその点を曖昧にしている。パシュカーニスの流通主義への偏向という批判を避けるためであろうか。

さて、資本制生産過程においては、資本家は商品（生産財と労働力商品）を市場で購入し、新たな商品を生産し、それを売却して利潤を得る。そこにみられる関係は、前節で見た流通過程と同じ等価交換の関係である。資本家と労働者の契約（雇用契約、これも商品交換関係である）は、独立・対等な人格者間の関係であるが、しかし、「生産過程（労働過程）における資本家と労働者との関係は、…対等な人格者間の法的関係ではなく、資本家の指揮命令に労働

者が服従する支配＝従属関係であり、この生産の場における階級支配こそ、全社会的規模での階級支配の細胞である。「したがって、法的関係は、直接的には交換過程の媒介形態であるが、その社会的内容をふくめて全構造的に見れば、それはみぎのような階級の性格をもつ生産関係の媒介形態となっている」。そしてこの法的関係は、「所有者による非所有者の搾取の関係を媒介するものにほかならない」（「論文・一般理論」、9-10頁）。

流過程においては、労資の関係は対等者間の関係であるが、生産過程では支配・服従の関係であり、それが階級関係の基礎であり、そこに搾取が基礎づけられる—これは、マルクス主義者にとっては常識的な議論であるが、以前から私のはなはだ疑問に思っていた点でもある。形式的には平等だが、実質的には不平等というのは、流過程（商品交換過程）そのものの内部で言うべきことである。雇用契約については、形式的には独立・対等な主体間の契約というたてまえをとっても、資本家と労働者は実質的には対等ではないというように（だからこそ、実質的平等を図るために労働者の団結権の承認等の社会権が発展していくことになる）。

しかしマルクス主義者は、この点（契約関係そのもの）を問題にするのではなく、生産過程を問題にする。経済学が生産過程を取り上げるのは当然かもしれないが、それは法律学にとっては直接の研究対象ではない。生産過程そのものは、独立した法関係ではなく、労働契約関係の一部であるにすぎないからである。マルクス主義者は、生産過程では、労働者は資本家の指揮命令に従わなければならないということを強調する。これは何か強制労働のようなイメージにも近く（社会主義の生産過程にこそ相応しい）、階級支配・抑圧のイメージを作り出すためでもあろう。しかし労働過程は、雇用契約の履行過程であるにすぎない。実際の労働過程は、ブラック企業のような過酷な現場もあれば、のんびりした職場もあるかもしれないが、それは問題の本質に関わりがない。

労働過程で資本家が労働者に労働させるのは、例えば通常の売買契約において、売り手が買い手に代金を支払わせるのと同じことである。買い手に代金を支払わせるのは、「支配＝服従関係」だなどとは、誰も言わないであろう。労

働過程も、他の契約の履行過程と何ら区別すべきものはない。したがって、契約関係においては対等な関係であるが、生産関係においては「支配＝服従関係」だ、というのは正しくない。生産過程に問題があるとすれば、その内容を決定している契約関係自体に問題があるからである。マルクス主義者が問題にする「搾取」も、それは契約内容に含まれているのであって、契約は平等だが、生産過程で搾取されるというものではない。

実際には、資本家と労働者の間では、契約関係そのものも平等ではないわけであるが、なぜかマルクス主義者はそのことを強調しない。マルクス『資本論』のよく引用される一節がある。資本家は労働日をできるだけ延長しようとする。他方で労働者は、「労働日を一定の正常な長さに制限しようとする」（「労働者は労働日をできるだけ短くしようとする」とは書かないところが面白い）。それぞれ「売り手」、「買い手」としての権利を主張するわけである。「どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利である。同等な権利と権利のあいだでは力がことを決する」（『マルクス・エンゲルス全集』23巻a、305頁）。

資本家と労働者は、権利は平等であっても、実際の力は資本家の方が圧倒的に強い。したがって一般的には、労働契約が不平等な内容をもつことは明らかである。労資の不平等な関係の問題は、法の形態規定のレベルで問題にしるのである。そして資本家にハンディを負わせるために、法の形態規定レベルで、社会法、社会権が問題となってくる。マルクス主義者は、社会権による階級矛盾の緩和（解決とまでは言わなくても）を認めたくないために、生産過程を問題にするのであろうか。もちろん経営者の中には、契約や法に違反して不当な労働を強いる者も少なくないであろう。しかしそれは、「法」の問題ではなく「違法」の問題であり、別に論ずべきことである。

さて、ここで「搾取」の問題について、付け加えたい。そもそも「搾取」の語は政治的であり、学術用語としては適切ではないが、それはともかくとして、労働価値説の立場からみて労働者の作り出した価値のすべてが労働者に支払われるわけではないという意味における「搾取」は、自給自足型社会以外では、

必ず生じる。社会主義社会においても、個々の労働者が全体として経済の主人公（マルクスの言う集団的ロビンソン・クルーソー）になることはありえないから、必ず「搾取」は生じる。私はよく引用するのであるが、経済学者の宇沢弘文氏は、「資本主義的搾取には市場的限界があるが、社会主義的搾取には限界がない」と語っている（「前々稿（下）」、『神戸法学雑誌』60巻1号、2010年、170-171頁）。けだし名言であって、現実の社会主義諸国もひどい搾取国家であった。このことを考えると、資本主義と搾取を結びつけることはほとんど意味がない。

封建社会において、例えば「五公五民」の法は、搾取の法であったろう。ソ連などの社会主義下においては、労働分配率は資本主義諸国よりはるかに低く、最高時でも40%程度であった（西側資本主義諸国は60-80%）から、封建制以下であったのではないか（拙著『ポスト社会主義諸国における私的所有の復活』、1997年、122頁以下）。その労働法制は、やはり搾取法であった（あるいは、これらの制度は、経済的強制によるものではないから、「搾取」法ではなく、例えば「収奪」法とでも言うべきである）。資本主義「法」は、社会主義法ほどには搾取法ではないのである。

藤田教授は、経済諸関係は国家意思を媒介に法規範に表現されるが、「いうまでもないことであるが、法規範への表現はあくまでも観念的表現であって、経済的關係がそのままの姿で反映するのではない。剰余価値の搾取の法則は、正に自由・平等の法律に表現されるのである」と述べている（「論文・一般理論」、14頁）。「いうまでもない」と書いてあるように、マルクス主義法学者は、よくこのように言う。それならば、資本主義「経済」は「搾取」の仕組みをもっているが、資本主義「法」は、搾取の法、階級法ではなく、「自由・平等の法律」とであると言うのが正しいのではないだろうか。

第2節 経済関係の範型の国家権力による規範化

次いで藤田教授は、国家権力の成立の必然性を説く。第1節の形態規定論が商品交換関係から説き起こしているのと対比すれば、第2節の本質規定論は、

私的所有制から説き起こすのが適切だと思われる。しかし、ここでは、私的所有やそれに伴う階級関係の存在は所与の前提とされており、資本主義的な純粹の私的所有の成立根拠についての説明はない。そして、「資本主義的生産関係が、生産手段の私的所有者＝資本家による直接生産者＝労働者の搾取という階級的関係であることは、支配する階級たる資本家階級にとって、この階級的支配の諸条件を全社会的規模において維持するための組織された権力、すなわち国家を必要ならしめる」として、国家の存立根拠が素朴な階級理論によって説明されるのである（「論文・一般理論」、10頁）。

資本制社会以前にも私有制度や階級国家は存在したが、それらと区別される資本主義国家の特徴は、それが「商品生産社会の論理に制約される」点にあると藤田教授は言う。「商品生産社会の論理に制約される」ことによって、資本主義国家の権力は「公的権力」として成立するとか、「法律的国家論」が生まれるといった説明になっている（「論文・一般理論」、10頁）。このような説明は、すでに述べたパシュカーニスの国家論と大いに似通っている（本稿第1編第3章第4節、第4章第2節）。ただ階級国家論を法理論の中に取り込んでいる点で、パシュカーニスとは異なる。「公的権力」の説明も両者で異なっているが、藤田説はパシュカーニス以上に不明確であり、マルクスの公的権力論から離れている。

もともとマルクス・エンゲルスの国家論は、国家を階級性と公共性の二重性において捉えていた。しかしその後のマルクス主義者においては、「公共性」の側面が忘れられていく。エンゲルスは、「国家は、…最初は単に共同の利益（例えば東洋における灌漑）をはかるために、また外部に対する防御のために、できあがってきたものであるが、このとき〔階級的差別の発生〕以後は、…支配する階級の生活と支配との諸条件を、支配される階級に対して暴力によって維持する目的をもつようになる」と述べている（岩波文庫版『反デュリング論（下）』、11頁）。共同の利益を実現する公的権力の上に階級権力（政治権力）が被さっているわけである。他方で社会主義の下では、「階級差別が消滅し、すべての生産が結合された個人の手集中されると、公的権力は政治

的性格を失う」とマルクス・エンゲルスは言う（岩波文庫版『共産党宣言』、69頁）。つまり、階級権力の下でも国家の公共的機能や公的権力としての性格は維持されているが、社会主義の下では、被さっていた階級性・政治性が消えて公共性だけが残るというわけである。

マルクス・エンゲルスは、同時に、「本来の意味の政治的権力とは、他の階級を抑圧するための一階級の組織された権力である」と述べており、階級権力と政治権力を同一視している（岩波文庫版『共産党宣言』、69頁）。しかし、両者は同じではない。例えば、仮に社会主義下で階級対立がなくなっても、特定の社会層（共産党指導部）の特殊利益を共同利益に転化させる仕組みがあるかぎり、政治権力は存在することになる。もちろん私は、特殊利益をすべて排除すべきだと言いたいのではなく、マイノリティの特殊利益は尊重しなければならない。その上で共通利益を追求するのが民主主義である。また、私が繰り返すように、階級的機能を通して公共的機能が実現されうるし、他方で公共的機能を通して階級的機能が実現されうるという点にも、注意を向ける必要がある。

さて、藤田教授は、資本主義国家が公的権力として登場する根拠を、次のように説明する。教授は、資本主義国家が商品生産社会の保証人として登場する以上、それは商品経済社会の論理に制約されるという趣旨を繰り返している。資本主義社会では、「階級的搾取＝支配が商品生産によって行われることから」、「権力の現象形態もまた商品生産社会の論理に制約される」（「論文・一般理論」、10頁、11頁、27頁にも同旨の文章がある）というのである。国家権力が商品経済の論理に制約されるというのは正しい（既述のように、パシュカーニスにも似たような記述はあった）が、それが具体的に何を意味するのかについて明確な説明はない。

パシュカーニスは、公的権力の機能を、法的主体の平等性の保障と考えていたが、これだけでは不十分である。もともと権力は公共的機能を実現するために生まれたものである（公的権力）が、それが、前近代社会や社会主義社会においては、様々の政治的・階級的利益を実現するための機能へと歪められてい

く。そのため、権力の発動は、しばしば露骨な経済外的強制や剥き出しの暴力という形態をとった。しかし、商品経済の支配的な資本主義社会では、その権力の発動は、商品経済社会の等価性の原則に対応して、平等、公平、均衡、フィードバックといったメカニズムに依拠したものとなる。このような権力の発動形態のため、公的権力の上に被さっていた政治的・階級的権力は見えなくなり、権力のもつ政治的・階級的機能は公共的機能の背後に隠れる。しかし、公的権力による公共的機能の実現を通して、実は、国家は、政治的・階級的機能を果たしていることになる。

藤田教授も、「商品生産社会の論理による制約」によって、資本主義国家が「公的権力」として成立する根拠を説明しているようにみえる。しかしその説明はやはり混迷している。教授の考えは、私的所有の運動を十分に保障するためには、封建領主のような「私的権力」から市民社会を解放し、全社会的規模での集中された権力として「公的権力」が必要ということである（『論文・一般理論』、10-11頁）。「私的権力」と「公的権力」というのは、なるほど言葉としてはうまく対応している。しかし、通常マルクス主義においては、「公的権力」が対置されるのは、「私的権力」ではなく、「階級権力」である。そして教授の言う「公的権力」は、私的所有の自由な運動を保障する権力というのであるから、それは資本家階級の「階級権力」であり、封建勢力の私的権力と同じように「私的権力」であるにすぎない。それは「公的権力」ではない。

藤田教授の言う「公的権力」の機能は、封建的私的権力による分割支配を廃止して統一市場空間を形成することにあるようであるから、それは、いわば「資本主義的私的権力」であって、公的権力とは言えない。それは、マルクスの言う「理念上の総資本家」としての機能に近い。「近代的国家権力は、単に、全ブルジョア階級の共通の事務をつかさどる委員会にすぎない」（岩波文庫『共産党宣言』、43頁）、あるいは、「国家は、支配階級の諸個人がかれらの共通利害を主張する形態」（岩波文庫『ドイツ・イデオロギー』、94頁）にすぎないというわけである。この公的権力は、資本家階級内部での「公的」権力であり、その他の国民一般は埒外に置かれている。本来「公的権力」とは、既述のように、

住民全体のための公共的・社会的機能を行う権力を意味する。しかし藤田教授にとって、資本主義国家はあくまでも資本家階級にとっての「公的権力」ではないのである。このような意味で「公的」権力という言葉を使うことは、適切ではない。また事実認識としても、それは普通選挙制実現前の古典的資本主義には妥当しうるが、後期の資本主義国には当てはまらない。

藤田教授は、さらに、「法律的国家論」（「法治国家論」と同じであろう）の成立根拠を、公的権力の論理から説明しているが、これも説得力がない。「…公的権力は、自らの発現形態を市民社会の論理に適合させることによって、すなわち公的に定立された規範によってのみ存立し、かつそれにしたがってのみ行動する…」のだと言う（「論文・一般理論」、11頁）。あるいは、公的権力においては、「国家権力の発現を法的形態によって媒介されたものたらしめる」と言う。資本家階級の政治委員会がなぜその存立根拠を法規範に求めなければならないのか、なぜそれが市民社会の論理（すなわち商品経済社会の論理）なのか、説明はないし、説明できないであろう。法治主義の成立根拠は、先の形態論によって、つまり市場の「経済法則の支配」が、「当為」の世界では「法の支配」を生むという論理で説明すればよいし、法治国家論は、それに加えて契約国家論によって説明すべきであろう。

第3節 再生産構造の法規範への表現

以上のような議論を経て、藤田教授は、法規範の成立の論理を次のように説明する。「国家が、資本主義的再生産の存立条件および再生産過程を構成する経済的諸関係の範型（ノーマルなタイプ）を法的規範として公認し、それをほかならぬ法的規範の名において強制する」（「論文・一般理論」、11頁）。教授は、「一定の物質的＝経済的関係は、その客観的属性からして、一定の論理構造をもつ法的規範に表現されうる可能性をもつ」と言う。国家権力がこの可能性を現実性に転化するるのであるが、「経済的諸関係の範型の国家権力による規範化という現象は、なによりもまず、経済的諸関係が国家意思（支配階級の意思）を通過して法規範に表現される客観のプロセスとしてみなければならない」と

教授は言う (同論文、12頁)。

ここにはすでに矛盾がはらまれている。同じ箇所藤田教授は、次のようにも述べている。「経済的諸関係の範型の国家による法規範化とは、一つの客観的に制約された過程を示すものであって、国家権力の主観的選択にかかることではない」(「論文・一般理論」、12頁)。これからみると法規範は経済関係を反映して自動的に決まるかのようであって、国家権力が主体的に決定する余地はなさそうに読める。教授の客観主義的・決定論的傾向がよく表れた説明である。しかし他方で、法規範は国家意思(支配階級の意思)を通過して成立するものとされている。「経済的諸関係の範型」が国家意思の要求するものと一致するとは限らないから、前者がそのまま法規範になるわけではない。このあたりの曖昧さが、後に教授をして、法の「ゲネシス」論が欠けていたと反省せしめたのであろう。

しかも、そればかりではない。ここでは「国家意思」と「支配階級の意思」が同一視されているような印象を受ける。しかし、続く部分では次のように言う。「経済的諸関係は、決して自動的・単線的に法規範に表現されるのではない」。実際に経済的諸関係が「国家意思を通過」して法規範になる過程においては、「経済的諸関係の運動法則に規定されるさまざまな物質的利害の担い手(支配階級と被支配階級間、支配階級内部の諸集団)の間の対立・抗争を経て『国家意思』が定式化されるにいたる複雑な政策決定プロセスが存在する」。それは、「法規範がさまざまな程度において経済諸関係から相対的に独立の展開を示すことをも意味する」と言うのである(「論文・一般理論」、13頁)。

このような説明は、ノーマルな経済的諸関係の範型の規範化という先の藤田教授の見方とはますます離れていく。教授には、この種の矛盾、曖昧さがしばしばみられるが、いわゆる土台による上部構造の規定と上部構造の「相対的独自性」の問題として、教授においては「統一」されているのであろう(ただし、後述のように、不成功)。しかし、いずれにしろ、「国家権力の主観的選択にかかることではない」といった先の表現は、決定論的すぎよう。

マルクス主義者の議論には、一般に、このような客観主義と主観主義の矛盾

(存在と当為、認識と価値判断、理論と実践、科学性と党派性等々の統一論にみられる矛盾)がしばしばみられるが、その中で藤田教授は客観主義的・決定論的傾向が強く、教授自身そのことを認めていた(「前々稿(上)」、144-145頁)。別の文献であるが、教授が、資本主義の経済法則について、しばしば「鉄の必然性」という言葉を使うのも、教授のこのような思考傾向と関係している(同時期の1967年のシンポジウム「マルクス主義と法律学」における藤田報告では、「鉄の必然性」という言葉が3回登場する。『法律時報』39巻13号。1972年の論文「経済と法」には2回登場する。法学文献選集3、藤田勇編『マルクス主義法学』)。人間(およびその組織)の主体的力よりも、客観的な法則性を重視するのである。人間は、法則を実現するための、操り人形にすぎないかのようなのである(社会主義下の人間は、確かにそのようであった)。「論文・一般理論」は、『著書・一般理論』に比べても、決定論的傾向が強い。

さて、藤田教授の先の議論では、法規範の相対的独自性も、階級理論の枠内で論じられているが、私は、前稿でも論じたように、もともと人間精神には「公平」の観念がア・プリオリに内在しているし、また「人間精神の一般的発展」も法の発展をもたらしており、これらの視点からも法の相対的独自性を論じるべきだと考えている。

さらにエンゲルスは、法の反作用について、職業法律家の反作用能力にも触れている。法体系は論理的に一貫性が必要であるが、法律家は、「経済的諸関係の法的諸原則への直接の翻訳から生じる諸矛盾を除去し、調和のとれた法体系をつくり出そうと努め」るものだというのである(『マルクス・エンゲルス全集』第37巻、425頁)。そして、次のように言う。「職業法律家がつくられるやいなや、ふたたび新しい、自立した領域が開かれ、それは一般的に生産および商業に従属しながらも、なおかつこれらの領域にたいして特別な反作用能力をもつこととなります。近代国家においては、法律は一般的な経済情勢に照応し、その表現でなければならぬばかりか、内部矛盾によってわれとわが面を打つことのないような、それ自体としてまとまった表現でなければなりません。そしてそれをやってのけるために、経済的諸関係が忠実に反映されることはますます

す失われていきます」(同所)。法体系の一貫性を保障するためには、やはり公平性といった普遍的原理を貫く必要がある。そのために法律は、経済的土台から相対的にズレていくと言うのである。⁽¹⁹⁾

また、法の相対的独自性に関して、藤田教授が無視している点で、さらに重要なのは、支配政党の政治家や高級官僚層の動きである。彼らは支配階級の意思と利益を代表するであろうが、そればかりでなく、彼らにはそれぞれ固有の追求すべき利益がある。それは支配階級の利害から独立して存在し、それと矛盾しうる。政治家にとって最大の関心事は自らの権力を維持することであり、議員であれば次の選挙で当選することである。そのためには、国民一般の要求、世論にも無関心ではいられない(そこが社会主義政治と異なるところだ)し、また総資本の要求よりも、自己の利権につながるような部分利益が追求されることも多い。高級官僚層は、自らの保身と既得権益を確保・拡大することが最大の関心事であり、それも支配階級の利害とは一致しない。そのため国家制定法には、支配階級の階級意思とはかなりのズレが生じ、それが国家意思の、そして法の相対的独自性となって表れる。しかし藤田教授は、このような側面にはまったく触れていない。

なお、藤田論文では、この第3節に当たる部分で、法規範の体系的編成も示されている。商品交換過程は、民法、商法、労働法によって表現される。刑法は、

(19) エンゲルスは、別の文献でも、次のように述べている。彼によれば、「職業的政治家や国法の理論家や私法学者においては、〔イデオロギーと〕経済的諸事実との連関が著しく見失われる」という。なぜなら、「経済的諸事実は、どんな個々のばあいでも、それらが法律の形で認可されるためには、法律的動機という形式をとらなければならないし、またそのさい当然のこととしてすでに施行されている法律体系の全体が顧慮されなければならないから、そこで法律的形式がすべてで経済的内容は無であると考えられるようになる。国法と私法は、独立の領域として取扱われるようになり、それらは独立した歴史的発展をし、またあらゆる内的矛盾を除去することによってそれ自身として体系的に叙述しうるしまたそうしなければならないものとして取扱われるようになる」(岩波文庫版『フォイエルバッハ論』、77-78頁)。

私的所有を基盤とする社会諸関係の体系＝秩序を侵害から守るための「国家権力の抑圧諸規範の体系」と位置づけられている。行政法の中核は、「再生産運動の場の秩序の警察力による維持、および国家装置（軍隊・警察・官僚）の組織とその維持費の強制調達（租税）にかんする諸規範」だと言う。憲法は、「階級社会の社会諸過程の政治的総括」とされている（『論文・一般理論』、12頁）。ここでは、「資本主義的再生産の一般的な媒介契機である商品交換の過程は、人・物・法律行為、物権、債権といった規範グループにより編成される民法体系に表現される」と述べられており、民法が「商品交換関係」中心に構成されている（所有関係中心ではなく）ことが注目される（同所）。このあたりも、バシュカーニスのところと言える。

この法体系論は、「論文・一般理論」では、前後と文脈が調和しない形で挿入されているように見える。しかし、この付録のような部分が、『著書・一般理論』では、「法と経済の一般理論」の本論へと格上げされていくことになる。法体系論が肥大化し、「法の一般理論」に取って代わるのである。

この第3節で論じたテーマは、『著書・一般理論』では、法の「ゲネシス」論として、大きな比重を占めることになる。また「論文・一般理論」では、「階級意思」、「国家意思」の語は断片的にしかでてこないが、『著書・一般理論』では、これらの概念が法規範制定過程の重要な環を成すものとして登場することになる。

なおこの第3節で論じられた法規範の「相対的独自性」の説明と、次の第4節の上部構造の「反作用」論とでは、これまた矛盾や混乱がみられる。

第4節 法規範の経済関係への「反作用」と現実的法関係の形成

次いで藤田論文は、「法規範の反作用」について論じている。通常、上部構造の「反作用」と言えば、上部構造がその「相対的独自性」によって、逆に土台の階級的経済関係に影響を与え、部分的にそれを変容させることを意味する。法規範は資本家階級の利益を実現するために機能するであろうが、様々の考慮から労働者階級に譲歩したり、政治家や高級官僚層の独自の利害も反映

し、さらには近代法の精神や人間精神の一般的発展をも反映して、資本家階級の意味そのものとはズレが生じることも多い。この支配階級の階級意思からは一定の変異をもつ法規範が、経済構造に反作用し、経済構造に一定の影響を及ぼす。これが法規範の反作用である。いわゆる修正資本主義（これは段階論的な問題ではあるからここで例示するのは不適切ではあるが、分かり易い例なので上げた）なども、そのようにして成立すると言ってよい。⁽²⁰⁾

しかし、藤田教授の言う反作用は、反作用と言うよりも支配階級の階級意思そのものの実現論、つまり「作用」論そのもののようにしかみえない。ここでも教授の客観主義的傾向は顕著である。実際、教授の論文の小見出しには、法規範の経済関係への「反作用」と書いてあるが、本文では専ら「作用」の語が用いられている。土台の階級構造から生まれる支配階級の意味が国家権力を媒介に法規範化され、今度はその法規範が土台の経済構造の担い手達の意味に作用する—これが教授の言う反作用である。つまり法規範を媒介とした支配階級の意味の一直線の「作用」が、プーメランのように元に戻ってくるのが「反作用」とされているのである。つまり「反作用」とは言われているが、それは支配階級の意味の「作用」そのものである。法規範の「相対的独立性」と言っても、実際には法規範は、階級意思の単なる「通過形態」でしかないような捉え方なのである。⁽²¹⁾

- (20) ついでにここで触れるが、マルクス・エンゲルスは、労働者階級の立法過程に関与する力を、かなり高く評価していたように思われる。『共産党宣言』には、労働者の組織は、「ブルジョア階級相互の分裂を利用することによって、労働者の個々の利益を、法律の形で承認することを強制する。イギリスにおける十時間労働法はその一例である」という一節がある（岩波文庫版、52頁）。
- (21) 藤田教授の議論は本文で書いたようなことが基調になっているが、他方で、バランスをとるかのよう、ここでも矛盾するようなことも言っている。「経済的關係は、決して自動的・単線的に法規範に表現されるのではない。…経済的諸關係の運動法則に規定されるさまざまな物質的利害の担い手（支配階級と被支配階級、支配階級内部の諸集団）のあいだの対立・抗争を経て『国家意思』が定式化されるにいたる複雑な政策決定プロセスが存在する」。そして、このような媒介項やプロセスが存在することは、「法規範がさまざまな程度におい

このように、藤田教授にあっては、経済関係と法規範の関係は、自動機械的なメカニズムをもった全く融通の利かない硬直した経済一元論に近い。両者の関係は、実は、経済関係の自己実現でしかない。法規範は、経済関係が自己を実現するための媒介項でしかないのである。そのことを教授は、次のような言葉で表現している。「現実の経済諸関係の運動そのものが、実は、国家権力の側からのかかる『作用』をよびだしているのにほかならない」（「論文・一般理論」、15頁）。経済関係に作用する法規範の機能は、実は経済関係そのものがそうさせているというのである。経済関係が経済関係に自己作用するわけであるから、まさにブーメランである。これまた極めて客観主義的、宿命論的な膠着した法機能の見方であって、国家権力の「反作用」は、即ち経済関係の「作用」そのものであることを語ったものである。

さて、藤田教授は、法規範の「作用」（教授は、既述のように、法規範の「反作用」について論じながら、実は「作用」という表現を使っている）とは、法規範が、経済関係の担い手である主体の意思関係に「作用」することだとしている。「法規範は、客観的運動法則をもつ物質的＝経済的関係に直接『作用』することができない」のであり、「それが作用をおよぼすのは、この物質的関係の外皮としての人々の意思関係である」と言うのである（「論文・一般理論」、15頁）。これも辻褄の合わない議論である。

法規範を制定するのは、物質的・経済的諸関係の階級的構造が自らを維持する目的で形成した国家とされている。その国家が、経済的諸関係の範型を法規範として公認するのだという。だとすれば、法規範の反作用の対象となるのは、法規範を制定した国家であったり、その基礎にある経済的諸関係でなければならない。ところが、藤田教授によれば、反作用が及ぶのは、経済関係の当事者の意思関係にであって、「作用」の元にはない。これでは、「反作用」は、帰

て経済諸関係から相対的に独立の展開を示すことも意味する」（「論文・一般理論」、13頁）と言う。ここでも、「ああでもあるし、こうでもある」という教授のいつもの議論の型がみられる。このあたりをもっと明確にすべきではないかと思う。

り道を間違えたことになる。ここでも経済的諸関係が、その維持のために経済関係の当事者の意思関係に作用するという一直線の関係、あるいは自分が自分に作用するといった膠着関係がみられ、作用と反作用の相互的關係はみられない。このように、教授の言う法規範の「反作用」とは、法規範を媒介に、支配階級の階級意思を実現することを意味するにすぎないのである。

そもそも、教授が経済関係の当事者の「意思関係」を論じたのは、第1節の形態規定論においてであった。法規範の成立を論じた第2節の本質規定論では、当事者の意思関係の問題は登場しない。藤田論文では、当事者の意思関係から法規範が成立するという筋道ではなく、経済的諸関係や階級意思を反映した国家意思から法規範は成立することになっている。とすると、作用と反作用の筋道は別の道だということにもなる。本質規定論で説かれた階級関係をはらんだ国家意思（階級意思）から、法規範の成立が説かれ、それは形態規定論で説かれた経済関係の当事者の意思関係に作用すると言うのであるから、行きと帰りは別の道を通っているのである。つまり、「作用」の出発点と「反作用」の到達点が異なるのであるから、私の先のブーメランの譬えは、実は当てはまらないということになってくる。むしろ経済関係のもつ力は、法規範を通過しつっ一直線に経済関係の当事者の意思に作用するという鉄砲玉のようなものである。

藤田教授は、法規範の反作用の対象が、経済関係の当事者であって、経済的關係そのものではないことの根拠として、「例えば、価値法則をつくりだしたり、廃止したりすることはできない」などと述べている（「論文・一般理論」、15頁）。しかし、これは間違った事例である。価値法則は、資本主義を廃止しないかぎり、廃絶できないのは当然である（ただし、スターリンは社会主義下でも価値法則は作用すると言ひ、藤田教授も同じ認識を示していた）。しかし、法規範が資本主義の経済的諸関係に反作用を及ぼし、その改善（改悪）を図ることは大いに可能であるし、資本主義の歴史はそれを経験してきた。今も日々経験している。

ただここでも藤田教授の議論は、バランスをとるかのように、揺れ戻しを見

せる。法規範は当事者の意思関係に作用するが、それを通して「経済的諸関係の運動に、『促進的』あるいは『阻止的』な影響を、…間接的に与えるのである」とも言うのである（「論文・一般理論」、16頁）。と言いながらも、教授は、「法による経済の『規制』といった概念から、法が経済諸関係の運動を左右しうるもののように考えるとすれば、観念論的な誤りに陥ることになる」とも付け加えている（「論文・一般理論」、16頁）。いつものように、ああでもあるしこうでもあると言いながらも、ここでも、教授の宿命論（運命論）的な社会法則観が、圧倒的に勝っているようである。

ただこの箇所、教授が経済決定論的な表現を用いているのは、教授の法則観だけでなく、別のより重要な理由もある。それは、繰り返し述べてきたように、いわゆる形態論と内容論（本質論）を統一するというのがこの論文における教授の重要な問題意識であり、そのためには、経済構造から生まれる支配階級の階級「意思」（本質論）と、個々の法的関係（売買）における当事者の「意思」（形態論）とは同一あるいは照応するものでなければならないからである（このことは、後に本稿第2編第8章で、さらに詳しく述べる）。このように、教授の宿命論的法則観と、形態論・内容論の統一論から、上部構造の「相対的独自性」や「反作用論」は、ほとんど無意味と化しているのである。

なお、この法規範の反作用論の部分も、ゲネシス論と並んで、『著書・一般理論』で、大きな比重を占めることになる。

さて、「論文・一般理論」の第2節で、藤田教授は、我妻栄氏の『近代法における債権の優越的地位』と川島武宜氏の『所有権法の理論』についても言及している。そこで教授は、我妻・川島両氏のそれぞれの一面性を指摘する。教授は、川島説に関連して、資本主義的再生産構造は所有権という法的形態によってのみ媒介されているのではなく、『所有権』はいわば所有の静的側面を媒介する法的形態であり、所有のいわば動的側面は契約（債権）によって媒介されている」と述べている（「論文・一般理論」、17頁）。他方で我妻説については、「今日の社会の『生産組織の最後の基礎』はいうまでもなく私的所有である。金銭債権もまた、この私的所有の運動を媒介する法的形態にほかならな

い」と言う(同論文、18頁)。このように両者のそれぞれの一面性を批判し、「所有権か金銭債権かという形でそれらの『機能』の比重を問うことは、経済諸関係の運動の論理に近づくように見えながら、むしろこれから遠ざかる結果をもたらす」と、問題設定自体が間違っていると言うのである(同論文、18頁)。

藤田教授の議論には、このように、「ああでもなく、こうでもなく、すべてである」式の文章が多いように思う。バシュカーニスの議論は雑然としているが、商品交換関係を突破口にすることによって、一点突破・全面展開の鋭さ・鮮やかさがあるのに対して、藤田説は、図式から落ちこぼれたり、はみ出したりすることがないように、注意深く全体を包み込もうとするため、また種々の議論のよいところを集めて総合しようとするため、「すべてを語っているために何も語ったことにならない」ような曖昧で、不明確で、歯切れの悪い文章が多いのである⁽²²⁾。

第5節 国家の経済政策と法

次いで藤田教授は、資本主義の発展の各段階における国家権力の経済政策の展開と転換、それに伴う法の変容について論じている。これは段階論の問題であるから、原理論的な「法と経済の一般理論」では捨象すべきものである。ただ二点だけ指摘しておきたい。一つは、国家独占資本主義は「資本主義の全般的危機」に対応するものとされ、「死滅しつつある資本主義」とされていることである。このような歴史認識の誤りについては、前稿で既に論じたことである。日本共産党なども、その後「資本主義の全般的危機論」を撤回した。

第二は、経済政策は、正に上部構造による土台への反作用の展開を意味するのであるが、ここでも教授の考えは決定論的である。「国家の経済政策あるい

(22) 我妻、川島両氏の先の理論書については、前稿でも簡単に取り上げたことがある。資本主義法の基本制度として、我妻氏は「債権」(契約、商品交換関係)を、川島氏は「所有権」を重視したが、それに対して、渡辺洋三氏は前者に厳しく、後者により高い意義を認めていた。私の評価は正反対であった(「前稿(中)」、139頁以下)。

は経済過程への国家の介入なるものは、意識すると否とにかかわらず、経済過程そのものの客観的要求が国家意思として一般的に強制される形をとるものにほかならない」（「論文・一般理論」、21頁）。経済過程が、あるべき経済過程を要求するというのである。経済過程は、人工知能のように、自ら自己実現する能力をもっているかのようなものである。上部構造の相対的独自性は、ほとんどゼロとなる。しかし、ここでも教授は、バランスをとるかのように、経済関係の法規範への表現過程にはさまざまな媒介項があるとか（同論文、13頁）、そのような媒介項は法の「反作用」においても存在する（同論文、16頁）などと付け加えている。しかしそれらは、人工知能の前では無力である。

さて、どのような経済政策をとるかは、政府が常に苦勞するところであろう。いくつかの選択肢の内どれがうまくいくかは、やってみないと分からないことが多い。適切な政策と思われるものも、さまざまな勢力の思惑や力関係によって、実現できないことも多い。しかし、藤田説に依れば、心配する必要はなさそうだ。政府は、経済過程が客観的に要求するものしか実行できないからである（しかし経済過程が要求するものを誰がどのようにして認識するのであろうか）。政府の経済政策はしばしば失敗するが、それは経済過程が失敗するような政策をとらせていることになるのであろうか。経済政策が、経済過程によって要求されているものの実現にすぎないのであれば、民主主義政治を展開しても無意味であり、経済関係はびくともしそうにない。実際教授は、そのように考えているのであろう。そうであれば、経済関係を変えるためには、一挙に、したがって非合法的・暴力的に、社会主義革命を断行する以外になさそうだ。

第7章 法の歴史性と社会構成体（「論文・一般理論」第3節）

「論文・一般理論」の第3節は、「法の歴史性と社会構成体」と題されている。ここでは「法の歴史性」という言葉を三つの意味で考えると書かれている。第一に、「法は、人類社会の発展の一定の歴史的段階において発生し、かつ一定の歴史的段階において死滅するという意味で、歴史的な存在である」（「論文・

一般理論」24頁)。第二に、法の歴史性といっても、法はそれ自身の固有の歴史をもたない。「法の歴史とは、物質的生産関係の発展法則に規定されて生じる法の変化・発展をいうものにほかならない」(同論文、25頁)。第三に、法の歴史的発展とは、「なによりもまず、ある社会構成体(…)から他の社会構成体への移行に対応する法の歴史的な存在性格の変化としておこなわれる」(同論文、26頁)。ここでは、社会主義下の法の運命についても論じられている。さらに資本主義段階内部でのブルジョア法の成立・発展・崩壊の問題も取り上げられている。いずれにしろ、藤田教授が、ソビエト法理論史研究からの教訓として語っていた「論理的なもの」と「歴史的なもの」の関係、その統一といった問題意識は、なぜかここではみられない。

第1節 法の生成・死滅の根拠

まず第一の意味での法の「歴史性」について。法の生成・死滅の根拠について、藤田教授の考え方には曖昧な点がある。教授は、法の生成・死滅と階級国家の発生・死滅が不可分に結びついているのかどうかは、「いまだ最終的結論はでていないといってよい」(「論文・一般理論」、24頁)などと述べている。これは、マルクス主義者の発言としては意外な言葉である。これまでマルクス主義者は、当然のように、両者は不可分と主張してきたからである。しかし、「論文・一般理論」の段階では、教授は確かにまだ迷っていたのかもしれない。次のような複雑な言い方をするのである。

教授は、一方で、次のように言う。「個別生産者間の剰余生産物の交換(それは同時に私的所有の形成過程でもある)が法的形態の発生契機であり、また商品交換の原理に類似した労働に応じた分配の原理の消滅が法的形態の残存の最終的契機であるとすれば…」と、商品交換関係と法の存立根拠を結びつけている(「論文・一般理論」、24頁)。これは法の形態論を中心とした見方であり、パシュカーニス的であり、私の考えとも共通する点はある。ところが他方で、今の文章にすぐ続けて、教授は次のように言う。「私的所有にもとづく階級国家の成立は、歴史的範疇としての法範疇の成立を画するものであり、ま

た、私的所有を揚棄すべきプロレタリア独裁の樹立は、『固有の意味での』法範疇の死滅の段階を画するものであった」(同論文、25頁)。

これからみると、商品経済は「法的形態」の発生と死滅の「契機」とされ、私的所有にもとづく階級国家の成立と、私有を揚棄すべきプロレタリア独裁の樹立は、「法範疇」の発生と死滅の「段階を画する」とされている。ここでは「法的形態」と「法範疇」が、また「契機」と「段階を画する」が使い分けられている。このようなスコラ的な議論は止めるべきである。問題を明晰に捉え、明瞭に説明することができないときに、このようなスコラ的な議論は生まれる(それはソ連の法律学に多かったが、藤田教授にも時々みられる)。とはいえ、これらの表現からすると、私的所有・階級権力の方が商品経済より重視されている印象はある。それでも当時の教授は、パシュカーニスの法形態論も重視していたため、なお「最終的結論はでていない」といった曖昧な表現になったのであろうか。

藤田教授は、先に引用した「個別的生産者間の剰余生産物の交換」の箇所では、「それは同時に私的所有の形成過程でもある」と括弧内に注記している。つまり「商品交換」が「私的所有」の形成過程になるというのであるから、商品交換が私的所有に先行することを正しく認めたことになる。ただその前の部分で、法の発生について、「いずれの場合も、私的所有、商品交換、階級的権力(それらの発生と消滅)が決定的モメントである」と述べているから、これらの発生を、大局的には同時的現象と見ているのであろう。ついでに言えば、ここには、アダム・スミスと同じ誤りがみられる。アダム・スミスは、人間は本来「交換性向」をもつとし、二人の未開人が一頭のビーゾアと二頭の鹿を交換する例え話をしている(大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富Ⅰ』、岩波書店、1969年、131頁)。ある経済学者が、アダム・スミスは、「個人主義的未開人」を発見したと揶揄していた(ただしアダム・スミスは、個人間の交換を想定しているとは必ずしも言えないと思うが)。

いずれにしろ、マルクスが繰り返し、私もよく引用する言葉であるが、商品交換はまず共同体と共同体の間で共同財産について始まるのであって、「個別

的生産者間」で、「私有」物が交換されるわけではない。この意味では、商品交換は私有の発生よりも早いと言える。しかし、前稿でも述べたように、商品交換のない未開社会内部においても、生産手段に相当する弓矢や網などの私的所有は存在する。もちろんそれは、現代社会におけるほど明確で強固なものではないが。さらに縄張りのようなものも、土地所有権の原始的形態と考えれば、それは多くの野生動物の世界にも存在することになる。要するに、私的所有と商品交換は、その発生の起源と根拠を異にしているのである。ただ商品交換の全面的な展開の過程で、所有権も現代的な私的所有権として純化していく。藤田教授のように、「私的所有、商品交換、階級的権力」の発生と消滅を一体のものとして捉えるのは、誤った私有（階級）一元史観である。

私的所有、商品交換、法、国家権力、階級は、それぞれその発生の根拠を異にしており、それぞれの歴史の発展段階で、相互に関連したり、あるいは対抗したりする。私的所有は人類史とともに古いが、その普遍性、抽象性、観念性等の特質をもつに至るのは、近代資本制社会においてである。このような純粋な私的所有を確立するのは、商品交換関係の全面的展開であり、流通関係が生産関係を包摂することによってである。商品交換は共同体間で発生するのであり、元来は、論理的にも歴史的にも私的所有制を前提とはしていないのである。

社会規範としての法もまた、人類史とともに古くから存在する。その理念は、正義、公正である（狭義の法）が、前近代社会においては、それは実定法規範としては部分的にしか、あるいはかなり歪んだ形でしか実現されなかった。また、そのような理念とは関わりなく、公共的政策実現のための法、秩序維持のための法、さらには支配者の命令としての法が広範に存在した（広義の法）。その具体的内容は歴史とともに変化する。資本制の下では、封建制の拘束から解放された形式的に自由・平等の人間が誕生することによって、また等価交換の原理をもつ商品経済が全面的に展開することにより、法の理念は最も発展する条件が生まれる。等価交換の論理は、法体系全体を貫く基本原理となっていくのである。社会主義の下では、市場経済と結びついた「狭義の法」は死滅する。「広義の法」は存在するが、「狭義の法」の理念から解放されたそれは、人

民抑圧的な法となる。「狭義の法」の理念からすれば、まさに「法の死滅」状況となる。ただし、社会主義下においても、「狭義の法」の理念が完全に失われることはない。それは人間の本性だからである。それが、ソ連社会主義を崩壊させた原動力の一つであったと言える。

さて、農業の発生とともに人類が定住生活を営み、社会が大規模化するとともに、公的事務を扱う必要性から、国家権力（公的権力）は生まれる。公的事務はしばしば特権化し、公的権力は政治的性格をもつことになる。しかしそれは、生産手段の私的所有によって基礎づけられる階級権力と同じではない。階級構造がなくなっても、公的権力としての国家は存在し、それはやはり、必然的に政治権力化するだろう（社会主義国家には階級構造はないとしても、政治的権力は存在した）。

第2節 法の固有の歴史の欠如

藤田教授は、法の歴史性に関する第二の問題として、法の歴史は物質的生産関係によって規定されるものであるから、固有の歴史をもたないということを指摘している。これは、マルクスが語っていることでもある。そして教授は、「法の歴史性といっても、それは、法がそれ自体独立に運動することを意味するものではない」とか、「法の歴史とは、物質的生産関係の発展法則に規定されて生じる法の変化・発展をいうものにほかならない」と述べている（「論文・一般理論」、25頁）。ここでは、経済による法の被規定性が強調されている。

他方で藤田教授は、「論文・一般理論」の最初の方で、次のように述べていた。「資本主義社会は、法というカテゴリーが最も純粹な形で、すなわち、他の社会諸関係から分化した形で全面的に展開する社会である」（「論文・一般理論」、3頁）。ここでは、資本主義社会において、法は他の社会諸関係から分化・自立して全面的に展開するという趣旨が述べられている。資本主義の範囲内では、法は独自の歴史をもつことになりそうだ。これは、先の記述（法の被規定性）と矛盾しないのであろうか。

藤田教授は、資本主義社会において法が全面的に展開するという今述べた文

章に続いて、「したがって、法と経済との結びつきの理論的分析は、ここでこそ最も必要とされる。同時に、この相互関係の一般理論は、ここでのみ十全に展開されうる」とも述べている（『論文・一般理論』、3頁）。しかし法が純粋に「分化」した社会でこそ、法と経済の「結びつき」を論じる可能性と必要性があるというのも矛盾していよう。法が経済から分化すれば、経済との結びつきは断たれるからである。このような矛盾した弁証法的表現にも、何か深い真理がありそうだと感心する読者もいるのかもしれない。

正しくは、様々の社会諸関係から自立して展開するのは、法一般ではなく、まず市場原理であり、そしてこの市場原理を反映する商品交換法（契約法）である。法が自立するのは他の社会諸規範（習俗、慣習、道徳など）からであって、社会諸関係一般、特に経済関係からではない（既述のように、パシュカーニスも、「法の自立」をこのような意味で語っていた）。私はまた、正義、公平、均衡等を内実とする法原理は、人間精神においてア・プリオリに存在する価値原理だと考えており、その意味で法には固有の歴史があると考えている（『前稿（上）』、『神戸法学雑誌』64巻2号、2014年、85頁以下）。もちろんそれは、他の社会諸現象と交錯しつつであるが。市場原理の全面的に展開する資本主義社会において、それは市場経済と共に、他の社会関係から自立していくことになる。このような見方が、「狭義の法律学」ということになる。

第3節 「広義法律学」的意味における歴史性

藤田教授のいう法の歴史の第三の意味とは、社会構成体の移行に伴う法の歴史的転換のことである。これは、私のいう「広義法律学」の対象である。そこでまず、教授は、「それぞれの社会構成体の全社会構造の『いちばん奥の秘密、かくされた基礎』は、『生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係』にある」と述べている（『論文・一般理論』、26頁）。ここでは、所有関係、生産関係そして階級関係の存在が、各社会構成体の「いちばん奥の秘密」とされている。この出発点の記述はよくない。このような視点からは、それぞれの社会構成体毎の階級法の構造とその特質が類型的に抽出され、比較されるという

「類型論」に陥りがちである。

なぜなら、この「秘密」を媒介する法（広義の法）は、資本主義社会において最も発展するという根拠は存在しないからである。それぞれの発展段階の社会が、それぞれ特有の所有関係、生産関係、したがって階級関係を有し、それぞれの法を発展させるであろう。確かに資本主義下の所有制度は、最も純粋な形態において発展するが、それは市場原理に媒介されているからであって、「いちばん奥の秘密」（生産関係や階級関係）に基づくのではない。「いちばん奥の秘密」から出発すると、マルクスの例の解剖学の譬えは適用できなくなるのである。

しかし藤田教授の続く議論は、正しい方向へ、つまりマルクスの解剖学に戻っている。教授は、資本主義法と封建法を比較して、次のように述べている。資本主義社会においては、商品形態が再生産の普遍的基礎となり、「ひいては全社会関係を商品形態の論理でおおわしめることになる。これが社会関係をあまねく法的形態でおおわしめる物質的基礎である・・・」。「資本主義社会において、法が独自の社会的意識形態となり、そのようなものとして最高の成熟をとげることの根源も、・・・実にここに存する」（「論文・一般理論」、26頁）。

他方で教授は、封建社会の法の特質について、次のように述べている。「・・・経済外的強制に、われわれは封建社会における法と経済のあり方の独特な歴史的性格の核心をみいだすことができる」。経済外的強制は「封建的土地所有者と農奴との人格的・権力的支配＝従属関係」を実現するものであった（「論文・一般理論」、26頁）。そこでは「伝統的・慣習的諸規則として沈殿したものが、封建法の主要な存在形式となるのである。したがって、封建社会においては、法は社会意識の独自の形態として発展しない」（同論文、27頁）。

このように、社会構成体間の法の転換が、商品経済の発展に伴って法が発展し、商品経済の消滅と共に法は死滅するという筋道によって説明されている（「死滅」の問題は、すぐ次に述べる）。これは「狭義法律学」的な法の歴史の捉え方である。資本主義社会において、法が「最高の成熟をとげる」といった表現は、「論文・一般理論」にはかなり登場する。これは正しい見方であるが、

しかし資本主義法を美化しているようにも受け取れる。そして『著書・一般理論』では、このような表現は姿を消していく。つまり「広義法律学」的方法に変化していくのである。

次いで教授は、社会主義下における法の死滅へと記述を進める。

第4節 社会主義と法の死滅

藤田「論文・一般理論」第3節では、次いで社会主義下の法の運命についても論じられている。ここでは社会主義段階の法のあり方が、二重に説明されている。一つは、理論的・原理的に想定される社会主義の下での法のあり方である。他は、現実の社会主義諸国の経験から得られた社会主義法の特質である。

第一の視点によると、社会主義下では生産手段は社会化され、搾取関係は存在せず、再生産過程は意識的・計画的に組織されるから、経済諸関係は法的媒介形態を必要としないとされている。ただ社会主義段階では「労働に応じた分配」が行われざるをえず、この形式的平等の尺度は商品の等価交換の原則と類似している。その限りでそれは、括弧付きのブルジョア法であり、「旧社会の母斑」であると言う。ここでは「社会主義法」の存在は想定されておらず、過渡期に存在する法は「ブルジョア法の残滓」にすぎないという見方である。藤田教授は、マルクス『ゴータ綱領批判』やレーニン『国家と革命』を注記しつつ、「これが資本主義社会の一般的分析からえられるかぎりでの、社会主義社会についての抽象的想定である」と述べている（『論文・一般理論』、28頁）。ここでは「狭義法律学」的視点によって社会主義法の特質が考察されている。

しかし、「現実には歴史的に存在する社会主義社会は、一定の歴史的事情から、これとかなり異なった状況にある」と藤田教授は言う（『論文・一般理論』、28頁）。「一定の歴史的事情」が何であるかについてはすぐ後述するが、この事情のため、法は一路死滅への道を進むのではなく、「社会主義法が歴史的に特殊の性格をもつ法体系として存在する」に至ったというわけである（同所）。つまり、本来であれば「社会主義法」など成立する余地はなく、死滅過程にある「ブルジョア法」が残存するだけであるが、ロシアは遅れた資本主義社会であつ

たため、理論的想定とは異なり、特殊な経緯を辿っているという理解になる。他方で教授は、既述の『法理論史』では、1930年代後半、「社会主義法」の成立が立証されたと述べていた。そこではそれが、現存社会主義の特殊性としてではなく、社会主義一般の原則であるかのごとく語られていた（明言されていたわけではないが）が、そうだとすれば、ここでの主張とはズレがある。

藤田教授は、また次のように言う。「社会主義法が『ブルジョア法』としての歴史的存在性格をもつのであるかぎり、形態上の特殊性はもとより相対的なものであって、これを絶対化することは法範疇の永久性を肯定することになる」（「論文・一般理論」、29頁）。ここでは、「社会主義法」のブルジョア法と比べたときの特殊性は相対的なものであるとされ、両者の継続性が指摘されている。「社会主義法」概念を用いながらも、それはブルジョア法としての歴史的性格をもつとされ、パシュカーニスの、「狭義法律学」的視点が、なお明確に維持されているのである。

さて、マルクス・レーニンの想定とは異なる現存社会主義の特殊性とは、「農業における生産手段の社会化が全社会的規模ではおこなわれず（…）、個別の集団の規模でのみ実現されている」ことであるという（「論文・一般理論」、28頁）。つまりコルホーズのような集団的所有制の存在である。コルホーズと国家セクターの関係においては、「固有の意味での商品生産と価値法則が存在する」と藤田教授は言う。さらに教授は、「このことは、全社会的規模で生産手段が社会化されている工業部門の生産物にも商品形態をあたえ、工業部門内部における生産物再分配過程にも価値法則を作用せしめる」と言うのである。そのため、法的形態に媒介されざるをえない社会関係がなお広範に存在しているということになる（同所）。

確かに、形式的には、国営企業とコルホーズは所有形態が異なるから、国営企業間の取引と、国家組織・コルホーズ間の取引は、理論的に異なり（ロシア民法典では、前者は「納入」、後者は「農産物予約買付」などと概念化されていた）、後者については、商品形態、価値法則について語る余地は、わずかにある（既述のように、私はそれを10分の1商品とか100分の1価値法則など

と呼んでいる)。しかし、異なる所有形態の存在が、商品形態、価値法則の存在を必然化するというのであれば、国家セクターと市民個人の間（個人が国営商店で商品を買う）にも、同じ問題はあつた。「欲求に応じた分配」か、完全な配給制でない限り、ここでも商品形態が存在し、価値法則が作用することになる。コルホーズの存在だけが、現存社会主義に限界をもたらしているわけではない。

確かに藤田教授も、国営企業内部の取引の問題も取り上げ、そこでも価値法則は作用するという。しかしそれもまた、コルホーズ的所有の存在によって説明している。教授は、既述のように、コルホーズの存在のために「この社会には、固有の意味での商品生産と価値法則が存在する。このことは、全社会的規模で生産手段が社会化されている工業部門の生産物にも商品形態をあたえ、工業部門内部における生産物再分配過程にも価値法則を作用せしめる」と言うのである（「論文・一般理論」、28頁）。コルホーズ的所有の存在が、社会主義下のさまざまな問題の発生の根源とされるのである（ソ連でも、例えば犯罪発生の原因についても、コルホーズ的所有の存在にみられるような社会主義的所有が未完成であることに求める見解が有力であつた）。これは、全く理解に苦しむ。

もともとマルクス主義の古典家達は、社会主義の下では、社会全体が「一つの工場」、「一つのかまど」、「一つの財布」になると空想していた。しかし現実にはそのようなことはありえず、国営工業は法人格を有する数多くの国有企業に分節化されていた。その点では、コルホーズと国営企業は類似している。しかし国有企業が分節化されているのは、コルホーズの存在とはまったく関係がない。それは、コルホーズが存在しようがなかろうが、工業を「一つの財布」で経営することは不可能であるからにすぎない。

さて、国営企業間の取引（納入）は、契約に基づいて行われていたとはいえ、契約の基本的内容は上級機関からの指示によるものであり、自由な契約ではありえなかつた。その点は、コルホーズも基本的には同じである（ただコルホーズ市場のような自由市場が、例外的に存在していた）。コルホーズもまた全国的計画経済のシステムに完全に統合されていたのであつて、自由な経済主体で

あったわけではない。それは、国営企業（ソフホーズもそうである）とほとんど区別できない。つまり、コルホーズが存在するか否かにかかわらず、社会主義下で商品形態が存在すると言えば存在する（10分の1商品）し、それは実際には商品ではないと言えば商品ではない。国有企業間の取引は、代金の支払いも帳簿上だけのものであり、現金決済は行われぬ（10分の1貨幣）。そのため企業は、いくら赤字経営になっても痛痒を感じていなかった。このように、市場ではなく計画原理で運営される社会主義経済の下で、価値法則が作用するはずはないのである（精々100分の1価値法則）。

ところが、ソ連では、スターリン時代になると、価値法則の理解が変質していく。スターリンは、「価値法則は、現代資本主義の基本的経済法則ではありえない」、「資本主義の基本的経済法則の概念になによりも適しているのは、剰余価値の法則、資本主義的利潤の発生と増大との法則である」と述べている（国民文庫版『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、原論文は1952年、47-48頁）。他方でスターリンは、「わが社会主義制度のもとでも価値法則が存在しているだろうか」という質問に対して、「存在しており、そしてまた作用している。商品と商品生産とがあるところには、価値法則もないわけにはゆかないのである」と述べている（同書、26頁）。ただしその役割は限界内のものであるとも付け加えているが。ともかく価値法則のこのような理解は、マルクス理論の根本的否定である。しかるにわが国のマルクス主義者の多くは、この「経済学者」としてのスターリンの天才ぶりに「感動」し、絶賛したのである（「前々稿（上）」、『神戸法学雑誌』59巻3号、2009年、183頁以下）。藤田教授も、社会主義下で価値法則が作用することを認めている。

スターリンが先のように述べたのは、二つの背景があった。一つは、社会主義を実際に建設してみると、マルクス主義の社会主義論の空想性（「一つのかまど」論）が明らかになってしまったこと、もう一つは、ソ連における価格設定に、あまりにも非合理的な点があったことである。スターリンは、穀物1トンと、それを加工して作ったパン1トンの価格が同額とされていたといった例を挙げている（国民文庫版『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、28頁）。

スターリンは、自由とは認識された必然であるというエンゲルス (=ヘーゲル) の命題を引用しつつ、合理的な価格設定を行うために、価値法則 (必然) の利用を説くのである。しかし、自由市場のないところでは、価値法則は利用のしようがない。適正な価格を設定するためには、需要と供給能力を調査したり、生産に必要な労働時間を計算したりして、計画的に合理的な価格を試行錯誤的に設定し、修正を繰り返すしかない。しかしそれは、もはや価値法則の利用ではなく、その正反対の計画原理の活用である。

回り道をしてしまったが、藤田論文では、その後で、「広義法律学」的記述もでてくる。「法は、それぞれの社会構成体において、基本的にはそれらに固有の経済法則によって特殊歴史的規定をうけつつ、ある社会構成体から他の社会構成体への移行」が行われるのであるが、「この変化の決定的転換点は、いうまでも革命である」(「論文・一般理論」、29頁)。各社会構成体は、それぞれ固有の経済法則を反映した固有の法をもつはずであるから、そうであれば、社会主義社会においても (空想的な共産主義社会のことは別として)、固有の法は存在するのであって、死滅しはしないだろう。

他方で教授は、今の記述に続いて次のように言う。「法の歴史性の問題を具体的に明らかにするうえで最も重要な問題は、…われわれにとっては何よりもまずブルジョア法が、革命を転換軸としてどのように成立し、どのように成熟をとげ、かつどのようにして消滅するかという問題である。いいかえれば、…資本主義の段階的發展に対応するブルジョア法の成立・発展・崩壊の問題、そして、社会主義革命によるその廃棄とそののちの『ブルジョア法』の死滅にいたる過程の問題である」(「論文・一般理論」、29頁)。ここでは「社会主義法」の語は出てこないし、死滅するのは「ブルジョア法」とされている。これは「狭義法律学」的である。いつものように、藤田教授の考え方は、よく言えば総合的であるが、曖昧で、そのため切れ味が鈍い印象がある。とはいえ、『著書・一般理論』に比べれば、「論文・一般理論」の方法は、「狭義法律学」的性格が強い。

第8章 形態論と本質論の統一問題

藤田教授が、ソ連における法の一般理論の歴史の研究から、法の「形態論」と「本質論」（内容論）の統一が必要であるという教訓を引き出したことは、これまで繰り返し述べてきた。「論文・一般理論」においても、次のような文章がある。「パシュカーニス理論の問題点は、彼が法の形態規定の唯物論的分析を試み、これを法の一般理論展開の出発点においたことにあるのではなく、この形態規定の次元の分析を本質規定の次元に論理的に高める作業をせずにかえって両者を混同するにいたった点にある」（「論文・一般理論」、23頁の註⁽²³⁾10）。つまり形態規定を本質規定の次元に高めることが必要だというのである。教授の「論文・一般理論」は、第1節が形態論に、第2節が本質論に当てられている。そこでこの両者の関係が重要な論点となる。⁽²⁴⁾

-
- (23) パシュカーニス自身は、形態規定、本質規定といった分け方はしていないし、そのような言葉も使っていない。法の形態規定が、商品交換関係を媒介する側面に、本質規定が、生産関係、さらにはその前提となる所有関係を媒介する側面に関わるとすれば、確かにパシュカーニスは、両者を混同していると言えなくもない。しかし既述のように、資本制生産の特質が、商品が商品を生産すること、生産過程が流通過程の一部となっていることにあるとすれば、パシュカーニスは別に両者を混同しているわけではないとも言える。例えば彼には、「経済的な織物すなわち分業と交換に基づく社会の生産関係」といった表現が出てくる（『一般理論』、103頁）が、これなども、交換関係に織り込まれた生産関係を意味している。パシュカーニスの著作には、藤田教授の言う法の本質規定に当たる部分はない。あるいは、パシュカーニスにとっては、形態規定こそが資本主義法の本質なのである。
- (24) 既述のように、藤田教授は、『法理論史』においては、「法の一般理論」における「形態」論と「内容」論の統一についてしばしば語っていた。ところが「論文・一般理論」では、「形態」と「内容」ではなく、「形態」規定（第1節）と「本質」規定（第2節）が対比されている。「形態」（形式）の対となるのは「内容」であり、「本質」の対概念は「現象」であろうから、「論文・一般理論」の対比は不自然にみえる。「論文・一般理論」第2節では「本質規定」というタイトルを使いながら、「本質」についての明確な説明はない。他方で、次のような文章がある。「法的関係は、直接的には交換関係の媒介形態であるが、その社

第1節と第2節の関係について、藤田教授は、いわゆる上向的展開の方法によって説明しているようにもみえる。教授は、「より簡単で抽象的な関係からはじめ、具体的なものを構成するもろもろの規定をこれに重ねあわせてゆくことによって、より複雑な、より具体的な現実に近づく」方法をとると述べている。そして「先にのべることは後にのべることの抽象化された一面であり、また後にのべることは先にのべることを内在的なモメントとしてふくんでいる」とも語っている（『論文・一般理論』、4頁）。確かに教授の記述方法は、そのような方法を意識的に追究しているようにみえる点もある。例えば教授は、第1節「形態規定」論の最後の部分を、形態規定論では法規範の問題を捨象していたが、「ついで、より具体的に現実に接近してゆかなければならない」と結んで、第2節の本質規定論につないでいる。

しかし、第1節「形態規定」論の冒頭に登場する「今日の社会において最も大量かつ日常的に人々によって経験される社会現象」としての「物の売買」は、極めて具体的現象である。他方で第2節の「本質規定」論で登場する法規範は、抽象的な規範である。仮に「売買」を個々の売買ではなく、「抽象」化されたそれと考えると、なお法規範よりは具体的ではないだろうか。抽象的なものから具体的なものへの「上向法」は、無理を言えば妥当していると言えなくもないかもしれない（本質規定論を「生産関係」を中心に捉えれば）が、その正反對とも言えるし、またまったく無関係とも言えるような曖昧なものでしかなく、ほとんど真剣に論じるに値しない。教授も、『著書・一般理論』では、形態規定論を放棄しており、形態論から内容論への展開としての上向法は捨てて

会的内容をふくめて全構造的にみれば、それはみぎのような階級的性格をもつ生産関係の媒介形態となっている」（『論文・一般理論』、10頁）。ここでは「形態」と「内容」という言葉が出てくる。これから考えると、「本質」と「内容」は、ほぼ同義で使われているとみていいのではないか。そこで本稿では、教授の言う「本質」と「内容」は同義だと前提して論じている。私には珍しくこのようなスコラ的な議論にこだわったのは、教授が、『著書・一般理論』のなかで、別の文脈ではあるが、「内容論」によって「本質論」に置き換えることはできないと書いている箇所があるからである（『著書・一般理論』、141頁）。

いるのである。

さて教授が、上向法とは別に、形態論と本質論を結びつける方法は次のようである。第1節「形態論」では、既述のように、売買などの法関係の内部にSollenの要素（内的強制の要素）が内在していると述べられていた。そして第1節の最後で次のように言う。「現実の法関係においては、この内的強制は公的権力の外的強制に媒介されており、当事者の自由意思は一般意思に媒介されており、法的関係に内在する規範のモメントは権力の外的強制にともなう法規範と不可分に結びついている」（「論文・一般理論」、8頁）。こうして第2節の本質論へと進んでいくわけである。しかし、ここでは形態論と本質論は言葉の上で形式的に結びつけられているだけで、その結合の論理は示されていない。

次いで第2節の本質論では、法規範の成立のプロセスを説明した後、「このようにして公的に承認された法規範は、さきに述べた法関係の当事者の内的強制を外的強制によって裏づける」とか、「前節で考察した法的関係は、いまだ権力の定立し、強制する法規範に媒介されたものではなかったが、いまわれわれが問題にしなければならないのは、法規範を媒介とした経済と法の相互関係である」（「論文・一般理論」、11-12頁）と、問題の焦点へ近づいていく。そして、形態論と本質論の関係が、以下のように、種々表現を変えながら説かれていく。

まず教授は、形態規定論では、経済的関係の媒介形態としての意思関係を、「法規範とのからみあいの分析なしに、法的関係としてとりあつかった。だが、現実には、それは、国家の法律規範とからみあって、法的関係となっている（というばあい、国家の法律規範なしにはおよそ社会関係の法的形態というものはいりえない、とただちにいおうとするものではない。この問題は、独立の課題として考察さるべきである）」と、微妙な表現をしている（「論文・一般理論」、14-15頁）。法規範と関わりなしに法的関係が存在しうるのか否かは、教授にとって核心的な論点であるはずである。この問題は別の課題ではなく、まさにここで論ずべきことである。この点につき、『著書・一般理論』では、「法的規範の定立を法的関係の成立の前提としてとらえる立場」に立っており、見解を明確にしている（『著書・一般理論』、174頁）。しかし、「論文・一般理論」の

段階では、形態規定論だけからも法的関係の存在を主張しうる可能性（すなわちパシュカーニスの立場）を残していたのである。

次いで教授は、形態論と内容論の関係を、「内的強制」と「外的強制」の関係として、次のように説明する。「物質的關係の外皮としての意思関係」には、「内的強制としての規範のモメントが存在している」。「法規範は、この意思関係を支配階級の維持しようとする再生産構造、それを構成している個々の経済関係の範型に適合的な形態（社会的に平均的な形態）に定型化し、彼らの意思関係を国家の公的意思（支配階級の階級意思）によって裏うちし、彼らの規範意識を国家権力の物理的強制という外的強制によって裏うちするという形で、この意思関係＝社会関係に『作用』する」。そして、このような「作用」によって、「経済関係の外皮としての意思関係は、現実に法的関係としての本質規定を受け取る・・・」と言うのである（「論文・一般理論」、15頁）。

ここでは、法規範が、「内的強制」を「外的強制」によって「裏うちする」という表現が用いられている。「裏うちする」というのは、あまり明確な表現ではないが、これは具体的には何を意味するのか。教授は言う。経済過程のノーマルな進行を阻害する紛争が生じた場合、権力機関（裁判所）が法規範を準則として解決するという体制を前提にすると、「法規範は、同一の型の経済関係の当事者にとっては、一般的な行為準則として観念され、彼らは、権力行為の全面的発動をまたずとも、公的に要請されたるもの、強制されうるものとして、この規範に彼らの行為を適合させるのである」（「論文・一般理論」、15頁）。つまり当事者は、法規範の存在を前提とし、自発的にそれ守ることになる。

しかし、ここでの法規範の自発的順守は、国家権力の外的強制を前提としたものとされている。もともと経済関係の当事者は、経済的強制による「内的強制」を受けているが、法規範による「外的強制」によってそれは完全なものとなる、と教授は言いたいのであろう。「外的強制」による「内的強制」の「裏うち」と言うのは、「外的強制」による「内的強制」の「保証」といったニュアンスである。しかし、実際にはそれは、「外的強制」による「内的強制」の「置き換え」でしかない。「外的強制」さえあれば、「内的強制」はあってもなくてもよい存

在でしなくなるからである。「内的強制」は法の世界の外に追いやられ、「外的強制」が一元的に支配する。

教授は、このような「外的強制」による「裏うち」によって、国家の法律規範は単なる規範命題から現実の社会的存在に転化すると述べ、「法規範に表現された支配階級の法意識もまた、…現実の社会関係の参加者の法意識として再生産される」と言うのである（「論文・一般理論」、15頁）。ここでも、当事者が当初からもっていたはずの法意識（それは階級意思などではない）はいつの間にか消え失せて、法規範に表現された支配階級の階級意識に塗り替えられている。あるいは、経済関係の当事者の自由な意思は、階級意思と一体化されていく。

藤田教授の説明からすると、経済関係の当事者は、法規範の存在を前提とし、それに適合するよう行動することによって法的関係を形成することになっている。形態論で論じられた当事者の「意思関係」における「意思」と本質論で論じられる「階級意思」は同じではないが、現実の法的関係における当事者の意思は、結局法規範の内包する階級意思に従属することになっている。これではほとんど「法＝規範」説と変わりはないことになろう。そのためか、教授は、さらにそれ補修するようなややこしいことを言っている（後述）。

以上の藤田教授の説明を整理すれば、次のようになりそうだ。まず経済関係の媒介形態としての法的関係（主体の意思関係）が想定される（法の形態規定）。この「法的関係」はまだ法規範の問題を捨象した中途半端ないわば「仮の法的関係」（これは私の表現であって教授がそう言っているわけではない）である。他方でこのような経済関係を維持するために、階級関係を反映した権力が生まれ、権力によってこの経済関係を維持・保障するための法規範（支配階級の法意識を反映）が制定され、当事者がそれに適合的な行動をとることによって、具体的な法的関係が生じる（法の本質規定）。それによって最初の仮の法的関係は、確定した法的関係へと変わる。

この場合、「仮の法的関係」は純論理的な設定なのか、それとも実在するのか。私が「仮の法的関係」と呼んだもの、つまり形態規定論で論じられている法的

関係は、教授においては純論理的な設定ではなく、実際に存在するものと考えられている（つまり、「仮の」法的関係という私の表現は、正しくないことになる）。そこから次のような言葉も出てくる（先に「後述」と書いた「ややこしいこと」とは、次のことである）。「国家の法規範が以上のような『作用』をあたえうるのは、一定の経済諸関係が、したがってまたその媒介形態たる人々の意思関係が現実存在し、あるいは少なくとも形成されはじめていて、そこに発生する法意識を媒介としてそれらが法規範に表現されているかぎりにおいてである」（「論文・一般理論」、16頁）。

この文章も、論理的には辻褄が合いにくい。特に、「…法意識を媒介としてそれらが法規範に表現されているかぎり…」というのは、意味不明である。「仮の法的関係」における平均的な形態の定型化が法規範であるという趣旨、つまり現実の経済関係を媒介する意思関係を集大成し、それを実定法化したところに法規範が生まれるという趣旨であれば同意できるが、全体の文脈からしてそうではあるまい。

ともかくこれからみると、当事者の法的関係（意思関係）はまず事実として先行し、そこに生まれる当事者の法意識と法規範が適合的な場合に、法規範は「作用する」というのである。ここでは当事者の意思関係が、法規範よりも優先されているように見える。先に藤田教授は、当事者は、「公的に要請されたもの、強制されうるものとして、この規範に彼らの行動を適合させる」と述べていた（「論文・一般理論」、15頁）。つまり法規範の存在が先行し、当事者はそれに自らの行動を合わせるというのである。ところがここでは、当事者の行動は法規範の存在とは無関係に存在し、たまたまそれが法規範に適合的な場合は、法規範が作用する、ということになっている。法規範に表現されていないような経済関係、すなわち法規範に矛盾するような経済関係には法規範は作用せず、したがってそれは有効という理屈になってしまうが、それでいいのだろうか。

ここには、藤田教授が、形態論と内容論の統一を図りながらも、結局統一できていない矛盾が露呈している。自由意思に基づく経済関係と法規範に従った

それを、統一しようとして統一できていないのである。社会主義の下では、「自由」と「強制」の区別が付かなくなる（実際は「強制」なのである）現象が多いが、そのような矛盾と統一の弁証法が、教授のメンタリティーには染み込んでいるのであろうか。教授には、このような「弁証法的統一」的な思考が多い。実際には、資本主義下の経済関係（法的関係）は、契約自由の原則に基づいて、自由に形成することができ、それらは内的強制（倫理など）と経済的強制によって実現される。法規範は、事後的にチェックするだけである。もちろん現実の経済関係（法的関係）については技術的規制も多く（例えば制限利息）、それは予め認識し、それに従わざるを得ない。しかしそれは、資本主義法の原理的問題とは別である。「法の一般理論」で取り上げるべき資本主義法の中心的原理は、あくまでも「契約自由の原則」である。

このように、教授による形態論と内容論の統一の試みは失敗に終わっている。そのことは次の章で改めてまとめるとして、ここではもう一つ触れておくべきことがある。

藤田教授は、ソ連の法理論史研究から引き出した結論として、今述べた形態論と本質論の統一の必要性以外に、もう一つ、「理論」と「歴史」の統一についても語っていた。理論と歴史の統一という意味は多義的であるが、この場合は、パシュカーニス理論は資本主義法の論理構造の分析にとどまり、法の歴史的展開がないことを批判したものであったろう。藤田教授の「論文・一般理論」の第3節「法の歴史性と社会構成体」は、それを補う意味をもっていたのかもしれない。しかしパシュカーニスも、法の歴史研究の必要性を否定するわけではない。ただそれは「法の一般理論」には含まれず、別の研究課題だというだけである。私もまたそのように考えている。それは資本主義法の範囲内であれば「段階論」の研究課題であるし、その枠外にまで及ぶのであれば「広義法律学」の課題となる。

第9章 まとめ

藤田教授の「法の一般理論」は、パシュカーニス理論の長所を活かし、その欠陥を補うという方法で展開されたものである。それは、しばしば、「形態論」と「内容論」の統一と呼ばれていた。しかし教授の試みは成功してはおらず、教授によるその統一の試みにはさまざまな矛盾が伴っている。以下三点に整理しよう。

まず第一に、前章で既に述べたことであるが、「仮の法的関係」（「意思関係」）、法規範へと形成されていく「階級意思」、その法規範に従って形成される法的関係（意思関係）の三つの「意思」は同じではないが、教授の議論では、予定調和的に一つのものであるかのように論じられている。実際には、仮の法的関係における当事者の意思と、階級意思やそれを反映し、さまざまな事情を反映して相対的独自性をもつ法規範、その反作用を受けて最終的に確定した法的関係における意思関係とは同じではない。とすれば、最初の「仮の」法的関係について論じることは、つまり、教授の形態規定論は、結果的にほとんど意味がないことになる。

第二の問題は、形態論では交換関係を、本質論では生産過程を対象としていることによる議論のズレである。本来固有の法（狭義の法）は、主として交換関係に関わるものである。藤田教授は、まず交換関係における法的関係（狭義の法的関係）について説き、次いで生産関係（階級関係）を基礎に法規範全体（広義の法）の成立を説いているから、両者はうまく交錯しない。そしてその法規範の実現（反作用）論では、異なるロジックで説明されている前者（交換関係を媒介する法的関係）にもそれを妥当せしめようとしている。教授の使用する「経済的諸関係」という言葉は、形態論では交換関係を意味し、内容論では主として生産関係を意味していたが、そのうち両者の区別が曖昧になり、文脈に応じてどちらか一方を指したり、両方を指したり、都合の良いようにこの概念を操作している。

つまり、教授が「経済関係」という場合、形態規定論で論じた商品交換関

係（労働力商品、貨幣、商品化された資本、使用価値の売買を含む売買関係。「論文・一般理論」、5頁）を意味するのか、本質規定論で論じられた生産関係、したがって階級関係やさらに広く公法関係を含んでいるのか、それらのすべてなのか曖昧なことが多いのである。例えば教授は、「国家が、資本主義的再生産の存立条件および再生産過程を構成する経済的諸関係の範型（ノーマルなタイプ）を法的規範として公認し、それをほかならぬ法的規範の名において強制する…」と言う（同論文、11頁）。これは、第2節「本質規定」論の文章であり、ここでの「経済的諸関係」は、生産関係を中心として構成される諸関係である。しかしすぐその後で、「このようにして公的に承認された法規範は、さきにもべた法的関係の当事者の内的強制を外制的強制によって裏づけるものである」と述べている（同所）。「さきにもべた法的関係の当事者の内的強制」云々は、第1節「形態規定」論で論じられた売買などの対等者間の自由意思に基づく法的関係における経済的強制のことを指している。異なる対象、異なる次元の議論が、混同して論じられているのである。

第三に、法規範成立の筋道である。法規範の成立には、二つの筋道が考えられる。一つは、交換過程における当事者の意思関係にふくまれる規範意識を実定法化するという筋道である。もう一つは、生産過程に基礎をおく階級関係から階級意思・国家意思の形成を経て、法規範が成立するという筋道である。図式的に言えば、前者はパシュカーニスの、形態論的な、後者はヴィシンスキー的、本質論的な考え方である。両者を結合するというのが藤田教授の問題意識であった。この論文で教授は、法規範成立の筋道を、直接的には、後者すなわち第2節「本質規定」論で説き、生産過程における階級構造から国家の成立、その階級国家による法律の制定という筋道で説明している。しかしその筋道を、『著書・一般理論』程には強調せず、例えば、「階級意思」という言葉も、それほど明確な意味では使っていない。したがって、後に教授が、「論文・一般理論」では、「ゲネシス論が欠けていた」と反省するのは、根拠があったのである（ただし私自身は、そのような反省を無用と考えていることは、既述のとおりである）。

法規範の成立の道すじについても、藤田教授の議論からは、形態論と内容論の結合に苦勞している様子が読み取れる（それは必ずしも意図的ではないとも思われるが）。階級国家による法規範の制定といっても、それは必ずしも「階級意思」を通過しないような法規範の成立のプロセスも想定していると解する余地があるような書き方になっている。例えば、次のような文章がある。「経済的諸関係の範型の国家権力による規範化という現象は、なによりもまず、経済的諸関係が国家意思（支配階級の意思）を通過して法規範に表現される客観的プロセスとしてみなければならぬ」（「論文・一般理論」、12頁）。この場合は、明らかに、「階級意思」を通過した法規範の制定手続である。

他方で、次のような文章もある。「法規範は、この意思関係を支配階級の維持しようとする再生産構造、それを構成している個々の経済関係の範型に適合的な形態（社会的に平均的な形態）に定型化し、彼らの意思関係を国家の公的意思（支配階級の階級意思）によって裏うちし、彼らの規範意識を国家権力の物理的強制という外的強制によって裏うちするという形で、この意思関係＝社会関係に『作用』する」（「論文・一般理論」、15頁）。ここでの「個々の経済関係の範型に適合的な形態（社会的に平均的な形態）に定型化」という表現は、先の「経済的諸関係の範型の国家権力による規範化」という表現と似ており、「定型化」とは「規範化」を意味していると解する余地がある（ただし教授の意図はそうではなく、個々の経済関係を範型に合わせるように強制する」という意味であろうか）。そうだとすれば、個々の法規範は、階級意思とは無関係に、「社会的に平均的な形態」を定型化したものと解釈できる。仮にそうでなくても、この「定型化」によって法規範は実現されるのである。ここでの「社会的に平均的な形態」は、日常的に行われている形態、すなわち「生きる法」として存在している形態ということになる。これは階級意思を通過することなく、事実上存在する経済関係に含まれる規範意識を定式化する形で法規範が制定される道すじを示していると解されるのである（これは藤田教授が意図したことではないかもしれないが）。

このように、教授の記述では、法規範は、法的関係の当事者の意思関係（法

意識)が規範化したものなのか、それとも支配階級の階級意思が規範化したものなのか、なお曖昧な点が残されているのである。いずれにしろ形態規定論は商品交換関係だけを想定し、本質規定論では、公法関係を含む法的関係すべてが対象となっているのであるから、さまざまな齟齬が生じても当然なのである。前者は等価関係的で非階級的な関係と言えし、後者は、非等価的・階級的な関係を中心としている。両者は、同じ対象についての「形態」と「本質」の関係ではなく、対象とする社会関係が大きくズレている、あるいは次元を異にしている。したがって、両者を結びつけたり、すりあわせることには基本的な無理があるのである。結論として、形態論と本質論の結合は、完全に失敗していると言わなければならない。と言うよりも、そもそも両者を結合する必要はないし、さらには、本質論なるものそのものが不要なのである。

さて、藤田教授の「論文・一般理論」を、ごく簡単に概括すれば、次のようになる。第1節「形態規定」論は基本的に正しく、私はそれを継承・発展させるべきだと思い、私見もその一部を簡単に述べた(第2編第4章)。第2節「本質規定」論の多くは、マルクス主義者にとっての常識論(その教条主義版)であるが、これは全面的に考え直すべきであり、あるいは不要である。第3節「法の歴史性」の部分は「段階論」の問題として、また「広義法律学」の問題として、「一般理論」からは除外すべきである。ソ連における法の一般理論をめぐる論争からの教訓として、教授が最も力を入れたであろう形態論と本質論の結合の試みも、既述のように、さまざまな齟齬を生じ、失敗に終わっている。

後述のように、その後民科内部の議論で「論文・一般理論」における階級論、権力論の不足が指摘されたようである(それも形態論と本質論の矛盾に関わっている)。その批判を考慮に入れて、藤田教授は、『著書・一般理論』を著すことになる。二つの一般理論の相違をその内部構成で示すと、次のようになる。まず『著書・一般理論』では、「論文・一般理論」の第1節の形態論(パシュカーニスの部分)が姿を消し、あるいは事実上本質論に吸収され、本質論一本になる。次いで「論文・一般理論」の第2節の本質論の大部分(法規範の成立とその反作用)は、『著書・一般理論』では、「序論」と位置づけられている。そ

して「論文・一般理論」の第2節の本質論の小さい一部分でしかない法規範の体系的編成の問題(法体系論)が、『著書・一般理論』では「本論」とされるのである。「論文・一般理論」の第3節の歴史論は、『著書・一般理論』では、「体系論」と並んで「本論」を構成するはずのものなのであろうが、『著書・一般理論』は、法体系論の見取図を示したところで中断した形になっており、歴史論に関する記述はない。

さて、「広義の法」の歴史は人類史とともに古いが、「公平」を原理とする「狭義の法」は、資本主義の下で全面的に発展する。それは資本主義経済の基礎細胞である商品交換関係の展開が、平等・公平を原理とする法の精神と一致するからである(マルクスは、商品は「生まれながらの平等主義者である」と語っている。岩波文庫版『資本論(一)』、167頁)。したがって、私見によれば、商品交換関係を媒介する契約法が資本主義法の中心となる。ここまでは、パシュカーニス理論や、藤田教授のいわゆる「形態論」ともほぼ一致するだろう。そして商品交換は、等価性原理が働くので、交換は等価、すなわち公平でなければならないという「当為」意識を生む。経済上の「価値法則」が、法律上の当為意識(権利・義務意識)の源泉となっているのである。ここまでも、藤田教授の「論文・一般理論」とほぼ同じと言ってよいであろう。しかし、ここからが異なる。

商品交換関係が生み出す当為的な関係は、意識としてだけではなく、事実上の「生ける法」としても存在している。国家制定法は、この「生ける法」を実定法化したものである。もちろんこれは「狭義の法」について言っているのであって、「広義の法」は、「生ける法」と無関係に、政策的に制定されるものも多いであろう。藤田論文では、せつかく法形態論をその最初に置きながら、そこから法規範が生まれるという議論にはなっていない。法規範は、法の本質論なるものによって、階級意識を媒介に生まれていくことになっているのである。これでは「論文・一般理論」第1節の法形態論(パシュカーニスの部分)は、不要ということになる。繰り返すように、実際『著書・一般理論』では、それは姿を消すのである。

ところで、私（パシュカーニスも事実上同じ）のように、法形態論から「生ける法」論を媒介として制定法規範の成立を考えるとすれば、その間に国家論が必要だという批判が出てくるであろう。しかし私は、国家論は別のテーマであり、「法の一般理論」からは、切り離して考えるべきだと考えている。さらに言えば、第1編第1章第1節で簡単に述べ、後に第3編でもう少し詳しく論じるように、そもそも私自身は、「法の一般理論」を、主として、近代法の諸原則、基本的諸概念の体系として展開すべきだと考えているので、法規範の具体的な成立過程を論じる必要はないのである。

マルクス主義者は、もともと法は独自の歴史を、したがってまた独自の自己完結的な論理をもたないと考えている。したがって純粋な「法の一般理論」は成立せず、それは「法と経済の一般理論」になり、さらには「法と経済と国家の一般理論」にならざるを得ない。そして結局それは、史的唯物論の主要部分と同じことになってしまい、史的唯物論の法視角からの再構成、つまり、経済的土台と、法、国家等々の上部構造の相互関係を、より詳しく論じたものでしかなくなる（藤田教授の言う「史的唯物論の法律的色づけ」）。『著書・一般理論』の三分の二は、そのような内容である。藤田教授は、史的唯物論の法視角からの再編成（それは「法の一般理論」の「序論」と位置づけられている）を超えて、法カテゴリー内部の構造・相互関係、すなわち法体系論を「法の一般理論」の「本論」として構想している（『著書・一般理論』ではその見取図しか示されていない）。しかし、「法体系論」は、結局は「法規範の体系論」になる以外になく、それは「法学概論」とそれほど変わらないものとなる。つまり、教授の「法の一般理論」の序論は史的唯物論であり、本論は法学概論ということになるのである。教授の『著書・一般理論』と、その方法を適用した『概説ソビエト法』は、このことを証明していると言えそうである（本稿第3編で詳述）。

第10章 民科内部での藤田批判と藤田教授の「屈服」

第1節 歴史は繰り返す

藤田教授は、1965年の論文「法と経済の一般理論」の発表後、1969-1973年に、『法学セミナー』紙上に、「法と経済の一般理論・ノート」を連載し（学生用雑誌に、このような難解で、しかも学生にとって有意義とは全く思われぬ論文が掲載されたことに呆れる）、その後1974年に、それをまとめて著書『法と経済の一般理論』を出版した（当初の「ノート」と著書とでは、若干の記述の相違がある箇所もあるので、前者を引用する場合は「ノート」と略記する）。「論文・一般理論」と『著書・一般理論』は、分量的に大いに異なっているから、そのまま比較するのは無理があるが、内容的に、かなり大きな変化がみられる。その間の事情は、『著書・一般理論』の序説と第1章や、藤田教授の「『法と経済の一般理論』をめぐって」（『法学セミナー』、1970年1月、その後、片岡昇編『現代法講義』に収録、1970年。以下の引用は後者による）に述べられている。

それによると、「論文・一般理論」に対して批判が寄せられ、藤田教授はその批判を受け容れ、それに応じる方向で『著書・一般理論』が書かれたらしいのである。しかし、だれが、具体的にどのように批判したのかは、それほど明確ではない。批判論文もあまり公表はされていないようである。藤田教授によれば、民科内部の研究会などで、口頭で批判、疑問、質問等が提起されたらしいのである（「ノート」、『法学セミナー』、1969年10月、93頁）。何か秘密裡に批判・自己批判が行われたようで、これもまたソ連的である。批判者は、ちゃんとした批判論文を公表すべきであったろう。藤田批判論文として同教授が注記しているのは、既述の梯明秀氏の論文（ただし同氏は民科外）を除けば、宮崎良夫氏の「経済・国家・法について」（『季刊現代法』創刊号、1969年）だけである。ただし、前稿でも述べたように、残念ながら私はこの雑誌を参照できなかった。

いずれにしても、藤田教授のような優れた理論家が凡庸の批判に屈服しているかのようで、理解しがたい構図ではある。スターリン時代以来の俗流史的唯

物論の重圧が、マルクス主義法学者の精神を深く蝕んでいるようである。かつてソ連で、優れた理論家達が、理論家としては凡庸なスターリンに屈服していった構図を思い出させる。

藤田教授に対する批判は、既述の「論文・一般理論」第1節の形態規定論に集中したようである。つまり教授が再評価したパシュカーニスの部分である。教授に依れば、その部分が、「階級的・権力的契機の理解が稀薄になるという観点から批判された」というのである（『著書・一般理論』、12頁。1頁も同旨）。デジャブというのか、似たような過去が2回あった。一つは、ソ連におけるヴィシンスキー派によるパシュカーニス批判である。もう一つは、わが国の法社会学論争において、マルクス主義法学者達が、パシュカーニスの目した山中康雄・川島武宜両氏に対して行った批判である。階級性・権力性の欠如（軽視）を批判するというその発想は、全く共通である。歴史は繰り返す。一度目は悲劇として、二度目は喜劇と言うより茶番として、三度目は挽歌として。

第2節 藤田教授の弁解と反省

藤田教授は、このような批判を受け容れたようである。教授は、「…小論に対する批判は、批判者の意図とは一応別に、客観的根拠をもつものといわなければならない」（『著書・一般理論』、8頁）とか、「これらの批判から私が学んだことは、小論において社会的意識の特殊形態としての法のGenesis〔生いたち〕論が欠けていることであった」（同書、12頁）と、弁解と反省の弁らしきことを述べている。しかしそれは、納得のいくものではない。

今「弁解」と述べたのは、次のようである。藤田教授は、論文「法と経済の一般理論」は、法の一般理論を正面から論じたものではなく、その部分問題としての「法と経済」というテーマを論じたものだと弁解するのである（『著書・一般理論』、2頁）。講座『現代法』における当該論文の位置からして、「法と政治」、「法と社会」、「法と道徳」等々のありうるテーマの一つとして「法と経済」を論じたというのである。部分問題として「法と経済」を取り上げただけであるから、階級性・権力性の関わらない法の形態規定から論じて、不思議

ではないと言いたいようである。しかし部分問題なら「一般理論」という言葉は使わないであろうし、パシュカーニスを研究したばかりの教授が、このテーマで論じるとすれば、当然、法の一般理論を論じることになる。なによりも藤田論文は、法の一般理論（その基本的スキーム）として、それなりに完結した内容をもっているのである。

藤田論文に接した当時の私は、「法の一般理論」と「法と経済の一般理論」の関係については、次のように了解していた。繰り返すように、私のように、法がかなりの程度、独自の歴史と論理をもっていると考えれば、「法の一般理論」は、自己完結的ではないとしても、ともかく成立しうる。しかし、藤田教授のように、「法の上部構造の経済的土台による客観的被制約性」を強調するならば、「法の一般理論」はそもそも成立の余地がなく、それは必然的に、「経済の一般理論」の部分問題となるか、あるいは「法と経済の一般理論」にならざるをえないことになる。さらにはそれは、「法と国家と経済の一般理論」、さらに言えば、結局は「社会の一般理論」、「社会科学の一般理論」にならざるをえないであろう。社会諸現象の一般理論を概括したものが史的唯物論だと解すれば、法の一般理論は、結局は史的唯物論に解消されることになる。実際、藤田『著書・一般理論』の多くの部分は、史的唯物論を、法の部分に焦点を当てつつ論じたものという性格が濃厚である。教授の言う「史的唯物論の法律的色づけ」である（ただし、『著書・一般理論』は、肝心の本論が書かれていないからそうになっているという面もある）。教授の言うように、「歴史的現実の総体的把握」（『著書・一般理論』、1頁）を目指すのであれば、必然的にそうならざるをえないであろう。

しかし藤田教授は、「法の一般理論」は必然的に「法と経済の一般理論」になると言った明快な主張はしていない。そして「要するに、『法と経済』という問題は、史的唯物論の理論体系を予定するばあいには、結局のところ法の一般理論の全体系をもって解くほかない性格の問題である」といった言い方を繰り返している（『著書・一般理論』、8頁）。論文「法と経済の一般理論」の方のテーマは、講座『現代法』の編集委員会から与えられたものであったのかもしれな

いが、いずれにしろ、私は、藤田教授は、部分問題としてではなく、「法の一般理論」を意図してあの論文を書いたと思うし、結果としてそうになっていると言える（本稿では、著作・論文名でない場合、「法と経済の一般理論」を文脈上「法の一般理論」と略すこともあるが、「経済」を排除することを意図しているわけではない）。

藤田教授の「ゲネシス（発生）論が欠如していた」という反省の弁も、納得はいかない。ゲネシス論とは、「社会の経済的土台からそれが生い立ってくるプロセス—つくり出されてくる過程—これを全体的に解明しておく」ということのようなのである（前掲『現代法講義』所収論文、70頁）。私からみると、「論文・一般理論」の第1節「形態規定」論は、既述のように、正にすぐれた法のゲネシス論と思われる。しかしここで教授のいう「法」は国家制定法のことであり、つまり「法＝規範」説を前提とした考え方のようである。つまり教授のいうゲネシス論とは、土台の階級構造をどのように反映して法が制定されるのか、支配階級の階級意思がいかにか国家意思に転化して法に結実するかといった過程を研究することを意味するらしい。しかし、このような意味でのゲネシス論であっても、それは「論文・一般理論」の第二節の「法の本質規定」論は、正にそれを論じたものであった。ただし『著書・一般理論』に比べれば、「論文・一般理論」が短い論文であることを考慮に入れても、後者の実定法の成立過程の説明は、確かに明確さに欠けていた。また、この場合、第1節の形態論で論じられている法の起源（第1節はそれを論じたものと私は解釈するが）の問題と、国家制定法はどのような関係にあるのか不明のままである。

このことは、法的関係を「意思関係」とみる場合の「意思」を、どのように理解するかという問題にも関わってくる。藤田教授が、「論文・一般理論」で、「法的関係は意思関係である」という場合、この意思関係とは、例えば、売買関係の両当事者の意思関係を意味していた。しかしそれでは、法の規定的な要素であるはずの「支配階級の階級意思、国家意思」という別の「意思」が位置づけられなくなってしまい、「国家論や階級論が脱落した理論」になると批判されたらしいのである（前掲『現代法講義』所収論文、70-71頁）。第1節「形

態規定」論でいう当事者の「意思」と、第2節「本質規定」論でいう「階級意思」が相容れないものであることは、本稿でも指摘した（第2編第8章）。したがって、そのような批判が出てくるのは当然ではあった。それに応えるために、藤田教授は、「法的関係がどういうふうに発生してくるのかという過程を追わなければなりません」と、発生論の必要性を説くのである（前掲『現代法講義』所収論文、71頁）。

念のため付け加えるが、私もまた教授の「意思」論の矛盾を指摘したが、だからといって、法的関係の当事者の「意思」と、法規範を基礎づけるとされる「階級意思」の関係を整理せよと主張しているわけではまったくない。私自身は、「法の一般理論」は、近代法の諸原理の体系として解くべきだと考えているので、実定法規範がどのようにして具体的に成立するかという問題は、その研究対象とはならない。しかし、経済と法の間を説明するためにも、法規範の成立の一般的道筋は示す必要がある。そしてそれは、藤田教授がいわゆる「形態規定」論で論じたこと（その基礎にはパシュカーニス理論がある）で充分である。私もまた藤田説をパラフレーズして、商品交換関係が等価交換原理（その基礎には価値法則がある）に貫かれていることによって内包している当為性（経済的強制）が法的関係（公平・平等な関係）の基礎であり、その規範的定型化が法規範であるという説明で十分だと考えている。ここに「階級意思」を介入させる必要はないのである。

個々の法規範の制定に際して、「階級意思」が入り込むことはありうる。しかしそれは、「現状分析」レベルの研究対象であって、「法の一般理論」では捨象されるべき問題である。『著書・一般理論』では、経済構造がはらむ階級関係から階級意思の形成、その国家意思への転化と法規範の成立という筋道が説かれている。これは、現状分析の手法で実証すべき研究課題である。マルクス主義法学には、そのような研究の豊富な蓄積があつてしかるべきであるが、意外にもあまりないのではないか。あるとしても、外交・防衛関係の法律や治安立法ばかり（これらの分野は資本主義体制とは直接関わりがない）で、資本主義法の根幹を成す民法、労働法の分野では、少ないのではないだろうか。藤田

教授の『著書・一般理論』でも、階級意思から国家意思へという筋道は、まったく実証抜きで、所与の前提として、論証の必要性がないかのように扱われているのである。

結局のところ、教授が「ゲネシス」論に改めて注目したのは、むしろヴィシンスキー的な「法＝規範」説に対する反省にあるのではないだろうか。前稿で述べたように、わが国の法社会学論争において、マルクス主義法学者はヴィシンスキー説を振りかざして、パシュカーニスの傾向の学者を批判していた。藤田「論文・一般理論」についても、マルクス主義法学者の多くは、同じような視点から批判したと思われる。藤田教授もそのような批判に押し切られてしまうのであるが、しかしヴィシンスキー的な「法＝規範」説では、マルクス主義法理論を正面から批判したシュタムラー説と、階級的視点を除けば、さほど変わらないものになってしまう（経済と法の関係についてのシュタムラー説は、社会主義法には妥当するものであり、ヴィシンスキー説と共通する点があっても不思議ではなかった）。そこで藤田教授は、生産過程における階級構造から説き起こして、ヴィシンスキーが所与の前提としていた法の階級的性格を改めて基礎から説く必要性を感じたのだと私は理解している。その意味では、教授の「ゲネシス論」は、むしろヴィシンスキー説の補強の意味をもっているのである。

第3節 宇野理論に関連した補足

ここで、藤田教授による「三段階論」批判にも触れておきたい。教授は、『現代法講義』所収論文で、マルクス主義と対抗するような種々の社会科学方法論の批判を行っている。そのなかで宇野弘蔵氏の三段階論も批判している。ただ、これは藤田教授のよくない習慣だと思うが、誰かを批判する場合、相手を明示しないことが多い。議論はオープンにすべきであり、秘密めいてはならない（社会主義諸国では、誰を批判しているのかわからないような、思わせぶりの批判が非常に多かった。誰が批判しているのかもわからない匿名の批判もかなりあった）。ここでも「経済学」の「三段階論」と言うだけで、宇野弘蔵氏

の名前は出てこない。そして教授は、「経済学におけるこの論が法律学にも重要な影響を及ぼしている」と述べている（片岡昇編『現代法講義』、1970年、64-65頁）。法学者で宇野派を自称していた（それも、密かに）のは無名の私ぐらいのものであり、「重要な影響を及ぼしている」とはとても思えず、不思議に思ったものである。

ここでも藤田教授はその例を示していないから、宇野理論がどのように法学者に影響を与えたというのかよく分からない。確かに当時、私は、稲本洋之助氏の論文（「法の歴史的分析」、片岡昇編『現代法講義』所収、1970年。これは関西民科学学校の講義であるが、藤田教授も同学校で「法の一般理論」について講義している）を読んで、宇野氏の段階論の影響を感じたことがあったが、これも不確かである。ところが藤田教授は、すぐ続けて「これもやはり、私が『民科学学校』のなかで私自身の考え方をいろいろ自分で検討してみた結果の反省なのですが…」と書いている（前掲『現代法講義』所収論文、65頁）。これからみると、藤田教授自身が宇野理論の影響を受けたと語っているようにも読める。自分への影響を「重要な影響」というのも変とは思うが。

先に私は、藤田教授が、別の文脈（商品交換関係、流通形態から説き起こしていること）で、宇野理論の影響を受けているのではないかという推測を書いたが、この推測はやはり正しいのかもしれない。藤田教授は、宇野理論につき、「この理論では、資本主義的な生産関係のとらえ方が、かなり流通形態論的な考え方に立っているといわれます」と述べている。そして、これでは「ブルジョア社会の階級的な編成の解明まで上向するものとなりがたい…」と言うのである（前掲『現代法講義』所収論文、65頁⁽²⁵⁾）。既述のように、これは、藤田「論

(25) 宇野三段階論についての藤田教授の説明には、不正確な点がある。教授は、「この論〔三段階論〕では、法則的解明が主題となる『原理論』的世界では、国家や法の問題は出てきません。国家や法の問題は『段階論』ではじめて内容あるものとして登場することになる…」と述べている（片岡昇編『現代法講義』所収論文、1970年、65頁）。確かに経済学の原理論では国家や法の問題は捨象されるが、国家や法について「原理論」（法則的解明）が成立するか否かは別問題である。そして宇野説では、政治学、国家論には原理論はないが、法律学

文・一般理論」にもある程度当てはまりそうにみえる。そのような批判を受けた藤田教授は、そこから「法と経済との相互関係を社会の経済的土台から出発して法則的に解明していく」ことの必要性を説くのである（同書、66頁）。

しかし、ここでも藤田教授の思考は揺れ動いているようにみえる。教授は、「資本主義社会における生産関係…には歴史的に規定された論理的な形態があります。したがって、これに対応する法イデオロギーの論理的な形態の分析も非常に重要なことです—あるいはこれこそまさに重要といってもいいぐらいです—」とも述べるのである（前掲『現代法講義』所収論文、67頁）。そしてそれは、正に教授が、「論文・一般理論」の第1節「形態規定」論で論じたものである。さらに教授は、「もしそういう論理的形態の分析ということを無視してしまうと、…法律学については、俗流的な唯物論法制史になってしまう」とも述べている（同所）。これこそ重要な指摘である。民科内部で批判を受け、「法と経済の一般理論・ノート」の執筆を始めた後の1970年においても、教授はなお、このように、論理的形態分析の重要性を語っていたのである。しかし、教授の『著書・一般理論』は、「論理的形態の分析」（「論文・一般理論」の第1節に相当するもの）が欠落し、「俗流的な唯物論法学」に陥っているようにみえるのである（未完であるからこのように断定することは早計かもしれないが、書かれている範囲内ではそうである）。

は経済学と並び「原理論」があるとされているのである。若い頃の私は、宇野氏のいう「法学原理論」を志していたのであり、藤田教授の「論文・一般理論」は、その先駆的業績だと勝手に位置づけていたのであった（拙稿「法律嫌いの法律学、ソ連嫌いのソ連学、社会嫌いの社会科学」、『神戸法学雑誌』、60巻3・4号、2011年、92-93頁）。